

令和5年 第4回

宿毛市議会定例会会議録

令和5年12月5日開会

令和5年12月20日閉会

令和五年第四回宿毛市議会定例会会議録

宿毛市議会事務局

令和5年第4回宿毛市議会定例会会議録

目 次

| | |
|--|-----|
| 第 1 日 (令和5年12月5日 火曜日) | |
| 議事日程 | 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 2 |
| 出席議員 | 2 |
| 欠席議員 | 2 |
| 事務局職員出席者 | 2 |
| 出席要求による出席者 | 2 |
| 開 会 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 会議録署名議員の指名 | 4 |
| ○日程第2 会期の決定 | 4 |
| (諸般の報告) | |
| ○日程第3 令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに 水道事業会計の利益処分及び決算認定について | 4 |
| 委員長報告 | |
| 予算決算常任委員長 | 4 |
| ○日程第4 議案第1号から議案第21号まで | 6 |
| (提案理由の説明) | |
| 市 長 | 6 |
| 散 会 (午前10時27分) | |
| ----- . . . ----- | |
| 第 2 日 (令和5年12月6日 水曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 3 日 (令和5年12月7日 木曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 4 日 (令和5年12月8日 金曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 5 日 (令和5年12月9日 土曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 6 日 (令和5年12月10日 日曜日) | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第 7 日 (令和5年12月11日 月曜日) | |
| 議事日程 | 1 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 1 |

| | |
|----------------------|-----|
| 出席議員 | 1 1 |
| 欠席議員 | 1 1 |
| 事務局職員出席者 | 1 1 |
| 出席要求による出席者 | 1 1 |
| 開 議 (午前 1 0 時 0 0 分) | |
| ○日程第 1 一般質問 | 1 3 |
| 1 今城 隆議員 | 1 3 |
| 企画課長 | 1 3 |
| 今城 隆議員 | 1 3 |
| 企画課長 | 1 3 |
| 今城 隆議員 | 1 3 |
| 企画課長 | 1 3 |
| 今城 隆議員 | 1 4 |
| 企画課長 | 1 4 |
| 今城 隆議員 | 1 4 |
| 企画課長 | 1 4 |
| 今城 隆議員 | 1 4 |
| 企画課長 | 1 4 |
| 今城 隆議員 | 1 4 |
| 企画課長 | 1 4 |
| 今城 隆議員 | 1 4 |
| 企画課長 | 1 5 |
| 今城 隆議員 | 1 5 |
| 企画課長 | 1 5 |
| 今城 隆議員 | 1 6 |
| 企画課長 | 1 6 |
| 今城 隆議員 | 1 6 |
| 市 長 | 1 7 |
| 今城 隆議員 | 1 7 |
| 市 長 | 1 7 |
| 今城 隆議員 | 1 8 |
| 市 長 | 1 8 |
| 今城 隆議員 | 1 8 |
| 産業振興課長 | 1 8 |
| 今城 隆議員 | 1 9 |
| 産業振興課長 | 1 9 |
| 今城 隆議員 | 1 9 |
| 産業振興課長 | 2 0 |
| 今城 隆議員 | 2 0 |

| | | |
|---|-------------|-----|
| | 産業振興課長 | 2 0 |
| | 今城 隆議員 | 2 0 |
| | 産業振興課長 | 2 0 |
| | 今城 隆議員 | 2 0 |
| | 産業振興課長 | 2 1 |
| | 今城 隆議員 | 2 1 |
| | 産業振興課長 | 2 1 |
| | 今城 隆議員 | 2 2 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 2 2 |
| | 今城 隆議員 | 2 3 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 2 3 |
| | 今城 隆議員 | 2 4 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 2 4 |
| | 今城 隆議員 | 2 4 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 2 4 |
| | 今城 隆議員 | 2 5 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 2 5 |
| | 今城 隆議員 | 2 5 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 2 6 |
| | 今城 隆議員 | 2 6 |
| | 市長 | 2 6 |
| | 今城 隆議員 | 2 6 |
| 2 | 三木健正議員 | 2 7 |
| | 市長 | 2 7 |
| | 三木健正議員 | 2 9 |
| | 市長 | 3 0 |
| | 三木健正議員 | 3 0 |
| | 市長 | 3 1 |
| | 三木健正議員 | 3 1 |
| | 選挙管理委員会委員長 | 3 2 |
| | 三木健正議員 | 3 2 |
| | 選挙管理委員会委員長 | 3 2 |
| | 三木健正議員 | 3 3 |
| | 選挙管理委員会委員長 | 3 3 |
| | 三木健正議員 | 3 4 |
| 3 | 小谷翔太議員 | 3 4 |
| | 土木課長 | 3 4 |

| | |
|-----------|-----|
| 小谷翔太議員 | 3 4 |
| 土木課長 | 3 5 |
| 小谷翔太議員 | 3 5 |
| 健康推進課長 | 3 5 |
| 小谷翔太議員 | 3 5 |
| 健康推進課長 | 3 6 |
| 小谷翔太議員 | 3 6 |
| 市 長 | 3 6 |
| 小谷翔太議員 | 3 7 |
| 都市建設課長 | 3 7 |
| 小谷翔太議員 | 3 7 |
| 都市建設課長 | 3 8 |
| 小谷翔太議員 | 3 8 |
| 商工観光課長 | 3 8 |
| 小谷翔太議員 | 3 9 |
| 商工観光課長 | 3 9 |
| 小谷翔太議員 | 3 9 |
| 4 野々下昌文議員 | 4 0 |
| 市 長 | 4 0 |
| 野々下昌文議員 | 4 0 |
| 市 長 | 4 1 |
| 野々下昌文議員 | 4 2 |
| 危機管理課長 | 4 2 |
| 野々下昌文議員 | 4 2 |
| 危機管理課長 | 4 3 |
| 野々下昌文議員 | 4 3 |
| 市 長 | 4 4 |
| 危機管理課長 | 4 4 |
| 野々下昌文議員 | 4 5 |
| 危機管理課長 | 4 5 |
| 野々下昌文議員 | 4 5 |
| 危機管理課長 | 4 5 |
| 野々下昌文議員 | 4 6 |
| 危機管理課長 | 4 6 |
| 野々下昌文議員 | 4 6 |
| 危機管理課長 | 4 6 |
| 野々下昌文議員 | 4 7 |

| | |
|------------------|-----|
| 市 長 | 4 7 |
| 野々下昌文議員 | 4 8 |
| 福祉事務所長 | 4 9 |
| 野々下昌文議員 | 4 9 |
| 福祉事務所長 | 4 9 |
| 野々下昌文議員 | 4 9 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 4 9 |
| 野々下昌文議員 | 5 0 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 5 0 |
| 野々下昌文議員 | 5 0 |
| 教 育 長 | 5 0 |
| 野々下昌文議員 | 5 1 |
| 教 育 長 | 5 2 |
| 野々下昌文議員 | 5 2 |
| 教 育 長 | 5 2 |
| 野々下昌文議員 | 5 3 |
| 延 会 (午後2時49分) | |

----- . . ----- . . -----

第 8 日 (令和5年12月12日 火曜日)

| | |
|----------------|-----|
| 議事日程 | 5 5 |
| 本日の会議に付した事件 | 5 5 |
| 出席議員 | 5 5 |
| 欠席議員 | 5 5 |
| 事務局職員出席者 | 5 5 |
| 出席要求による出席者 | 5 5 |
| 開 議 (午前10時00分) | |
| ○日程第1 一般質問 | 5 7 |
| 1 寺田公一議員 | 5 7 |
| 商工観光課長 | 5 7 |
| 寺田公一議員 | 5 7 |
| 商工観光課長 | 5 7 |
| 寺田公一議員 | 5 7 |
| 商工観光課長 | 5 8 |
| 寺田公一議員 | 5 8 |
| 商工観光課長 | 5 8 |
| 寺田公一議員 | 5 8 |
| 商工観光課長 | 5 8 |

| | |
|--------|-----|
| 寺田公一議員 | 5 8 |
| 商工観光課長 | 5 9 |
| 寺田公一議員 | 5 9 |
| 商工観光課長 | 5 9 |
| 寺田公一議員 | 5 9 |
| 商工観光課長 | 5 9 |
| 寺田公一議員 | 6 0 |
| 商工観光課長 | 6 0 |
| 寺田公一議員 | 6 1 |
| 環境課長 | 6 1 |
| 寺田公一議員 | 6 1 |
| 環境課長 | 6 1 |
| 寺田公一議員 | 6 1 |
| 環境課長 | 6 1 |
| 寺田公一議員 | 6 2 |
| 環境課長 | 6 2 |
| 寺田公一議員 | 6 2 |
| 市長 | 6 3 |
| 寺田公一議員 | 6 3 |
| 企画課長 | 6 3 |
| 寺田公一議員 | 6 3 |
| 企画課長 | 6 3 |
| 寺田公一議員 | 6 4 |
| 企画課長 | 6 4 |
| 寺田公一議員 | 6 4 |
| 企画課長 | 6 4 |
| 寺田公一議員 | 6 5 |
| 企画課長 | 6 5 |
| 寺田公一議員 | 6 5 |
| 企画課長 | 6 5 |
| 寺田公一議員 | 6 5 |
| 企画課長 | 6 5 |
| 寺田公一議員 | 6 5 |
| 都市建設課長 | 6 6 |
| 寺田公一議員 | 6 6 |
| 企画課長 | 6 6 |
| 寺田公一議員 | 6 6 |

| | | |
|---|--------|-----|
| | 市 長 | 6 7 |
| | 寺田公一議員 | 6 7 |
| | 市 長 | 6 8 |
| | 寺田公一議員 | 6 9 |
| 2 | 浦尻学典議員 | 6 9 |
| | 危機管理課長 | 6 9 |
| | 浦尻学典議員 | 7 0 |
| | 危機管理課長 | 7 0 |
| | 浦尻学典議員 | 7 0 |
| | 危機管理課長 | 7 0 |
| | 浦尻学典議員 | 7 1 |
| | 市 長 | 7 1 |
| | 浦尻学典議員 | 7 2 |
| | 市 長 | 7 2 |
| | 浦尻学典議員 | 7 3 |
| 3 | 松浦英夫議員 | 7 3 |
| | 市 長 | 7 3 |
| | 松浦英夫議員 | 7 4 |
| | 市 長 | 7 4 |
| | 松浦英夫議員 | 7 5 |
| | 環境課長 | 7 6 |
| | 松浦英夫議員 | 7 6 |
| | 環境課長 | 7 6 |
| | 松浦英夫議員 | 7 6 |
| | 環境課長 | 7 7 |
| | 松浦英夫議員 | 7 7 |
| | 市 長 | 7 7 |
| | 松浦英夫議員 | 7 8 |
| | 市 長 | 7 8 |
| | 松浦英夫議員 | 7 8 |
| 4 | 井上 将議員 | 7 8 |
| | 土木課長 | 7 9 |
| | 井上 将議員 | 7 9 |
| | 土木課長 | 7 9 |
| | 井上 将議員 | 7 9 |
| | 土木課長 | 8 0 |
| | 井上 将議員 | 8 0 |

| | | |
|---|------------------|-----|
| | 教育次長兼学校教育課長 | 8 0 |
| | 井上 将議員 | 8 1 |
| | 教育次長兼学校教育課長 | 8 1 |
| | 井上 将議員 | 8 1 |
| | 市 長 | 8 1 |
| | 井上 将議員 | 8 2 |
| | 市 長 | 8 2 |
| | 井上 将議員 | 8 3 |
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 8 3 |
| | 市 長 | 8 3 |
| | 井上 将議員 | 8 3 |
| | 市 長 | 8 4 |
| | 井上 将議員 | 8 4 |
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 8 4 |
| | 井上 将議員 | 8 4 |
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 8 5 |
| | 井上 将議員 | 8 5 |
| | 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 8 5 |
| | 井上 将議員 | 8 5 |
| | 長寿政策課長 | 8 6 |
| | 井上 将議員 | 8 6 |
| | 長寿政策課長 | 8 6 |
| | 井上 将議員 | 8 7 |
| | 長寿政策課長 | 8 7 |
| | 井上 将議員 | 8 7 |
| | 福祉事務所長 | 8 8 |
| | 井上 将議員 | 8 8 |
| | 市 長 | 8 8 |
| | 井上 将議員 | 8 9 |
| | 市 長 | 8 9 |
| | 井上 将議員 | 9 0 |
| 5 | 堀 景議員 | 9 0 |
| | 市 長 | 9 0 |
| | 堀 景議員 | 9 1 |
| | 市 長 | 9 1 |
| | 堀 景議員 | 9 2 |
| | 危機管理課長 | 9 2 |

| | |
|--------|-----|
| 堀 景議員 | 9 2 |
| 市 長 | 9 3 |
| 危機管理課長 | 9 3 |
| 堀 景議員 | 9 3 |
| 危機管理課長 | 9 3 |
| 堀 景議員 | 9 4 |
| 危機管理課長 | 9 4 |
| 堀 景議員 | 9 4 |
| 危機管理課長 | 9 4 |
| 堀 景議員 | 9 4 |
| 危機管理課長 | 9 5 |
| 堀 景議員 | 9 5 |
| 企画課長 | 9 5 |
| 堀 景議員 | 9 6 |
| 企画課長 | 9 7 |
| 堀 景議員 | 9 7 |
| 環境課長 | 9 8 |
| 堀 景議員 | 9 8 |
| 環境課長 | 9 8 |
| 堀 景議員 | 9 8 |
| 環境課長 | 9 8 |
| 堀 景議員 | 9 9 |

延 会 (午後3時10分)

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (令和5年12月13日 水曜日)

| | |
|-------------|-------|
| 議事日程 | 1 0 1 |
| 本日の会議に付した事件 | 1 0 1 |
| 出席議員 | 1 0 1 |
| 欠席議員 | 1 0 1 |
| 事務局職員出席者 | 1 0 1 |
| 出席要求による出席者 | 1 0 1 |

開 議 (午前10時00分)

| | |
|------------|-------|
| ○日程第1 一般質問 | 1 0 3 |
| 1 川田栄子議員 | 1 0 3 |
| 市 長 | 1 0 3 |
| 川田栄子議員 | 1 0 4 |
| 企画課長 | 1 0 4 |

| | |
|--------|-----|
| 川田栄子議員 | 104 |
| 企画課長 | 104 |
| 川田栄子議員 | 105 |
| 市民課長 | 105 |
| 川田栄子議員 | 105 |
| 市民課長 | 105 |
| 川田栄子議員 | 106 |
| 市民課長 | 106 |
| 川田栄子議員 | 106 |
| 市民課長 | 106 |
| 川田栄子議員 | 106 |
| 市民課長 | 106 |
| 川田栄子議員 | 106 |
| 市民課長 | 107 |
| 川田栄子議員 | 107 |
| 市民課長 | 107 |
| 川田栄子議員 | 107 |
| 市民課長 | 107 |
| 川田栄子議員 | 108 |
| 市民課長 | 108 |
| 川田栄子議員 | 108 |
| 市民課長 | 109 |
| 川田栄子議員 | 109 |
| 市長 | 109 |
| 川田栄子議員 | 110 |
| 福祉事務所長 | 110 |
| 川田栄子議員 | 110 |
| 福祉事務所長 | 110 |
| 川田栄子議員 | 111 |
| 福祉事務所長 | 111 |
| 川田栄子議員 | 111 |
| 福祉事務所長 | 111 |
| 川田栄子議員 | 111 |
| 市長 | 111 |
| 川田栄子議員 | 111 |
| 企画課長 | 112 |
| 川田栄子議員 | 112 |

| | |
|-----------------------------|-------|
| 企画課長 | 1 1 2 |
| 川田栄子議員 | 1 1 3 |
| 企画課長 | 1 1 3 |
| 川田栄子議員 | 1 1 3 |
| 健康推進課長 | 1 1 5 |
| 川田栄子議員 | 1 1 5 |
| 健康推進課長 | 1 1 5 |
| 川田栄子議員 | 1 1 5 |
| 健康推進課長 | 1 1 6 |
| 川田栄子議員 | 1 1 6 |
| 健康推進課長 | 1 1 6 |
| 川田栄子議員 | 1 1 6 |
| 健康推進課長 | 1 1 6 |
| 川田栄子議員 | 1 1 6 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 1 1 7 |
| 川田栄子議員 | 1 1 7 |
| 健康推進課長 | 1 1 7 |
| 川田栄子議員 | 1 1 8 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 1 1 8 |
| 川田栄子議員 | 1 1 8 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 1 1 8 |
| 川田栄子議員 | 1 1 9 |
| 総務課長兼選挙管理委員会事務局長 | 1 1 9 |
| 川田栄子議員 | 1 1 9 |
| ○日程第 2 議案第 1 号から議案第 2 1 号まで | 1 2 0 |
| 質疑 | 1 2 0 |
| 1 高倉真弓議員 | 1 2 0 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 1 2 0 |
| 高倉真弓議員 | 1 2 1 |
| 環境課長 | 1 2 1 |
| 高倉真弓議員 | 1 2 1 |
| 都市建設課長 | 1 2 1 |
| 高倉真弓議員 | 1 2 2 |
| 都市建設課長 | 1 2 2 |
| 高倉真弓議員 | 1 2 2 |
| 教育次長兼学校教育課長 | 1 2 2 |
| 高倉真弓議員 | 1 2 3 |

| | |
|------------------------------------|-----|
| 委員会付託省略（議案第1号） | 123 |
| 委員会付託（議案第2号から議案第21号まで） | 123 |
| 散 会（午後4時13分） | |
| 議案付託表 | 124 |
| ----- . . . ----- | |
| 第10日（令和5年12月14日 木曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第11日（令和5年12月15日 金曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第12日（令和5年12月16日 土曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第13日（令和5年12月17日 日曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第14日（令和5年12月18日 月曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第15日（令和5年12月19日 火曜日） | 休会 |
| ----- . . . ----- | |
| 第16日（令和5年12月20日 水曜日） | |
| 議事日程 | 125 |
| 本日の会議に付した事件 | 125 |
| 出席議員 | 125 |
| 欠席議員 | 125 |
| 事務局職員出席者 | 125 |
| 出席要求による出席者 | 126 |
| 開 議（午前10時00分） | |
| ○日程第1 議案第1号から議案第21号まで | 127 |
| （議案第1号） | |
| 討論・表決 | 127 |
| （議案2号から議案第21号まで） | |
| 委員長報告 | |
| 予算決算常任委員長 | 127 |
| 総務文教常任委員長 | 130 |
| 産業厚生常任委員長 | 131 |
| 質疑 | 131 |
| （議案2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第21号まで） | |
| 討論・表決 | 132 |
| （議案第14号） | |

| | |
|------------------|-------|
| 討論 | 1 3 2 |
| 川田栄子議員（反対） | 1 3 2 |
| 表決 | 1 3 3 |
| ○日程第2 委員会調査について | 1 3 4 |
| 継続調査 | 1 3 4 |
| ○日程第3 意見書案第1号 | 1 3 4 |
| （提案理由の説明） | |
| 野々下昌文議員 | 1 3 4 |
| 質疑 | 1 3 5 |
| 委員会付託省略 | |
| 討論・表決 | 1 3 5 |
| （閉会挨拶） | |
| 市 長 | 1 3 5 |
| 閉 会（午前10時49分） | |
| 委員会審査報告書 | 1 3 7 |
| 閉会中の継続調査申出書 | 1 4 0 |
| 意見書案第1号 | 1 4 3 |

----- ● ● ----- ● ● -----
付 録

| | |
|-----------------------|------|
| 一般質問通告表 | 付一 1 |
| 議決結果一覧表 | 付一 7 |
| 議 案（令和5年第3回定例会提出分） | 付一 7 |
| 議 案（令和5年第4回定例会提出分） | 付一 8 |

令和5年
第4回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（令和5年12月5日 火曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○諸般の報告

第3 令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

第4 議案第1号から議案第21号まで

議案第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 2号 令和5年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 3号 令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4号 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 5号 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 6号 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について

議案第 7号 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について

議案第 8号 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第 9号 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について

議案第10号 令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第11号 令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について

議案第12号 宿毛市の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について

議案第13号 宿毛市個人番号カードの利用に関する条例の制定について

議案第14号 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第19号 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第20号 宿毛市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について

議案第21号 宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について

日程第4 議案第1号から議案第21号まで

3 出席議員（14名）

| | |
|-------------|--------------|
| 1番 井上 将 君 | 2番 浦尻 学典 君 |
| 3番 小谷 翔太 君 | 4番 川村 圭一 君 |
| 5番 東 新 君 | 6番 今城 隆 君 |
| 7番 堀 景 君 | 8番 三木 健正 君 |
| 9番 川田 栄子 君 | 10番 川村 三千代 君 |
| 11番 高倉 真弓 君 | 12番 野々下 昌文 君 |
| 13番 松浦 英夫 君 | 14番 寺田 公一 君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

| | |
|-------|---------|
| 事務局長 | 黒田 厚 君 |
| 議事係長 | 桑原 美穂 君 |
| 庶務係主任 | 宮本 恵里 君 |

6 出席要求による出席者

| | |
|--------------------------|----------|
| 市長 | 中平 富宏 君 |
| 副市長 | 岩本 昌彦 君 |
| 企画課長 | 上村 秀生 君 |
| 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長 | 桑原 一 君 |
| 危機管理課長 | 有田 巧史 君 |
| 市民課長 | 岡本 武 君 |
| 税務課長 | 朝比奈 淳司 君 |

| | |
|---------------------------|----------|
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 恵介 君 |
| 健康推進課長 | 松田 まなみ 君 |
| 長寿政策課長 | 谷本 裕子 君 |
| 環境課長 | 谷本 和哉 君 |
| 人権推進課長 | 川村 志保 君 |
| 産業振興課長 | 岩本 敬二 君 |
| 商工観光課長 | 長山 敏昭 君 |
| 土木課長 | 太田 芳宏 君 |
| 都市建設課長 | 小島 裕史 君 |
| 福祉事務所長 | 畠中 健一 君 |
| 水道課長 | 宮本 潤 君 |
| 教育長 | 鎌田 勇人 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田 克哉 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平 成也 君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井 建一 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開会

○議長（川村三千代君） これより、令和5年第4回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、12番野々下昌文君及び13番松浦英夫君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分事項の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後3時と定めますので、質問者は期間内に、その要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について」を議題といたします。

本案は、令和5年第3回定例会において、予算決算常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっておりますので、この際、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。予算決算常任委員会の審査結果について、報告いたします。

令和5年第3回宿毛市議会定例会において、閉会中の継続審査として本委員会に付託されました令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定の審査を終了しましたので、宿毛市議会会議規則第110条の規定に基づき、報告いたします。

まず、審査方針としましては、令和4年度各会計の決算審査については、監査委員から提出された宿毛市一般会計・特別会計決算及び基金運用状況審査意見書並びに宿毛市水道事業会計決算審査意見書を参考としながら、予算が議会議決に従って、適法かつ合理的、効果的に執行されているか。また、財政の健全化並びに財政が適正管理されているか、しかも、期待された行政効果を上げ、いかに市民福祉の向上に付与したかという視点から審査をするとともに、これからの予算審議に活用するためのものといたしました。

審査の結果につきましては、各会計における予算は適法かつ合理的、効果的に執行されており、令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算については、全会一致をもって認定すべきものと決しました。

また、水道事業会計の利益処分及び決算についても、全会一致をもって原案どおり可決及び認定すべきものと決しました。

委員会審査の中で指摘いたしました事項の中で、主なものについて報告いたします。

1点目は、収入未済金の早期解消についてであります。

市税、国保税については、コンビニ納付の開始、催告書の送付、租税債権管理機構への移管等など、徴収率向上に向けた取組の効果もあり、収納率の向上は見られるものの、依然として厳しい財政状況であります。

収入未済金は、財政運営に及ぼす影響はもとより、税の公平負担の原則から、納税者間の不公平感を招くなど、憂慮すべき問題であります。

滞納者の経済状況等に十分配慮する必要はあるが、今後も適切な納付指導や、各関係法令、条例等に基づく、厳正かつ適切な対処を実施することにより、収入未済金の早期解消に向けたさらなる取組に努められたい。

2点目は、予算の流用についてであります。

令和4年度の一般会計決算においては、5,213万円が流用額となっております。

予算流用については、地方自治法や宿毛市財務規則にも規定され、予算の不足を補う例外的な手段として認められているものの、予算執行は補正予算など、議会議決により執行することが原則であり、流用は無制限に認められるものではなく、必要最小限にとどめるべきであると考えられる。

また、流用した科目に不用額が発生しているものが数多く見受けられ、中には、流用額以上に不用額が発生しているものなどが見受けられる。今後においては、流用の趣旨をよく理解し、補正予算を第一次的に考えるとともに、適切な予算執行に努められたい。

3点目は、公共交通についてであります。

はなちゃんバスの運行については、運転手の人手不足などの問題を抱えていることは承知をしておりますけれども、経路の拡大や増便を含めた運行状況等、改善すべき点について、市民サービスの向上につながる取組に努められたい。

4点目は、防災情報伝達システムについてであります。

防災アプリやライン等を活用し、文字情報として伝えることは効果的とは思いますが、携帯電話を持っていない場合など、市民に等しく情報が届いていないことが課題である。

宿毛市防災アプリの導入や携帯電話を持たない場合の固定電話の通知サービスなどについて、地区に入って周知するなどの、よりよい取組の模索に努められたい。

5点目は、投票しやすい環境づくりについてであります。

市民に対しての投票しやすい環境づくりをはじめ、投票率向上に向け、他の自治体の取組を参考に調査・研究に取り組みたい。

6点目は、1次産業に対する効果的な就業の定着についてであります。

農業や林業、水産業では、新規就業に向けた補助を行っております。

農業分野では、宿毛市農業次世代人材投資事業においては、8組全員が移住者であるなど、本市において、移住・定住における有用な政策であると考えます。

しかしながら、施設の設備投資等に係る自己負担が大きいなどの課題も見受けられるため、今後も、ハウス等中古施設や機器等が借り受けできるよう、情報を共有・提供に努められたい。

7点目は、咸陽島公園についてであります。

本年5月には、国民宿舎椰子の指定管理者である株式会社ピアサーティーによるグランピング施設が開設されたことで、当公園周辺のさらなる集客効果が見込める状況となっている。

アクセス道路を含めた咸陽島公園全体の整備は、市内外からの誘客を見込めるものとするとともに、本市の観光に大きな影響を与えるものとなることから、整備に関する取組を早急に進めることを求める。

8点目は、キッチンカー等導入支援事業費補助金についてであります。

コロナ禍において、経済的な影響を受けた市内事業者等に対し、新しい生活様式に対応して移動販売を行うことで、売り上げを確保する目的で導入された事業であるが、本年度においても、予算計上がされている継続事業であることから、補助事業実施後において、実績等を把握し、補助事業の効果を検証することを求める。

最後に、9点目は、認知症対策であります。

本年度よりオンライン健脳カフェや健康マージャン等を開設するなどの、認知症予防に主眼を置いた、新たな取組が始まっている。

令和7年には、団塊の世代の全てが75歳以上になるなど、認知症予防、介護予防に対する取組は非常に重要であり、今後においても、各地域が主体的に実施している地域元気クラブや、介護予防自主グループ活動などの支援に努められたい。

以上、本委員会の審査における指摘事項については、今後の市政運営に反映し、さらなる市民の福祉と暮らしの向上が図られますように切望して、委員長報告といたします。

○議長（川村三千代君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 格別質疑はありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定についてを、電子表決により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、認定及び可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり、認定及び可決とすることについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

全員賛成であります。

よって、令和4年度宿毛市一般会計及び各特別会計の決算認定並びに水道事業会計の利益処分及び決算認定については、委員長の報告のとおり、認定及び可決することに決しました。

日程第4「議案第1号から議案第21号まで」の21議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。本日は令和5年第4回宿毛市議会定例会に御参集いただきまして、誠にありがとうございます。

去る11月26日に執行されました宿毛市長選挙におきまして、多くの市民の皆様の御支持を賜り、引き続き、市長の大任を任せていただくこととなりました。

市長就任当初から、産業、観光、防災、子育て、人口減少対策の5つの柱を掲げ、2期目からは、高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振興の2つの政策を加え、お年寄りが安心して暮

らせ、若者が夢を持てるまちづくりを目指し、議員の皆様方の御協力をいただく中で、2期8年間、宿毛市の可能性を信じて取り組んでまいりました。

そのような中、市役所庁舎や浸水エリア内の保育園の高台移転、18歳年度末までの医療費無償化などの子育て支援や自立した健康長寿社会を実現するための認知症予防対策など、様々な課題解決に向けて、取り組んでまいりました。

これからの4年間、市長として市政運営のかじを取らせていただきます。

これまでの8年間で築き上げてきた流れを止めることなく、さらに進化させ、宿毛市の未来予想図を、議員をはじめ、市民の皆様とともに描くため、全身全霊をかけて取り組んでまいります。

引き続き、議員の皆様方の御協力を、何とぞよろしくお願い申し上げます。

先ほどは、令和4年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算を御認定いただき、誠にありがとうございました。

審査報告書の御指摘はもとより、審査の過程におきまして、御指摘をいただきました点につきましては、今後さらに検討を重ね、これからの市政運営に反映をさせてまいりたい、そのように思っております。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、令和6年3月31日をもって任期満了となる人権擁護委員につきまして、新たに1名の方を人権擁護委員候補者として推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第2号は、令和5年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で4億6,177万9,000円を増額

しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、国庫支出金2億8,651万1,000円、繰入金1億3,478万6,000円、市債3,220万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、民生費では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における低所得世帯支援枠を活用した、低所得世帯1世帯当たり7万円の現金給付を行う価格高騰緊急支援給付金費といたしまして、2億6,543万3,000円、農林水産業費では、東部農村環境改善センター改修工事費として、720万5,000円。

教育費では、西地区学校基本計画策定事業委託料として、1,182万7,000円。また、これら以外に、人事院勧告等に伴う人件費の増額に伴う関連予算を計上をしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、庁舎清掃業務委託料、以下12事業を新たに追加しようとするものです。

議案第3号から議案第11号までは、令和5年度の各特別会計及び水道事業会計の補正予算でございます。

総額で2,669万9,000円を増額しようとするものです。

主な内容は、一般会計同様に、人事院勧告等に伴う人件費の補正、そして特別養護老人ホーム特別会計における施設改修工事費の補正、下水道事業特別会計におけるストックマネジメント工事費や農業集落排水施設修繕工事費の補正となっております。

議案第12号は、宿毛市の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、本市の下水道事業について、経営の見える化による経営基盤の強化が国から求められており、来年度から下水道事業

に公営企業法を適用するため、本条例を制定しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市個人番号カードの利用に関する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想システム構築業務において、マイナンバーカードのICチップにある空き領域上に、市独自のIDを設定し、各種サービスのシステムに利用するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第1号の規定により、本条例を制定しようとするものです。

次に、議案第14号及び議案第15号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、令和5年の人事院勧告により、国家公務員の給与の改定について閣議決定されたことから、本市においても国に準拠し、期末手当の改定等を行うため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号及び議案第17号は、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、両条例で読み替え規定として引用している宿毛市一般職員の給与に関する条例を、議案第14号のとおり改正することなどに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第18号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたことな

どに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第19号は、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第20号は、宿毛市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第12号と同様に、本市の下水道事業に公営企業法を適用するにあたり、所要の改正を行うものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（川村三千代君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、12月6日から12月8日まで、休会といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、12月6日から12月8日まで休会
することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月6日から12月10日までの5日間休
会し、12月11日午前10時より再開いたし
ます。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時27分 散会

令和5年
第4回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第7日（令和5年12月11日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | | | | | |
|-----|----|-----|-----|-----|------|
| 1番 | 井上 | 将君 | 2番 | 浦尻 | 学典君 |
| 3番 | 小谷 | 翔太君 | 4番 | 川村 | 圭一君 |
| 5番 | 東 | 新君 | 6番 | 今城 | 隆君 |
| 7番 | 堀 | 景君 | 8番 | 三木 | 健正君 |
| 9番 | 川田 | 栄子君 | 10番 | 川村 | 三千代君 |
| 11番 | 高倉 | 真弓君 | 12番 | 野々下 | 昌文君 |
| 13番 | 松浦 | 英夫君 | 14番 | 寺田 | 公一君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | | |
|------------------|----|-----|
| 事務局長 | 黒田 | 厚君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中平 | 純君 |
| 議事係長 | 桑原 | 美穂君 |
| 庶務係主任 | 宮本 | 恵里君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | | |
|--------------------------|----|-----|
| 市長 | 中平 | 富宏君 |
| 副市長 | 岩本 | 昌彦君 |
| 企画課長 | 上村 | 秀生君 |
| 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長 | 桑原 | 一君 |
| 危機管理課長 | 有田 | 巧史君 |

| | | | |
|---------------------------|-----|-----|---|
| 市民課長 | 岡本 | 武 | 君 |
| 税務課長 | 朝比奈 | 淳司 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 | 恵介 | 君 |
| 健康推進課長 | 松田 | まなみ | 君 |
| 長寿政策課長 | 谷本 | 裕子 | 君 |
| 環境課長 | 谷本 | 和哉 | 君 |
| 人権推進課長 | 川村 | 志保 | 君 |
| 産業振興課長 | 岩本 | 敬二 | 君 |
| 商工観光課長 | 長山 | 敏昭 | 君 |
| 土木課長 | 太田 | 芳宏 | 君 |
| 都市建設課長 | 小島 | 裕史 | 君 |
| 福祉事務所長 | 畠中 | 健一 | 君 |
| 水道課長 | 宮本 | 潤 | 君 |
| 教育長 | 鎌田 | 勇人 | 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田 | 克哉 | 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平 | 成也 | 君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井 | 建一 | 君 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 杉本 | 裕二郎 | 君 |

----- . . ----- . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） おはようございます。今回もよろしく申し上げます。市長、またよろしくお願ひいたします。

それでは、早速始めたいと思います。

まず、最初のテーマです。宿毛湾港防衛利用候補の意味について、伺っていきます。

10月17日、高知新聞のトップ記事で、政府が防衛力強化の目的で整備する特定重要拠点の候補に、宿毛湾港が含まれていることが明らかになりました。

そこで伺います。この防衛力強化のための重要拠点の概要について、確認させてください。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

特定重要拠点とは、政府が指定する安全保障上、必要性が高いとされる空港・港湾のことでありまして、民間との共同利用を前提とし、自衛隊、海上保安庁が平時から利用できるよう、インフラ管理者との間で円滑な利用に関する枠組みを設けた上で、必要な整備、または既存事業の促進を図るものであることが公表されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 10月23日、政府側からの意向を県に説明に来ましたが、その内容について確認します。

また、国や県から、市に説明はあったのでし

ょうか。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛湾港の施設管理者である高知県に問い合わせしたところ、国からは、特定重要拠点に関する制度概要や空港や港の利用にあたり、民間と自衛隊などとの利用が円滑に進むよう、連絡系統をつくりたいと説明があり、今後、どこの空港や港を整備するかも含めて、議論していく予定との回答を得ました。

新聞報道等により、宿毛湾港が候補施設に挙げられていることは承知しておりますが、高知県によると、政府関係者の説明時に、具体的な説明や利用方法は示されていないとのことでございます。

なお、国から本市に対する説明につきましては、現段階においてはございません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 今の状況では、拠点設定にあたり、連絡系統を調整することになるだろうというところで、大まかなところで止まっているということでしょうか。

そこで、まだはっきりしないかもしれませんが、宿毛湾港が特定重要拠点になれば、施設整備、管理の管轄についてはどうなるのか、お知らせください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛湾港は高知県が施設管理者であります。特定重要拠点になっても、これまでと変わらず、高知県が施設整備や管理の管轄の主体となるのではないかと考えます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） それでは、今度は、特定重要拠点として整備されるまでの自治体の手続について、どのような感じになるか、分かっていたら、よろしく願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

国から具体的な手続は示されておらず、現段階ではお答えできません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私も新聞で見ました。新聞の記事でこういうのがありましたので、読ませてもらいます。

地元合意が得られれば、特定重要拠点に指定し、来年度予算に整備費を計上する。その場合は、管理する自治体に申請が必要となる。政府は、訓練利用などの要綱を定めた円滑利用の枠組みを、自治体と結ぶ見返りに整備を確約する方針である。

このようなことですが、まず、地元合意が得られて指定される。それに当たっては、国が自治体に申請があるだろうと。それを円滑利用の枠組み、さっき言った連絡体制などでしょうか。その枠組みを結んで整備が行われるという形になるんだろうと思います。

それでは、今言ったような訓練利用の要綱などを定めた円滑利用の枠組みとは、なかなか言えないかもしれませんが、どんな感じのものになるか、想定ができましたら願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

国からは、県及び市にも、そのような具体的な説明がなされておられませんので、現段階では

お答えすることができない状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） まだ、本当に何も分かってない感じがいたします。

昨年12月30日の日経新聞の記事で、このようながありました。

基地や空港・港湾、平時でも日米で共同使用。2プラス2で確認というのが、昨年度末の話合いです。つまり、自衛隊や米軍が、平時から円滑利用するため、連絡体制などを整えていく、こういうような枠組みじゃないかと想像はしました。そんなところです。

それでは次に、安保3文書との関わりについて、伺っていきます。

昨年、12月16日、安保3文書の国家安全保障戦略、防衛戦略において、敵基地攻撃能力、統合防空ミサイル防衛、防衛費GDP2%、公共インフラ整備などが閣議決定されました。

そして、今年8月25日の閣僚会議で、公共インフラ整備の候補として、宿毛湾港が挙げられたわけです。

そこで質問します。

政府は、この国家安全保障戦略の中で、宿毛湾港をどのように位置づけ、活用しようとしているのか。よろしく願います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

国家安全保障戦略の中では、具体的な施設名や活用方法等は示されていないため、お答えのしようがないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 国家安全保障戦略というのは、本当に元の元となる考え方を示したものですから、宿毛のことが出てきているとは言

えませんが、私も30ページほどですので、全て読んでみました。

19ページとか24ページ、25ページにかけて、宿毛に関わるだろうという文章がありましたので、端的に、そこをまとめてみると、平素の訓練、台湾有事に際し、宿毛湾港施設を日米で共同利用し、防衛力強化の補完を行うもの。このように私は読み取りました。

日米共同でということは、何回も書かれていましたので、そういうことになるのだろうと思います。

それでは、伺います。

自衛隊や米軍の平時・有事における宿毛湾港の活用について、どのように想定するか、可能な範囲ですけれども、お答え願えたらと思います。

宿毛湾港が活用されるとしたら、どうなるだろうか、ということをお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

現在、国において特定重要拠点の選定中でありまして、具体的な内容等が示されていないため、現時点ではお答えのしようがありません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 今年の11月中旬、11月10日から20日までだったと思いますが、自衛隊と米軍、計4万人が参加して行われた統合防空ミサイル防衛の訓練空域は、高知沖でありました。

これは、敵基地攻撃への反撃を受けるなどして、全国各地が戦場となることを想定したもので、平時の宿毛湾港は、このような訓練に活用されるのだろうと私は想像しました。訓練としては、そういうこと、有事に備えてになるのだろうと想定しています。

そして、有事にはどうなるか。いろいろ文献を読んで考えてみました。

まず、台湾有事に際して、米国が参戦し、米軍に損耗が生じれば、存立危機が認定され、自衛隊が参戦する可能性が高いだろうということです。

そして、敵基地攻撃を行使すれば、日本への報復が始まるだろう。こういう筋書きですね。

ここで、今年1月に話題となった米国、米戦略国際問題研究所、CSISが公表した台湾防衛のシミュレーションでは、双方に莫大な犠牲が生じるが、中国の台湾制圧は失敗すると結論づけました。

米軍は、2隻の原子力空母、20隻の艦船が撃沈され、最大372機の航空機を失い、米軍1万人の死傷者が出る。参戦想定の子衛隊も、112機の航空機と26隻の艦船を失うとし、日本人の死傷者数はあえてだろうと思いますが、示されていません。

これは、日本が膨大なコストを払うことを示唆しているんだと、私は考えます。

レポートの最後には、中国軍のミサイル攻撃を分散させるよう、在日米軍基地や自衛隊基地以外の空港、港湾への戦力分散配備を提言し、レポートを締めくくっておりました。

つまり、この安保3文書とこのレポート、かなり一体化しているものと捉えています。

この分散配備の候補が、宿毛湾港だということになるかと思ひます。

質問します。

特定重要拠点の受け入れは、有事に宿毛に攻撃を呼び込むこと。そして、市民の命が失われることにはならないでしょうか、こういう質問です。お答えください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

現時点では、具体的な内容等は一切示されていないため、今後の状況を注視しながら、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 日本政府のこういった3文書など、それからアメリカのレポートなどを読むと、結局、分散配備というのは、ピンポイントで基地が狙われるという想定がずっと書かれていますので、そのときの損耗が大きければ、その後の米国の覇権戦略に大きな支障があると。つまり、米軍が参戦することの意味がなくなるということが書かれていました。そのために対応ということが見えてきます。

新聞に、こういう記事があります。有事には、特定重要拠点の空港や湾港も攻撃対象になる。南西地域に敵のミサイル攻撃を引きつけ、地方が中央のための犠牲になる政策ではないか。これは東京新聞の記事にありました。同様なものが朝日新聞にも出ておりました。

質問します。

次の質問は、特定重要拠点になれば、土地利用規制法の特別監視区域や注視区域にも指定されるのでしょうか。

土地利用規制法についても、説明を求めます。お願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

まず、重要土地等調査法から御説明いたします。

重要土地等調査法につきましては、安全保障上、重要な施設や国境離島等の機能を阻害する土地・建物の利用を防止するため、重要施設の周辺や国境離島等を注視区域、特別注視区域として指定、国が区域内の土地等の利用状況等の調査を行い、重要施設や国境離島等の機能を阻

害する行為が認められた場合には、土地等の利用者に対し、機能阻害行為の中止等の勧告、命令を行うものです。

指定区域には、特別注視区域と注視区域がございますが、本市では、沖の島町弘瀬地区の一部が領海の基線となっていることから、国境離島として注視区域に指定されております。

特別注視区域にある土地・建物については、所有権の移転等をする契約を締結する場合に、国への届け出が必要となりますが、弘瀬地区の一部が指定されている注視区域につきましては、届け出等の必要はありませんので、これまでと同様に取引を行うことができます。

次に、特定重要拠点が、重要土地等調査法の特別注視区域や注視区域に指定されるかどうかにつきましては、現時点では国からの情報は入っておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 簡単に土地利用規制法と言いますが、土地利用規制法について、私もさっと読んでみてですが、言葉の定義で、重要施設がその対象になるということで、これは、例えば米軍や自衛隊が活用する施設等と書かれておりましたので、ひょっとしたら常時ではなくても、重要施設に当たる可能性があるなと思って読んだところです。

今言ったことを、ちょっと確認します。

区域指定されれば、半径1キロメートルが監視対象となり、機能阻害行為等が確認されれば、国が中止を勧告、命令。従わなければ、刑事罰が科されることもあると。

それから、特別監視区域では、土地の売買で国に届け出が必要となると、こんな感じだと思います。

それで、例えば、整備するということですが、勝手な想像です。例えば、丸島に潜水艦が接岸

できるような施設をつくるとしますね。あるいは、池島の裏側とかに、武器弾薬庫などをつくる。こういうような話になってくれば、恐らく特別監視区域になっていくんじゃないかと想像します。

とすれば、西地区一帯の住民が、常時、監視対象になるのではないかと思うわけです。もし武器弾薬庫ができるとすれば、重大な管理をしなければなりませんので、そんなことを思ったわけです。

それでは、宿毛市としての対応について、伺っていききたいと思います。

宿毛湾港が特定重要拠点の候補に挙がっていることについて、市長の所見をお聞きします。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

防衛などの国家安全保障に関しては、国の専管事項でありまして、個別具体的な施策に対しまして、意見することは差し控えさせていただきたいと思いますが、外交及び防衛など、安全保障の取組は、国民の生命や財産を守る上で、極めて重要な問題であります。

宿毛湾港が特定重要拠点として指定された場合、これはまだ分かりませんが、指定された場合、港湾施設の民間利用や、そして市民への影響、こういったものをしっかりと見極めた上で、できる協力などは行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） さっきも述べたように、報道などで書かれていたことを読み取ると、認定されればという前に、地元合意が必要であると書かれていましたので、恐らくその前の自治体の判断が必要になるんだと思います。

その前提において、国が指定していくということになりますので、自治体の意思というのは、かなり重要になってくるのだと思っております。

今言ったように、今まで私たちが受け止めていた自衛隊誘致による地域振興、災害対応、こういったものとは、全く別の次元の話だと考えます。今までとですね。

宿毛は、このままアメリカの覇権戦略の捨て石になってしまうのか、それでよいのか、そんなふう思うわけです。

現状、こういう文献を普通に読めるものですが、けれども、読んで考えたところ、今、戦後最大の分岐点に、私たち宿毛市民や中平市長、我々議員は、今、直面している、そういうふう考えるわけです。自治体の判断というのが、起点になるとすればですね。

市長に伺います。

今、県民、市民のほとんどが、自治体もそうですが、特定重要拠点の内容が分かりません。内容を知らず、県も市も何も説明できていません。これは、さっき言った受入条件の合意、地元合意どころの話ではまだないわけです。つまり、市民・県民全体の十分な論議抜きにして、市長は、こういう状況で受入表明を決して行わないよう、約束していただきたいと思いますが、回答をお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今城議員の一般質問にお答えをいたします。

先ほど来申しておりますが、まだちょっと分からない状況でして、今城議員も新聞報道を見てということでございますが、しっかりとしたところからの情報を仕入れながら、しっかりと判断をしていきたいと思っておりますし、まだまだ想定の中でのお話のように聞いておりました。そういった形の中で、ただ動きがあるということは事実のようでございますので、そうい

ったことに関しまして、しっかりと情報収集を行ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） いずれにしても、民主主義の根本である住民自治とか、地方自治の独立の原則ですね、そういうものをしっかりと踏まえ、住民の命とか生活を最重点に置いて進めるという話で、あまりこの状態では進めて欲しくないと思うんですけども、判断してから、皆さんに声をかけて論議するという状況をつくっていただきたいと思えます。よろしくお願います。

それでは、次のテーマに移ります。次は、すくも湾漁協の組合員審査等に係る問題についてです。

最初に、市長にお聞きします。

市長は、現在、すくも湾漁協の組合員ですか、こういう問いをします。お願います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成9年のことにはなりますが、平成9年に正組合員の資格を取りまして、現在もそのまま継続をしているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） それでは、水産漁業協同組合法に、組合員資格の規定がありますので、読んでみます。

正組合員は、1、組合の地区内に住所を有し、年90日を超えて漁業を営み、または従事する漁民、2、漁業生産組合、3、中小規模の漁業法人、これが正組合員です。

准組合員は、1、正組合員以外の漁民、2、正組合員と同世帯の者、3、組合地区内の水産

加工業者、遊漁船業者等となっています。このあたり、ちょっと判断をしていただきたいと思えます。

すくも湾漁協の組合員、今、1,353名と記されていますが、そのうち、おおむね半数が資格に欠けるとして、同組合員の男性が9月15日、県行政手続条例に基づき、不正組合員登録の是正処分を求める文書を、県水産振興部に提出しました。

文書を受け取った県水産振興部は、組合員資格審査が適正でなかったことを確認した。組合からの報告を待って、適正に対応すると述べています。

それでは、県常例検査における指摘事項について、確認していきます。

今年8月21、22日、すくも湾漁協で県の常例検査が行われました。

結果において、4つの注意事項が指摘されていますので、一つずつ確認させてください。

まず、1つ目です。

組合員資格審査の指摘内容を確認させていただきます。また、これは過去にも指摘があったのかも、お聞きします。

よろしくお願います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

高知県の検査書によりますと、次のような指摘となっております。

既に参加している漁業者の資格審査については、資格審査委員会において、年1回審査が行われていることを確認した。しかし、審査において、法人でない漁業者については、住所要件のみしか確認が行われておらず、地区審査委員会では、各組合員の住所地が確認できる書面等の徴収は行われておらず、適切な審査が行われているかは確認できなかった。

これらの状況から、地区審査委員会における資格要件の確認が適切に行われておらず、資格審査委員会における審査も十分にできていなかったと推認される。

ついては、資格審査委員会及び地区審査委員会が審査機能を果たせるよう、適切な資格審査を行うこと。

以上のような指摘をされております。

また、県に確認したところ、過去においても、資格審査を適正に行うよう指摘しているとお聞きしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 過去においても、指摘があったということですね。県も分かっていたということになるかと思えます。

県水産振興部の開示文書を読み上げさせていただきます。庁内記録ですね。こんな記録があります。

すくも湾漁協は、漁協合併後しばらくの間、組合員資格審査を実施していなかった。

漁協は、法令に基づき適正に実施すべきと認識していたが、組合員の脱退は、出資金の減少や地区統合につながるため、漁協経営の影響が大きいこと。過去の慣習、これは地区に住む者は全て組合員とする考え方を考慮し、平成30年頃、次のことを理事会で決定した。

その決定内容は、1、新たな加入に対しては、資格審査を規定のとおり行う。2、継続組合員は、住所要件のみを確認する。死亡者は脱退とする。3、これをおおむね10年間実施すれば、資格を欠く者は、おおむね脱退に至るであろうとした、というふうに書かれています。

つまり、これを総合してみると、合併から22年間、漁協はまともな資格審査を怠ってきたということになります。

そして、これを毎年認可してきた県や市の行

政責任も重大だと思っわけです。

そんなふうを考えます。

次に、2つ目の販売事業への指摘内容を教えてください。よろしく願います。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

すくも湾漁協では、販売業務規程に基づき、販売事業を実施しております。県の検査書によりますと、以下のような指摘となっております。

販売業務規程第3条第1項において、組合員は、基本的に漁獲物をこの組合が開設する市場以外で販売してはならないと規定されているが、販売事業の利用を強制する行為とも解釈することができ、独占禁止法上、問題となる恐れがある。

漁協の販売事業については、組合員自らの意思に基づいて利用できるようにすること。

以上のような指摘となっております。

県に確認したところ、今回の指摘につきましては、国の水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドラインが令和3年に策定されたことを受け、規程の内容を確認しているとのこと。

また、今回の検査で、漁協事業の利用制限を行っている事実は、確認されなかったと聞いております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 組合の規程で、組合が開設する市場以外で販売してはならないという規程、これが問題があつてということで、私のほうも、この1番の規程の記述、これは11月に是正されたようです。

そうなんですが、ガイドラインの問題となり得る例というのを、ちょっと読み上げます。

水揚げした水産物を漁協の販売事業を利用せず、自身で販売することを漁協が認めない、こ

これは問題だと。これは今のものに当たると思います。

2として、漁協の販売事業を利用しなければ、以後の販売事業やその他の事業を利用させない。こんなのも問題だと、そうですね、当然そうだと思います。

市場の規程は是正されましたが、他の県において、例えば、組合員や仲買人などに対して、不当に規制をかけるような慣行はないか。文書規定になくとも、慣行はないか。そのようなことも、今後、検討、点検、指導とかは行わないのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の質問にお答えいたします。

先ほど説明しましたとおり、県では利用制限の事実は確認していないということでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私も、今回の質問をするにあたり、こんなことは大丈夫かというような事例も聞きました。非常に、私も判断も難しいけれども、ひょっとしたらそれに当たるのかなと思ったりする部分もありました。

非常に、どこがラインになるかというのが、分かりにくいところもありますので、ぜひまた、市としても、こういう状況、こういうことはどうですか、こういうことに気をつけてくださいということの話し合いなどをしていただければと思います。健全な状況が一番大事だと思います。

それでは3つ目、財務・経営の指導内容について、確認します。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

県の検査書によりますと、以下のような指摘

となっております。

令和4年度決算現在において、水産業協同組合法施行令で定める自己資本の基準に達していない。収益性の向上を図るとともに、増資等による財務基盤の強化を図ることとされております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 令和4年度において、自己資本の基準に達していなかったということですね。

次に、4つ目、漁業権行使料への指摘内容について、確認させてください。

これについては、過去にも指摘はあったのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

県によりますと、今回の常例検査では、行使料は適切に使用されていると判断したが、今後も適切に使用するよう、以下のように口頭による指導されております。

行使料につきましては、国が定めたガイドラインを参考にし、地域の実情に即した漁業及び養殖業は円滑に行われるよう、関係者の相互理解を十分に図った上で、適切に行使する必要がある。

以上のように指導したとのことであります。

また、県に確認したところ、過去の常例検査において、行使料に対する指導は行っていないとのことであります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 行使料について確認すると、行使料とは、漁業権に係る監視取締、漁場環境保全、施設維持管理等に必要な経費に充てる賦課金の一種です。

これまですくも湾漁協は、行使料を養殖業者のみから賃貸契約として徴収していました。

行使料を賃貸契約とするのは、法令に反しています。ですので、このあたりが指導を受けて書き換わったんだと思います。

それで、令和4年に徴収した約1億9,000万円ですね。これは、養殖事業ではなく、少しは入っているようですが、他の事業にほとんどが使われており、これは養殖部会の意見等を十分に反映させた活用ができるようにしなければならないと思います。賦課金、行使料の意味合いからしてですね。そのような改善が望まれます。

それでは、指摘事項の改善に向けた、市、県の対応について、伺っていきます。

是正処分を求めた同組員は、約1,400人の組員のおおむね半数は、資格に欠ける実態があると。その中から、資格に欠ける総代が多数選ばれ、その100名の総代が18人の理事を決め、18人の理事が互選で組合長を決定している。

このように、すくも湾漁協の組織そのものが著しく妥当性を欠き、適正な自治を阻んでいると指摘していますが、県の検査結果は、その訴えに根拠を与えていると思います。

質問します。

今後、組員登録の早期是正が不可欠だと思いますが、市や県はどのように対応し、取組を行おうとしているのか、お聞かせください。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の質問にお答えいたします。

常例検査における指導監督については、都道府県知事となるため、市に指導監督の権限はありませんが、県に確認したところ、漁協から令和5年12月1日付回答書の提出があり、適正

な資格審査が早急に行えるよう努めるとの回答であったと聞いております。

このため、県も今後、回答の内容について、聞き取りを行いながら、適正な資格審査の早急な実施に向けて、指導を行っていくとあります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 県庁内の協議録が開示できましたので、ちょっと読みます。

協議録では、副知事は次のように述べています。

水産業協同組合法等で定められた資格審査ができていないのであれば、改善に向けた指導を行うこと。漁協からの回答に対し、翌年度に行うのではなく、年度中でもよいので、早期に改善が図られるよう取り組むこととありました。

今、回答が返ってきて、改善に向けて指導を行うということらしいですが、質問します。

法令に従えば、適正な組員によって役員改正を行い、そして総会で規約等も修正の必要があるかと思います。

組合の来年度予算を成立させるのも、それが条件ではないかと思いますが、来年度までに体制を整えられるか、そのあたりをお伺いします。

○議長（川村三千代君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩本敬二君） 産業振興課長、今城議員の再質問にお答えいたします。

今後、すくも湾漁協は、回答に基づいた適正な資格審査の実施に早急に取り組む予定でありまして、県は今後のスケジュールを、漁協のヒアリングの中で詳しく聞いていくと聞いております。

市としまして、指導を行う県とも連携を取りながら、早期に体制が整えられるよう、必要な協力を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 年度年度の事業計画、予算もかかってくると思いますので、早期に組織を適正なものにして、早期に対応していくということが必要になろうと思います。

漁業所得の向上と漁村地域の活性化に向けた浜の活力再生プラン、この2期10年が、今年終了します。

多額の補助金をつぎ込んだこの事業の計画立案等に関わった宿毛湾再生委員会は、すくも湾漁協、宿毛市・大月町の産業振興課、宿毛漁業指導所で構成されていますが、この浜プランの本来の趣旨である漁業者、地域が一体となって計画・実行した事業であったのか。そして、事業への多額の補助金の算定に、不適正な組合員数の影響はなかったのか、このようなことについても、行政として、しっかりした検証が必要になろうと思います。

すくも湾漁協の健全な自治なくして、宿毛湾漁業の発展はない、そのように思います。

組合員登録の是正を起点として、様々な課題解決が必要になると思いますが、市と県、しっかり連携して指導監督、最大限の支援をお願いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

最後のテーマに移ります。

西地区学校建設及び宿毛小中学校PFI維持管理業務についてということで、最初は西地区小中学校建設について聞いていきます。

伺います。西地区小中学校建設の基本計画策定の予定に変化はありませんか。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えさせていただきます。

西地区学校基本計画策定につきましては、入札不調によりまして、本議会において追加の予算も提案させていただいております。

9月の入札が不調に終わったことから、事業者に取り組みを行った結果、増額となりました。要因としましては、ワークショップの開催や造成・配置計画について、複数案の検討といった業務に対しまして、当初予算計上時に見込んでいたより多くの費用が要することが分かりました。

それで、造成と建築を合わせた計画となることから、事業者内部でも調整が必要になること、昨年度に比べて、今年度の技術者の単価が1.1倍程度に増額していることなどが、要因となっております。

また、造成計画と建築の基本計画を分けて計画策定することについても、検討をいたしました。しかしながら、学校の建て方や道路の取りつけ方などにより、造成計画が大きく変わってくるなどを考慮しまして、造成と建築を合わせた計画を作成するほうが、より効果的ではないかとの判断となったものでございます。

今回、基本計画策定業務の発注が遅れましたことにより、予算書に繰越明許事業として追加させていただいておりますので、予算議決をいただきましたら、再度、入札を行う予定としております。

基本計画の策定につきましては、当初予定どおり、ワークショップの開催を予定しております。また、現在の予定では、令和13年度開校予定としていますが、基本計画を策定する中で、より具体的な事業期間の計画ができるのではないかと考えているところでございます。

事業期間につきましても、繰越明許を行っておりますので、令和6年度中の完成を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 9月でしたでしょうか、西地区で議会報告会を行いまして、その中のほとんどの議題というか、話し合いの内容は、西地区の学校建設についてです。

小学1年生から通うのに、庁舎からさらに10メートル高いところに敷地を置くのが本当にいいのか、そういうのが中心でしたね。

ということは、地元の多くの人がそういうことを思っていると。まだ知らない人もおります。敷地の計画とかも、まだ知らない人がいます。

ということで、この西地区学校建設について、保護者、地域からの意見聴取がいまだに始まっていないということ、これはすごく問題があると思います。

自治体が、宿毛市として、委託業者にいきなり任すというのはあんまりじゃないかと、私は思うわけです。

基本的に行政が、地元でどういう要求があるかというのは、知っていなければならない。結局、そういう地元の方々が、この問題に対して、何でまだ話がないんだということを思っています。

ですので、西地区学校建設について、保護者、地域からの意見聴取が始まっていませんので、早急に関係3校合同での西地区小中学校建設に係る保護者、地域への説明及び意見交換会、持っていただきたいと私は思っています。

そうすると、1回行っていけば、様々な人の意見が皆さんに入っていきますので、一斉に地区からの意見が出て、次にはどういう意見を出そうとかか、どういう意見が自分たちは問題で、どういうことが要求として出したいことなのか、修練していくと思います。

そういう前提があって、委託業者に任せる。こういうのが筋ではないかと思えます。

ぜひ早急に、教育委員会が主催したものを先

に打っておく必要があると思いますので、その点、答弁を求めます。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

西地区学校建設の説明会に関しましては、適地案が決まった昨年度、大島小学校、咸陽小学校の保護者の方に対しましては、参観日に開催しておりまして、片島中学校の保護者に対しては、PTA役員会で説明を行っているところでございます。

さらに、きぼうが丘保育園、宿毛保育園、宿毛幼稚園の保護者に対しまして、案内を送付しまして、建築計画案の説明会を実施しているところでございます。

また、地域住民の方々に対しましては、昨年度実施しました地域懇談会において、各地区で適地案の説明をさせていただきました。その際にもお渡しした資料につきましては、適地調査の段階でありまして、今後、大きく変わってくることもお話ししているところでございます。

基本計画策定業務が入札不調になってしまい、現状では、昨年度お示ししました適地調査時の資料以外にお示しできる資料がない状況となっております。

今年度につきましては、入札不調に伴い、事業経過等の説明ができておりませんので、基本計画が入札不調になっていることや基本計画の策定に際しては、ワークショップへの参加をお願いするなど、3校の学校運営協議会にて、現状を報告する予定としております。

議員から御質問のありました関係3校での合同説明会については、現在のところ予定はありませんけれども、基本計画策定業務を行う際に

は、ワークショップなどによりまして、市民の皆様にご意見を聞きながら、よりよい基本計画となるよう、進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） あまりに無責任な回答です。自治体がやるべきことは、地元の人たちの意見を自治体がじかに聞くことです。やっってください、要求しておきます。

業者は目的が違いますから、市から受けた仕事を形として達成する、それはそうでしょう。請け負った金額です。

しかし、自治体はその要求をきちっと受け止めていなくて、どうしますかと。教育委員会、頑張ってくださいと思います。

このことについては、これで置いときます。

それでは、宿毛小中学校の維持管理について、伺っていきます。

今年度のカビ対策など、維持管理の現状について伺います。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の質問にお答えいたします。

宿毛小学校、宿毛中学校のカビにつきましては、今年度は5月から空調の24時間運転を開始しておりましたが、8月まではカビが大きく発生することなく、改善が見られていた状況でございました。

しかし、8月に換気扇の消し忘れや窓の開放などにより、湿気が多い外気が建物内に流入したことに起因されるとみられるカビが発生いたしました。

8月は雨が多かったこともございまして、天

井面にカビが発生しておりましたが、天井の張り替えによりまして、現在対応しているところでございます。

9月以降につきましては、特にカビの発生はございません。

また、中学校のグラウンドにつきましては、雨の際に雨水が流れた後、溝ができてしまうという事例がございましたが、PFI事業者と協議を行い、グラウンドの改修を実施し、現状では特に溝が発生することはない状況となっております。

カビへの対応や必要な修繕など、その都度、対応を行っておりまして、良好に維持管理が行われていると考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 8月から9月にかけては、天井を張り替えるほどのカビが出てしまったということですね。

それでは次の質問で、昨年度、今年度のカビ対策に要した電気料金等、市としてどのように見積もっているのかを教えてください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の一般質問にお答えいたします。

宿毛小学校、宿毛中学校の電気使用料金につきましては、四国電力が行っている、よんでんコンシェルジュというサービスにおいて、30分ごとの電気使用量を調べることができます。

カビ対策に要した電気使用量につきましては、様々な考え方がありますが、一つの考え方といたしまして算定しましたところ、24時間空調を行っていない期間の平均電気使用量に、24時間空調を行っている期間の日数を掛けまして、実際に使用した24時間空調を行ってい

る期間の電気使用量から引くという形の計算で算定いたしました。

昨年度を例にしますと、24時間空調を実施した期間のうち、4月26日から10月20日までが24時間空調運転しておりますので、朝7時から夜9時までの時間については、通常の学校業務を使用していたものとして省きまして、また、土日祝日につきましては、24時間分の電気使用量を加えまして計算しますと、その電気使用量は約5万5,181キロワット／アワーとなります。

その場合の電気使用料につきましては、1キロワット当たり20円と仮定しますと、その電気使用料金につきましては、約110万円ほどとなります。

この金額については、外気温の差やデマンド料金の調整、コロナ禍においては、学校で窓を開けることが多かったことなどは考慮できておりませんので、あくまでも現在の推計という形でお聞き願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 昨年度が110万円と試算したということですね。私も同じデータに基づいて試算しました。

単位時間あたりの単価ですね。これは何か月ごとに変動してますので、私は変動を加えて130万円となったわけですがけれども、大体同じものを計算していると思います。

夏休みの子供がいない場合、普通は教員が来ても全空調じゃないので、平日もやっぱり空調を無駄というか、カビ対策に使っていることになりますから、夏休みの例えば2週間分ぐらい余分に加えると、私が見積もれば、130万円から、さらに50万円やそこらはかかっていくだろうと、そう想像したところです。

ということで、いずれにしても、これがずっ

と続いていくということで、ちょっと気になっています。

質問です。カビ対策、カビ発生に対する根本的対処について、どこまで論議が進んでいるのか、よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の御質問にお答えいたします。

カビの根本的対策につきましては、事業者ともその都度協議をしているところでございます。

事業者からは、鉄筋コンクリートの建物につきましては、数年間はコンクリートに水分が多く含まれており、結露しやすい状況にあるとのお話もありました。

また、カビの成分についても調査を行いました。人体には直接影響はないとの報告も受けているところでございます。

事業者からは、今後のカビの発生を抑える対策としまして、除湿器の設置やサーキュレーターの設置などの提案を受けておりまして、どの方法が最も効果的であるか、試験的に対応を行うなど、引き続き事業者と協議を続けてまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 来年度は抑えられるといいですね。8月まではあまり出なかったということですから、コンクリートから大分水分が出てきたかもしれません。

続いて、情報公開について伺います。

宿毛小中学校PFIの維持管理業務の内容及び維持管理費について、市民への情報公開を広げるよう、これまで求めてきましたが、その後、進展はあるのでしょうか。

よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、今城議員の質問にお答えいたします。

維持管理に関します情報公開につきましては、事業者との契約を踏まえ、どのような情報であれば、公開することに問題がないか、協議を続けているところでございます。

PFI事業につきましては、従来の仕様発注のように、市が業務内容を全て決めているわけではございませんので、市が求める要求水準を満たす性能発注であり、契約の形態が大きく違います。

そのことから、市が求める要求水準を満たすために、どのような業務を行うかは、事業者のノウハウを生かした提案でございまして、その内容については、事業者の考え方などにより違いが出てくるものであります。

したがって、維持管理の内容を全て公開すれば、事業者独自のノウハウが一般化し、競争力が損なわれる恐れがあることから、公開しておりませんが、引き続き、可能な範囲での公開ができないか、事業者と協議をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） 私から見れば、別に秘密にするようなほどのことはやってないと思うんですけども、市長に伺います。

市長は6月議会で、できる限り広く情報公開していくと答えました。今言ったように、維持管理費、年額2,200万円、その根拠となる業務内容は、いまだに公開できてないということになります。

この内容というのは、基本的には、月々業者がやっている清掃や点検や修繕作業、こういう

ものの積み重ねなのだと思います。

年間として、どのような作業や修繕が行われたか、まずこれが開けないのは、おかしいのだと思います。これは業者というよりも、むしろ市の責任ではないかと思えます。

それに対して、2,200万円、毎年払っているんですよということが分かれば、市民としては、ある程度納得がいくものになると思えます。

市長に伺います。

最低限ではあると思いますが、市民にとっては、当たり前の情報の開示が必要かと思えます。市長の責任において、業者と直接交渉などをしていただきながら、どの程度の作業内容とか、年間に行ったことなどを明らかにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

細かい話については、教育委員会のほうにお聞きをしていただきたいと思うのですが、先ほどの学校教育課長の答弁でもあったとおりでございまして、事業者とは、可能な範囲での公開に向け、協議を続けているというのが、今のところでございます。

今後も情報を精査し、公開可能なものについては、自分としても公開すべきだと思っておりますので、そういった思いをしっかりと業者のほうにもお伝えをし、できる限り公開していただくように努めてまいりたい、そのように思っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 6番今城 隆君。

○6番（今城 隆君） その姿勢、ぜひお願いします。

今の立てつけは、私も随時情報公開請求をし

ているんですけども、文書の開示の仕方というのが、協議録とそこに付随した資料提供というのは、結局その資料の提出については問題が起こる可能性はあるなと思っています。ただ、情報については、何が行われたか、こういう基本的なものというのは、市自身が提出することなどは、すぐできるんじゃないかと思っておりますので、その辺りを整理して、市自らが出せる情報があるのだと思います。

やったことを市が知らないわけがないわけですよ。ぜひ、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、今回の私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時09分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番三木健正君。

○8番（三木健正君） おはようございます。それでは、今回もまた一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず初めに、このたびの市長選挙におきまして、当選されましたこと、誠におめでとうございます。一言お祝いを申し上げます。

早速質問に移らせていただきます。

令和5年3月議会の一般質問でもお聞きをいたしたことはございますが、ここで改めて、市長選挙が終えられたということで、中平市長に、3期目に向けた方向性について、お伺いをいたします。

今回の選挙戦を通しまして、市民の声もたくさん聴かれた、そういった選挙であったんじゃないかというふうには思います。

そこで、この3期目、この先4年間に向けての方針と合わせて、改めて市長が選挙戦を通して感じた宿毛市における問題点や、また、現在進行中の事業等におきまして、何か改善しなければならぬというふうに思った点等ございましたら、その点をお聞かせ願ひします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 三木議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

この場にてのお礼というのは、控えさせていただきますが、お答えをさせていただきます。

今後4年間における、市政の基本方針についての質問でございます。

私は、2期目の4年間におきましては、本市の重点施策を、産業振興、そして観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策、そして高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振興の未来につながる7本の柱といたしまして、宿毛市発展のため全力で取り組んできたところでございました。

この間、四国横断自動車道、宿毛～内海間でございますが、こちらの新規事業化をはじめ、市役所庁舎や浸水エリア内の保育園の高台移転など、国・県や各関係機関と連携をする中で、様々な課題解決に向けて、取組を進めてまいったところでもございました。

また、人口減少対策におきましても、移住定住推進室を創設いたしまして、移住体験ツアーや空き家活用事業など、移住希望者への総合的なサポートを行うことで、市長就任以降、700人を超える方々が、本市へ移住をしていただいているところでもございます。

産業振興施策といたしましては、持続可能な農業の確立、畜産業の生産効率の向上や、そしてブランド化の推進、林業従事者の育成、養殖魚の外商推進、直七などの地域資源を活用した6次産業化の取組など、様々な事業を展開して

まいったところでもございました。

中でも、ふるさと納税事業におきましては、昨年度の寄附額は6億5,000万円を超えまして、地場製品の売り上げ向上はもちろんのこと、宿毛市にとって大きな財源の確保にもつながっているところでもございます。

3期目にあたる今期の4年間におきましては、2期目で実行してきた、そういった施策を土台といたしまして、さらに前へ進める施策を展開しまして、成果を出す4年間にしていきたいと考えているところでございます。

中でも、南海トラフ地震対策は、これまでも津波避難タワーの建設や耐震化など、命を守る、そういった取組を実施してまいりましたが、これに加え令和5年度からは、事前復興まちづくり計画の策定に着手をいたしました。

来るべき南海トラフ地震に備えまして、事前に必要なハード整備の検討を行うとともに、本市が早期に復興していくための計画を、被災前に作成しておくことで、被災後の早期再建をイメージすることができれば、被災後も宿毛市で暮らしていけるという、そういった安心感につながることで、さらには新たな投資にもつながるなど、希望のある新たな観点に立った、災害に強いまちづくりを目指していきたいと思っております。

また、介護を必要とすることなく、最低限の身の回りのことが自分でできる、自立した高齢者が増えるよう、現在行っている認知症予防のためのオンライン健脳カフェを拡大してまいります。

そして、オンライン診療による医療のICT化など、様々な利活用をさらに進めまして、より一層の高齢者支援にも努めてまいり、そういった思いでございます。

さらに、次代を担う子供たちのための子育て支援を強化するため、ふるさと納税を財源とし

た保育料の完全無償化に向けた取組を進めるとともに、給食センターの高台移転や1人1台端末を活用した学習支援など、よりよい教育環境の整備に、引き続き取り組んでまいります。

また、従来の子育て支援施策のさらなる充実に加えまして、引き続き事務系企業の誘致など、新規就労の場を確保することで、働きやすく、そして子育てしやすい、そういった環境づくりにも努めてまいり所存でございます。

観光振興施策につきましては、宿毛まちのえき林邸を中心に、まち歩きガイドによる市内周遊観光や様々なイベントが展開、開催をされており、市街地の活性化の一翼を担っておりますので、引き続き交流人口の拡大に向けまして、取り組んでまいります。

そして、新たな観光交流拠点であります道の駅すくもサニーサイドパークでは、市内の情報発信をはじめ、小さなお子さんも安心して遊ぶことができるキッズスペースを整備し、子育て中の御家庭の憩いの場として、さらにはアウトドアレジャーといったものが楽しめるエリアも整備をしております、宿毛の豊かな自然を生かした体験型観光としても御利用をいただける、そういった環境整備をしているところでもございます。

また、自転車を活用した取組も、引き続き行ってまいります。

2年連続で本市にて開催されましたジャパンサイクルリーグ高知県宿毛市ロードレースは、市内外から多くのお客様に観戦をいただき、市内での経済効果、そういったものはもちろんのこと、ユーチューブ配信によりまして、多くの方々に宿毛市の自然や特産品などをアピールできたことは、本市にとりまして、大きな宣伝効果があったと思っております。

このように、スポーツを通じた地域活性化施策は、本市にとって大変効果的な手段であるこ

とから、スポーツイベントやキャンプ合宿誘致など、これまで以上に力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

このような施策に加えまして、歴史資源を活用した文化芸術振興や既存市街地活性化施策など、様々な施策を今後の4年間で実施をいたしまして、成果を追求した取組を進めてまいり、そういった所存でございます。

これまで培ってきた自分の人脈や経験を最大限に活用いたしまして、真摯に取り組むことで、お年寄りが安心して暮らせ、若者が夢を持てる、そのようなまちづくりに向けまして、市民の皆様と一緒に取り組んでいく次第でございます。

次に、選挙戦を通じて感じたことについての質問でございますが、今回の選挙期間中、たくさんの市民の方々の声を聴かせていただきました。そういった中で、これまで以上に、市民の方々の御意見や思いを聞く必要がある。自分自身のことでもございますが、そういった必要がある。

そして、宿毛市が行っていることをもっと理解してもらう必要があると、強く感じたところでございます。

これまで、市政懇談会や地域懇談会などを行ってきましたが、今後はさらに、市民の方々が欲しい市の情報をピンポイントで伝えられ、欲しい情報を取得できるよう、SNSやアプリを活用した方法などを検討していきたいと考えているところでございます。

また、もう1点、選挙中感じたことといたしまして、高校生をはじめ、若い方々が非常に市政に関心を持っていただけていることに対して、大変うれしく思ったところでございました。

これからの4年間、若者との対話や御意見を伺う機会についても、しっかりとつくっていきたい、そのように考えております。

そして、その中で、政策に落とし込んでいきたい、そのようにも思っております。

議員の皆様におかれましても、引き続き御指導いただく中で、ぜひ宿毛市の取組についても、多くの市民の方々に知っていただく。そして、しっかりと理解をしていただく、そういった御協力をいただければうれしいなど、幸いだというふうに感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） まさしく成果追求の4年間になろうかと、私自身も思っております。幾つかの事業の計画がなされて、次はいよいよ本格的に、確実に行動に移していく、そういった重要な4年間になってくるのではないかというふうにも思っております。

そこで一点、事前復興まちづくり計画について、少しお伺いしたいのですが、この事前復興まちづくり計画は、非常に多岐にわたった計画を立てていかなければならない、そういった重要性があるのと同時に、私自身も東北の亘理町に視察に行かせていただいた際に、この復興の計画があるかないかによって、住民の流出がいかにか防ぐことができたであろうかと。東日本大震災が起きた今となつては、反省点でしかないという話を、担当の職員から聞かせていただくことができました。まさしくそのとおりだなというふうに思います。

それゆえに、この部分、お聞きしたい点がございまして、今後の議会、この4年間におきましても、できる限り積極的に私も参加させていただいて、事前復興まちづくり計画を作成させていただきたいと思っておりますが、今後行われる事前復興まちづくり計画、今現在、進行中ではありますが、この事前復興まちづくり計画の内容と今後のスケジュールについて、今、分かっている部分で結構でございますので、お聞

かせ願います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 事前復興まちづくり計画について、お答えをさせていただきます。

今年度から着手をしております、この事前復興まちづくり計画は、災害に被災する前から、被災後にどのようにまちを復興していくかを考え、事前に整備や計画をしておくというものでございます。

ただ、ほかの自治体、県もつくっておりますが、そういったものと宿毛市の場合は、内容については違ってくるのかなど。目指すところは一緒ですけれども、内容については違ってくるのかなどと思っております、宿毛市としての事前復興まちづくり計画の取組について、御説明をさせていただきたいと思えます。

議員のほうからもお話ありましたが、大きな被害をもたらした東日本大震災では、住民も行政も被災をしまして、避難所生活や災害対応に追われる中で、復興作業の着手が遅れ、事業完了まで、要するにその事業を復興するまでの期間が長期間を要した、そういったところでございました。

そのため、住民や企業も生活や事業を立て直すために移転をし、市から出ていった、町から出ていったということでございます。大幅な人口減少など、まちの衰退を招いたと聞いておりますし、自分の目でも見てきたところでございます。

こうした教訓から、来るべき南海トラフ地震に備え、市役所庁舎やきぼうが丘保育園の高台移転、津波避難タワーの建設など、災害に強いまちになるよう、事前にできる施策に取り組んできたところでございました。

これに加えまして、被災後に宿毛市が早期に復興し、かつ被災前よりも災害に強く、よりよい宿毛市となるよう計画を作成しておくことで、

被災後のまちの復興ビジョンを、市民の皆様と平時、普段から共有していきたいと考えているところでございます。

まちの防災・減災対策や被災後の早期再建をイメージをすることができれば、これからも宿毛市で安心して暮らしていけるという安心感につながるるとともに、さらには災害、そういった被災を受けた後、復旧・復興の過程を、新しいまちづくりの契機と捉えまして、インフラや生活基盤を見直すことによりまして、今より経済や生活環境を向上させる、よりよい復興という言葉を使わせていただきたいと思いますと思っておりますが、このよりよい復興の実現に向けての指標になるものと考えているところでございます。

本計画につきましては、まずは津波により、大規模な被害が想定される浸水エリアを4ブロックに分けまして検討を行い、今年度から3年間をかけて計画を作成してまいります。

今年度は、本市の現状と課題の整理、復興方針や復興体制の検討など、行政内部の検討を行っており、令和6年度より復興まちづくりの姿を市民の皆様と協議、共有してまいりたいと、そのように考えているところでございまして、やはりこういった呼びかけをして、ぜひ多くの方々に参加をしていただかなければいけないと思っております。

地区長連合会をはじめ、地区長の皆様、それから消防団の団員の皆様、そういった方々にも、もう既に呼びかけを自分のほうから、いろんな場を通じてさせていただいているところでございまして、ぜひ議員の皆様方にもお力を貸していただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 今の点につきまして、再質問をさせていただきます。

この事前復興まちづくり計画、これは市民にとって、計画が進んでいく中では、本当につらい決断を迫られたり、つらい判断をしなければならない、そういった場面も出てこようかと思えます。

ここで一番重要と思われるのは、計画策定の目的から、しっかりと市民への情報提供、また意見交換等を行うことから始まりまして、各種の調査や、そうした協議なども、しっかりと住民に伝えていく。そして、住民の声、意見を吸い上げていくということも必要ではないかと思えます。

この事前復興まちづくり計画を作成する上で、どのような形で、今後、市民への説明会など、そういった部分を考えていかれるのか。今現在、なかなかこの段階では難しいかもしれませんが、先ほどの最初の質問で市長から答弁ありました、市民との交流の場を設けていけるような、もっと情報発信をしっかりとしていこうという話もありましたが、その点も含めまして、この事前復興まちづくり計画を、どのように市民への理解を得ていくような思いを、今、持っておられるのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

計画の策定に当たりましては、市民の皆様との意見交換や大規模災害発生時の復興に対するイメージの共有が必要不可欠となってまいると考えております。

住民の意見を把握するため、今年度においては、住民アンケートを実施しております。被災後、どのような行動をするかといった情報を収集したところございまして、その結果を見ると、よく皆さん方が言われている部分と、若干違う部分もあったりとか、また新たなものも見えてきているところございまして。

このアンケート結果につきましては、今月中にはホームページで公表する予定としておりますが、本計画の検討における基礎データとして、活用をさせていただきます。

また、令和6年度より、実際にそれぞれの地区に入って素案をお示ししながら、ワークショップ形式で検討を重ねまして、本市の未来予想図として計画を練り上げていく予定でございますので、そういった機会を通じて、また広報等で市民の皆様に進捗報告や周知を図っていくことで、よりよい復興を目指す、宿毛市のまちづくりのイメージを、市民と共有していくことができるのではないかなと思っております。

この南海トラフ地震、必ずやってくるものです。周期的に、歴史が物語っております。

ただ、今度来る規模がどの程度になるかというのは、もう分からない中での動きではありますが、ただ想定は出ておりますので、やはり想定をしっかりと見極める中で、市民の方々と最悪のことを想定しながら、話を進めていく必要があると思っておりますところございまして、先ほど、三木議員のほうからもお話ありましたように、市民の方々からは、かなり厳しい御意見も出ると思いますし、また市民の方々も、その辺り、しっかりと、つらい決断もしていただかなければならない、そういった場面にもなるかというふうには思いますが、計画をしっかりと、実の入った計画をつくっていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 地区に入って行って周知を図っていく、本当に重要じゃないかと思えます。ホームページや広報で載せてありますというのは、なかなか情報が実は行き渡っていない点が多いいんじゃないかなと、私も感じておりますので、またいろんな、議会報告会で

もそうですけれども、やり方をよく考えていかなければいけないなど。いかに伝えていくか、その伝え方ってすごく重要じゃないかなと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

市長選挙及び近年の選挙におきまして、期日前投票の状況の推移について、お伺いをいたします。

またその状況をどのように捉えておられるのか、その点につきまして、お伺いをいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（川村三千代君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（杉本裕二郎君） 選挙管理委員会委員長、三木議員の一般質問にお答えいたします。

まずはじめに、10月22日に行われました参議院議員補欠選挙並びに、11月26日に行われました高知県知事選挙及び宿毛市長選挙におきまして、市民の皆様の御協力のもと、無事に終わられましたことに対し、感謝を申し上げます。

三木議員より、今回の市長選挙及び近年の選挙における期日前投票の状況という質問でありましたので、4月執行の宿毛市議会議員選挙、11月執行の高知県知事選挙及び宿毛市長選挙の状況について、お答えします。

本年4月23日執行の宿毛市議会議員選挙の期日前投票所における投票率は、23.35%となっており、4年前の市議会議員選挙、21.22%と比べて2.13%、投票率が上昇しております。

11月26日執行の高知県知事選挙の期日前投票所における投票率は、27.55%となっており、4年前の県知事選挙、18.19%と比べて9.36%の上昇、宿毛市長選挙の期日前投票所における投票率は、27.65%とな

っており、4年前の市長選挙、18.78%と比べて8.87%の上昇となっております。

期日前投票所における投票の状況を見ますと、期日前投票所は、当日開設の投票所に比べて設置期間が長く、開設時間も20時までと遅くまで開設をしておりますので、当日、投票所に行けない方の投票場所として定着し、多くの市民の皆様が御利用いただいているのではないかと認識しております。

以上であります。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ありがとうございます。

では、次にその投票期日、これは投票当日というか、投票日になりますが、この投票日の状況はどのように推移しているのか。また、先ほどと同じですが、その状況をどのように捉えていらっしゃるのかを、お聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（杉本裕二郎君） 選挙管理委員会委員長、お答えいたします。

本年4月23日執行の宿毛市議会議員選挙の投票日当日における投票率は、40.72%となっており、4年前の市議会議員選挙47.27%と比べ、6.55%投票率が減少しております。

11月26日執行の高知県知事選挙の投票日当日における投票率は、37.54%となっており、4年前の県知事選挙34.07%と比べて3.47%の増加、宿毛市長選挙の投票日当日における投票率は38.42%となっており、4年前の市長選挙、39.32%と比べて、0.9%の減少となっております。

高知県知事選挙においては、期日前投票と当日投票ともに、投票率は増加していますが、期日前が9.36%の増加、当日が3.47%の

増加となっており、増加率は期日前投票が当日投票を上回っております。

宿毛市長選挙においては、全体の投票率が66.07%となっておりますので、そのうち4割が期日前投票所で投票をしていただいております。期日前投票所における投票率が上昇する中で、投票日当日の投票所における投票率は減少している現状であります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） ただいまお伺いいたしましたことで、最後の結論で、委員長のほうからおっしゃっていただいた、期日前投票が増加傾向、投票期日、投票日は減少傾向。トータルとしては、4年前に比べると今回の選挙では上がったというもの、投票率全体で見ると、まだ66%台、なかなか投票率というのは低いというふうに判断をせざるを得ないところではあるのかなと思います。

この問題は、全国的に投票率の低下というのは、非常に問題ではあるとは思いますが、宿毛市における選挙や政治への無関心といった部分、根本的なそういった原因というものも存在しているのではないかとはいえます。

これは、市議会議員である私自身も、市民との交流の不足であったり、そういった努力不足も背景にもあるとは思いますが、今後また、できる限り地域住民との情報交換や地域行事への参加などによりまして、行政への関心、意識の向上に努めていかなければならないとも思っております。

それと同時に、投票機会の提供も重要ではないかと考えるわけですが、高知県内においても、期日前投票所の増設などの取組が積極的に行われてきております。

高知市内では、買い物ついでに投票ができるように、商業施設での期日前投票所の設置等に

よって、投票機会の提供に取り組まれております。

そこで、当市においても、免許証の返納などによりまして、今後、選挙に行きたくても行けなくなってくる現象が出てくるのではないかと、思うわけですが、先ほどお伺いしました、期日前投票が伸びてきている。これは期間の問題であったり、時間が20時までであったり、言えば利便性がよいというふうに見えるわけですが、一方で、伸びてきているから、これはこのままでいいんだという問題ではなくて、その原因としては、先ほど言われたように期間があつて、20時までの長時間の設置がある。何か利便性がとにかくあるということであれば、ここをもっと拡大していくことによって、投票率は、もっと引き上げることができるんじゃないか、投票機会の提供につながるんじゃないかというふうに考えるわけですが、各議員も、今まで何度か投票率の向上に向けた取組については、一般質問されてこられました。今回の選挙、終わった直後ですので、まだ細かなことはないとはいえますが、今後検討していくことや、投票率向上に向けての問題点などがございましたら、この場で所見をお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（杉本裕二郎君） 選挙管理委員会委員長お答えいたします。

投票率向上に向けた取組は、選挙管理委員会の主要な職務の一つであります。ただ、投票率につきましては、選挙の争点や候補者の顔ぶれ、当日の天気など様々な要因が影響するものであります。

議員御提案のように、期日前投票のさらなる充実を図ることが、投票率向上につながるものではないかとのことであり、場所の増設や商業施設への設置は、有権者の利便性を考えれば重

要なことであると認識をしておりますが、場所や人員の確保、機器の導入、セキュリティーの問題など課題も多くございます。

現庁舎に期日前投票所を設置して以降、昨年の参議院議員通常選挙に始まり、5つの選挙を執行してまいりましたが、旧市役所同様、多くの市民の皆様に御利用していただき、期日前投票率は上昇しております。

新たな期日前投票場所の設置につきましては、今後も期日前投票の状況や有権者の皆様の状況なども勘案しながら、検討してまいりたいと思います。

投票率向上の取組につきましては、対策の一つとして、若年層の政治への関心を高め、選挙に対する意識づけ、動機づけを図ることが重要であると認識しております。

現在、学校への選挙物資の貸し出しによる模擬投票の支援のほかに、今月14日には、高知県選挙管理委員会と合同で平田小学校への出前授業を予定しており、若年層への選挙啓発は、引き続き力を入れていきたいと考えております。

また、近隣の四万十市や土佐清水市では、若者の投票率向上の取組として、高等学校への期日前投票所の設置を行っており、18歳の投票者数の増加もつながっているとお聞きしておりますので、本市におきましても、他市町村の取組事例等も参考にしながら、調査研究に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 8番三木健正君。

○8番（三木健正君） 答弁ありがとうございました。

本当に重要な選挙によって進められていく、この宿毛市の将来ということもございますので、ぜひ、今後とも調査研究を進めていただきたいと思います。

以上で、今回の私の一般質問終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、午後1時15分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 3番、小谷翔太でございます。通告に従い、一般質問を行わせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、各地区で一部管理を行っている道路について、現状をお伺いします。

市道のうち、地区が費用の一部を担っている道路にはどういった種類のものがあるか、またどのような費用分担になっているか、お教えください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、小谷議員の一般質問にお答えします。

市道以外の市が管理している道路につきましては、臨港道路、林道、農道、法定外の公共物としての道路、里道とも言いますが、それらがございます。

それらの道路を工事する場合は、市道とは異なり受益者が限定されることから、宿毛市分担金徴収条例に基づき、関係者等から分担金をいただき、整備を行っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 現状については分かりました。

地区での負担があるものの、一部では負担を軽減しているものもあるとお伺いしております。

それでは、2つ目の今後の集落での管理につ

いて、お伺いをいたします。

少子高齢化の影響を受けて、年金で生活をされている高齢者の方が多い地区では、整備に関わる負担金の支出が、今後厳しくなってくるものが予想されます。

一例を挙げますと、栄喜地区の住吉までの港湾道路については、基幹産業を支える道路として、また住民の生活道路として、重要な道路となっていますが、当初、整備された目的である荷揚げから、現在は出荷場として大型水槽運搬車が日夜通行しています。

そのため、道路は重量に耐えられず、起伏が目立っています。令和5年にも、不陸整備事業を行っていますが、その際にも整備費の一部を負担していると伺っています。

このように、将来、地区の人口減や顕著な高齢化によって、地区での負担支出が難しくなってくる場合、負担支出を市で行う考えはないか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、一般質問にお答えいたします。

市道認定につきましては、地区等から要望いただき、現地を確認し、道路幅員や道路施設の整備状況、民地との境界が明確であり、敷地や附属物を市に寄附できるか等の宿毛市市道認定要綱の要件に該当する路線であるかどうか。複数の利用があるなど、公共性を有しているかを確認しています。

また、補助事業を活用して整備した道路であれば、当初の補助事業の目的に合致しない場合は、補助金返還等必要な場合もありますので、それらを含めて、市道認定を行っています。

そのため、要望いただきました全ての路線を市道認定することは、難しい状況であります。

以上です。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 現状では、公共性があるかどうかというところで、難しい問題ではあるかなと思いますけれども、今後、先ほどお伝えしたとおり、地区の人口減、あとは顕著な高齢化ということで、地区の負担というのも、どんどん大きくなってくると思います。

本当に、私のほうでヒアリングを実施したときにも、地区の中で、もっと使いたいお金があるのにというような御意見もあったところではあるんですけども、生活道路として、必ず使っていかなければならないところということで、今、地区の住民としては、いたい出費と思ながらも、負担金を支払っている状態でございます。

今後、課題として、地区の負担への依存というところが、何とか解消されるように、今後も将来に向けての検討をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次に、地域医療体制について質問をいたします。

まず、市内医療機関の現状について、お教えいただければと思います。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、小谷議員の一般質問にお答えいたします。

市内医療機関の現状についての御質問ですが、令和5年10月31日現在、宿毛市内では病院5施設、一般診療所12施設、歯科診療所11施設が開設されております。そのうち1診療所が、本年度末をもって閉院することや、年度途中での医師の退職による診療科の縮小などの現状があります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 先ほど、課長からも御答弁あったとおり、1施設が閉まるということ、

それと規模縮小というお話がありましたけれども、小児科がなくなってしまうというような現状が聞こえてきております。

市民が、将来の医療体制について危機感を覚えているということで、将来の医療体制について、本市としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 健康推進課長。

○健康推進課長（松田まなみ君） 健康推進課長、お答えいたします。

医療提供体制の維持、充実のための対策は、医療法に基づき、高知県が策定する高知県保健医療計画及び同計画の一部として位置づけられている高知県地域医療構想や高知県医師確保計画により、中長期的な医療ニーズに沿った効率的で持続可能なバランスのとれた、その地域における医療・介護サービスの提供体制の構築が図られるものと認識しております。

高知県の状況を見ますと、人口当たりの病床数、医師数、看護師数などの医療資源は、全国でも最高水準ではありますが、高知市とその周辺に一極集中しており、地域間での偏在が大変大きい現状があります。

そのような中、本市の状況につきましては、議員がおっしゃられるとおり、医師の高齢化や働き方改革などにより、今後も一般診療所の閉院や診療科の縮小なども予想され、医師に限らず、地域の労働力不足なども影響して、今後はより一層、医療提供体制の維持、充実は困難になることが考えられますが、先ほども申し上げましたとおり、県の計画に沿って、医師や看護師などの医療従事者の確保や在宅医療の推進に向けた多職種間の連携強化などの取組により、医療資源の効果的かつ効率的な配置と医療と介護の連携を通じて、より効果的な医療提供体制の構築が可能であると認識しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 地域医療、本当に特性に従って、高知市内であったり、その他の地域に一極集中をしてしまっているというところで、特に宿毛市の場合は、物理的な距離がかなりあって、こちらまで医師の皆さんが来ていただけなかったり、医療従事者の方が来ていただけなかったりというところで、なかなか人材確保のところが難しいというふうにはお伺いしております。

そういったところも踏まえながら、将来、市民が診療を受けられる場所をつくる必要が、本市としてはあるのではないかと考えております。

小児科を含めた総合診療科を持つ市営診療所等の創設について、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 小谷議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今後の医療体制の縮小が懸念される中、市として、総合診療科を有する診療所の開設など、どのように考えているかという趣旨の御質問だと思いますが、市が診療所を開設して運営するには多くの課題があります。

現在、本市が開設している沖の島へき地診療所の現状から考えましても、医師や看護師等、人員確保や施設整備などを含め、市営診療所の開設は困難だというふうに思っております。

沖の島の現状も小谷議員も御存じだと思いますが、今の医療体制を堅持していくにも、非常に苦労しているようなところがございます、なかなか、あればあるにこしたことはないんですが、非常に難しい問題だと思っております。

しかし、地域医療の確保は、大変重要な課題であります。本市といたしましては、先ほどから申し上げております、県の計画に沿った取組の推進に努めるとともに、本市を中心に広がっ

ている地域医療情報ネットワーク、はたまるねっとの活用や、県内初導入のヘルスケアモビリティの活用など、医療機関による医療DXの推進も合わせまして、今ある医療資源を連携して、地域の医療をどう守っていくかを、関係機関とともに検討してまいりたい、そのように考えております。

また、現在、幡多医療圏では、幡多けんみん病院を含む複数の医療機関におきまして、地域医療連携推進法人の設立に向けての検討がなされておきまして、地域医療の衰退を防ぐため、医療機関相互の競争ではなく、協調を進めまして、地域において質が高く効率的な医療提供体制の確保を目指しているところでもございます。

この地域医療連携推進法人とは、地域医療構想を達成するための一つの選択肢といたしまして、医療法に基づく法人の認定制度で、参加する医療機関間で、医薬品などの共同購入や病床の融通、そして人事交流、人材育成などが容易に行えるようになり、限られた資源をより効果的、効率的に活用することが期待ができます。

このような新しい取組の状況も注視しながら、市民の皆様が医療を受けやすい、そういった環境づくりに努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 県の計画に準じて、市も動いてはくださっているとは思いますが、医療体制が本当に不安なところが募っていけば、当市への移住者の減少であったり、定住していただける方が少なくなってしまうたり、現状でも起こってはきております不安感が募るところが、子育て世代のまち離れにつながっていったりということが危惧をされます。

市民にとって、重要な生活インフラである医療を守って継続していくために、積極的な取組をお願いしたいと思います。

次の質問に移らせていただきます。

空き家対策について、質問をさせていただきます。

空き家対策の支援の現状について、どのようなものがあるか、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、小谷議員の一般質問にお答えいたします。

現在、本市が実施している空き家に対する支援事業については、移住者向けの空き家活用事業と空き家の解体を支援する除却事業があります。

空き家活用事業は、移住者や移住者へ空き家を貸そうとする所有者が、空き家を改修する場合、費用の5分の4以内を補助するもので、補助限度額は185万7,000円になっています。

また、移住者向けには、小規模改修に対応する事業も行っており、補助率は2分の1以内、補助限度額は25万円となっています。

次に、除却事業につきましては、危険老朽空き家の所有者が空き家を解体する場合、その費用の5分の4以内を補助するもので、補助限度額は160万円になっています。

当事業は、地域の活性化と市民の安全・安心の向上を目的としており、解体後の土地は10年間、ポケットパークなど、地域の活性化に寄与させることを補助要件としております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 課長の御答弁にもあったように、支援策の多くがIターン、Uターンの移住者向けの分と、空き家になった分、もう解体をしなければならない家屋の解体の分についての補助金の制度等々だという感じがいたしました。

現状、定住している市民の方々に、特に子育て

て世代で家が手狭になってきている皆さんに、空き家を活用してもらうよう支援をしていくほうが、需要があるのではないかなというふうには感じております。

そのために、市民向けの空き家改修支援制度の創設というのが必要ではないかと思いますが、当市の考えをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、一般質問にお答えいたします。

移住者ではない市民向けの空き家改修支援等を行う計画はないかとの質問でございますが、現在、本市においては、市民の方が空き家を購入したり、改修する際の支援等はありません。

国の空き家活用支援制度においても、個人に支援する場合は、地域のコミュニティー維持、再生の用途に10年以上活用する場合に限られるなど、個人の住宅の資産価値向上につながる空き家改修について、有効な支援はありません。

そのため、本市においても、市民向けの空き家改修支援を実施していないのが現状でございます。

しかしながら、市内の空き家の中には、優良な状態のまま、放置されているものがあることも認識をしています。

今後も、さらなる空き家の増加が懸念される中、地域の活性化と市民生活の向上を図るためにも、空き家の有効活用の方法について、他市町村の事例等も踏まえながら、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 個人の資産価値を上げることに、ネックになっているところで、支援策が組みづらいところではあるとは思いますが、先ほど、課長の御答弁にもあったように、現状、確かに優良な物件等々、

多く市内でも残っております。それを活用していただけることで、例えば、地区によっては、家屋の倒壊の危険性があつたりとか、空き家に鳥獣が住みついて、様々な課題が生まれていると聞いております。

空き家が少なくなることで、その町、地区自体の活気の継続もちょっと難しくなってくることを考えると、やはり市民向けの空き家支援制度というのが、今後、必要になると思いますので、ぜひ積極的な検討をいただければと思います。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

市内商工業について、質問をさせていただきます。

市内中小企業及び小規模企業の支援の現状について、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、小谷議員の一般質問にお答えをいたします。

本市における市内企業への支援メニューとしましては、まず1つ目に、宿毛市販路開拓支援事業費補助があります。

これは、県外における販路開拓を支援するもので、展示会等に出店する中小企業者に対し、関係経費の一部を補助するものでございます。

次に、セーフティネット保証制度があります。これは、新型コロナウイルス感染症の発生等により、売上高等が減少している中小企業者の資金繰りを支援するものでございます。

続いて、宿毛市中小企業者等経営支援事業保証料補助及び宿毛市中小企業者等経営支援事業利子補給補助があります。これは、高知県中小企業等融資制度の産業振興計画推進融資を受ける事業者に対しまして、その融資に係る保証料及び利子を補助するものでございます。

最後に、宿毛市キッチンカー等導入支援事業

費補助がございます。

これは、キッチンカーによる飲食店事業の起業を支援するために、キッチンカーの整備に係る費用の一部を補助するものでございます。

そのほかにも、創業支援や事業承継の相談業務など、商工会議所と連携しながら市内事業者の支援に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 当市でも支援策は多く行っていることが、よく分かりました。

当市だけではなく、商工会議所や地方銀行など、中小・小規模事業者に関わる関係諸団体では、支援メニューを多く用意しており、日々支援に邁進していると伺っております。

前職の経験から、このような支援機関が協力をしていくことが、今後、中小企業、そして小規模企業が生き残っていくために必要なことではないかと思っております。

そのため、高知県そして高知市等々が制定をしております中小企業・小規模企業振興条例を制定し、各機関の連携をより強力なものにする必要があると思っておりますけれども、当市としての考えをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

中小企業・小規模企業振興条例についての御質問でございますが、現在、高知県におきましては、中小企業・小規模企業の振興に関し、基本理念を定め、県や中小企業・小規模企業、そしてそれらの支援団体や金融機関、大学や県民などの責務及び役割を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、高知県の経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与する

ことを目的として、令和3年4月に策定をされております。

そのほか、策定期間は様々ですが、先ほど小谷議員からも紹介がありましたが、県内では高知市、また南国市、香美市も同様の条例を策定しておりまして、近隣では愛南町も策定されているとお聞きをしております。

宿毛市としましても、商工会議所や金融機関などとの連携は必須でありまして、各関係機関が互いに情報共有や意見交換、役割分担を行う中で、よりよい支援策を講じていくことが重要であるというふうに考えております。

条例を策定する考えはないのかとの御質問であったかと思いますが、その必要性も含めまして、関係機関とも連携を図りながら、今後、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 3番小谷翔太君。

○3番（小谷翔太君） 先ほど、課長の答弁にもありました、現状でも関係機関と連携を取りながら、支援策を進めていってくださっているかと思っておりますけれども、この条例の制定の目的としては、財政的な面というよりかは、各関係諸団体が手を結んで、より強力な連携を図っていく、そして役割をそれぞれに明記をすることによって、支援の方向性を決めていくということが、この条例のメインになってくると思います。

特に現在、いわゆるゼロゼロ融資の返済が始まりまして、また物価高騰の影響を受けて、多くの中小企業、そして小規模企業が窮地に立たされています。

市内経済を支えるのは、あまたある中小企業、そして小規模企業であり、当市と関係機関による一層の支援が求められます。市内の産業を守っていくため、早急な対応を実行すべきと考えておりますので、どうぞよろしくお伺いいたし

ます。

御答弁いただいた皆様、ありがとうございます。

これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時51分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） こんにちは。4人目の質問者になりますが、昼から眠たい時間がありますけれども、どうか、明確な答弁をよろしく願いいたします。

公明党の野々下でございます。ただいま、議長にお許しをいただきましたので、通告に従いまして、大項目で市長の政治姿勢・政策方針、総合経済対策の重点支援地方交付金について、また発達性読み書き障害（ディスレクシア）の3点について、質問をいたします。どうか皆さん、疲れてきていると思いますが、よろしく願いをいたします。

まずもって、中平市長、このたびの市長選、御当選おめでとうございます。

早速質問に入っております。

第1点目に、市長の政治姿勢・政策方針について、お伺いをしたいと思います。先ほど、午前中の三木議員の質問が、ほとんどかぶっておりますので、簡潔な答弁をよろしくお願いいたします。

中平市長は、先の市長選において、有力新人、岡崎利久氏との激しい選挙戦を勝ち抜かれ、3期目の当選を果たされました。

選挙の結果は、5,840票を獲得し、得票

率55%、岡崎候補を1,026票差で退けて、現職としての責任、また底力の差を感じさせる勝利ではなかったかと評価をいたします。

投票率も66.07%と過去最低だった前回比7.9%上回っており、市民の関心の高さが伺えます。

当初、まち中では、現職中平氏の劣勢が聞かれる中でありましたが、思わぬ大差の勝利となった今回のこの選挙結果について、市長はどのように受け止めておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

今回の市長選挙は、投票率が66.07%と、前回と比べ、先ほどお話ありましたが、7.9%上回っておりました。しかしながら、33.93%に当たる5,564名の方が投票をされていないことにつきましては、それぞれ事情はあるかと思いますが、さらに投票していただけるよう、これからも努力していかなければならない、そのように考えているところでございます。

選挙結果につきましては、私が市長として市民の負託を受けました。しかしながら、選挙期間中、これは応援してくれた方、またそうでなかった方、双方から賛否ある御意見を伺いました。

そのことについても真摯に受け止めておりますので、これからの4年間をかけて、しっかりと取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 選挙期間中、いろいろな意見を聞いてきたということでございますが、真摯に受け止めて、頑張っていくことで

ございます。

投票されなかった、33.93%の方たちも、これから巻き込んでいけるような、選挙に行かなければならないと思わせるような、さらなる、希望ある宿毛市の前進を期待しております。

次に、中平市長の政治姿勢について、お伺いをいたします。

市長は、これから4年間、まさにふるさと宿毛の総仕上げとなる3期目を迎え、リーフレットにも、宿毛市から日本を元気にするという気概を持って全身全霊で活動し、宿毛市が地方創生の全国モデルになれるほど、元気な地方のまちに進化させていくとの決意を示されております。

また11月28日の高知新聞においては、子供たちが夢を持ち、お年寄りも自立して安心して暮らしていけるまちづくりをしていきたい。子育て支援や高齢者施策など、これまでやってきた取組を、さらに充実をさせていくと、決意を示されておりました。

宿毛市長就任以来8年間、市政運営を担う中で、反省する点や学んだ点も多々あったことと思います。市長として、これまでの8年間を振り返りながら、3期目に当たっての中平市長の基本的な政治姿勢、これから4年間、市政運営を担うに当たって、市長の率直な思いについてお聞かせください。

政策等については、この後伺ってまいります。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私は、市長就任以来、市政浮揚に向けまして、8年間果敢に取り組んできたつもりでございます。

防災対策や子育て対策など、宿毛市の未来へつながる7つの柱を立てさせていただきまして、こちらを実行してまいりました。

本市が元気になるために、そして進化をしていくために、取り組むべき課題は山積しておりますが、一つひとつそういった課題に取り組む中で見えてきた将来像、進むべき明るい未来に向けて、歩みを止めるわけにはいかない、そういった思いでございます。

まだまだ宿毛市は進化をしている途中だと感じているところでございます。

そういった形の中で、先ほど議員のほうからも御紹介ありましたが、全国のモデルになるような事業ということで、よその成功事例を学んで、それをまねという言い方はよくないのかもしれないませんが、また自分たちに落とし込むということも当然必要だとは思いますが、それよりも、新たな取組に向けて、果敢にチャレンジをしていくことによって、より広く多くの方々の支援も受けられる。そういったこともあろうかと思っております。

これにつきましては、人、お金、いろんな面で支援も受けさせていただいておりますので、そういったことも進めていきたい、そのように思っております。

南海トラフ地震は、いつ起きてもおかしくないというのは、先ほど来、お話をさせていただいているところでございまして、東日本大震災での復興の遅れを教訓とした、事前復興まちづくり計画を前に進めていかなければならない、それが宿毛市の大きな課題だというふうに思っております。

そして、子育て、健康づくり、コミュニティーづくり、デジタル化による医療、先ほど来ありましたが、やはりこのデジタル化というものをしっかりと使いながら、新たな医療分野、これにも取り組みたいと思います。

教育の充実、高速道路の延伸や企業誘致による若者の定着など、これらの施策を実現させるため、これからの4年間、全力で取り組んでま

いる、そういった覚悟でございます。

先ほども申し上げましたが、事前復興まちづくり計画を進める過程の中で、災害が起こるまでに整備しておくこと、そして、災害が起きた後に復興していく、そういった整備、これらを使って、災害が来るまでの今の生活を、今よりもよりよいものにしていき、災害が来た後に復興していくまちは、さらによりよくなる、こういったよりよい復興を進めていくために、来年度から津波の浸水エリアを4ブロックに分けて、各地域に入っていく、住民の方々と話をしていくというところでございます。

その結果をもとに、市内全体に波及をさせていきまして、全体というのは、これは津波浸水エリア外も含めてでございます。宿毛市全体の未来予想図を皆様と一緒に描いていきたい、そのように思っておりますので、野々下議員はじめとする議員の皆様にも、ぜひ御協力、そして御指導のほどをいただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） あらゆる分野でのDX化をさらに進め、国の政策も先取りしながら、若者は宿毛市に住んで、夢の持てる、希望の持てる宿毛市、高齢者も安心して暮らせる元気のある宿毛市に取り組んでいただきたいと思っております。

次は、先ほど三木議員にも答えていただきましたが、市長は今回の選挙戦で、公約の一丁目一番地に置いていたのは、やはり南海トラフによる震災後の市民の生活再建に向けた、事前復興まちづくり計画の策定であろうかと思っております。

市民の声を取り入れ、納得のいくものを計画していくということですが、中心となる担当課はどこになるのか、今、進んでいるところでありますが、事前復興まちづくり計画の作成にあ

たっての女性の視点は必須の条件と考えます。

そのようなことも踏まえながら、どのような形で、いつまでに策定をしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

事前復興まちづくり計画の担当課としましては、危機管理課が主導で行っておりまして、都市建設課もまちづくりの視点から参画しております。

担当課の女性職員についてでございますけれども、危機管理課に1名の女性職員が配属されておりまして、また庁内で行われる課長補佐級を主体とした調整会議でありますとか、若手職員で構成するワークショップでも、女性職員はもとより、保育士や保健師などの職種の職員も参加していますので、様々な視点で本計画の作成に取り組んでおります。

今後は、アンケートやワークショップにより検討した復興手順書や復興パターン等を示した素案をもとに、地区ごとの復興計画を作成してまいりますけれども、計画の策定に当たりましては、市民の皆様との意見交換や、それから大規模災害発生後の復興に対するイメージの共有が必要不可欠となってまいります。

そのため、令和6年度からは、まずは津波により大規模な被害が想定される浸水エリアを4ブロックに分けて、地域検討会を開催する予定としておりまして、地域ごとで検討を重ねまして、できる限り多くの方の御理解をいただきながら、計画を練り上げていき、令和7年度までに作成してまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 本年から令和7年

までに、事前復興まちづくり計画をつくり上げるということですが、課長答弁いただきましたように、女性の視点というのは非常に大事なところでありますので、しっかりそういう目も入れながら、つくり上げていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

今回、市長は選挙戦の中において、街頭でこれまでの取組や今後の防災対策において、南海トラフ地震L2対応を基本にしての訴えを様々してまいりました。

本市は津波を受ければ、市街地は壊滅状態になることは想定をされております。震災後のまちが復旧に向かうとき、事前復興まちづくり計画があることは、非常に重要であることが言われております。

しかし、市長も先ほど触れましたけれども、並行して進めていかなくてはいけないことは、市民の約半数の方たちが、津波被害や市街地の長期浸水によって、避難を余儀なくされます。

避難場所から避難所に移られるまで、どれだけの間とどまっていなくてはいけないのか、実際には分からないと思います。多くのところは、風雨をしのぐものがなく、発生時期によっては、低体温症や熱中症等、命に関わることとなります。

今まで何度もこういう議論をしてきましたが、結論が出ておりません。今後の取組について、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

まず避難場所についてでございますけれども、災害から命を守るために、緊急的に避難するための場所が避難場所でありまして、災害が起ってから一定の時間がたち、危機が去った後に、避難場所から移動して、滞在する施設が避難所

となります。

避難場所は、災害の危険から命を守るために、森の高台などに緊急的に避難するための場所でありまして、長期にわたって滞在する想定でないため、場所によっては倉庫や備蓄品がない場所もございますが、市内の50か所以上の避難場所には、発電機を設置いたしております。

また、孤立が想定される地域には、一時的に雨風をしのげる大型のテントなどの資機材を整備しておりまして、避難場所の対策を進めております。

しかしながら、行政だけの整備では対応できないことが多く、まずは自分の命は自分で守る自助が重要でございますので、自主防災会や学校の主催による防災学習を通じまして、地域の防災力の向上に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

先日、お聞きをすると、避難場所というのは、一定の時間と言われましたけれども、1日以上滞在しない。とどまらないところが避難場所であると。

それ以降は、長期滞在できる避難所へ移ることができることを想定するというところでございましたが、2.4メートル沈降し、長期浸水の中、あまりにも短絡的な想定ではないかと考えます。

東日本の地震が平成23年3月11日14時46分に発生し、津波警報が3分後に岩手、宮城、福島に出されております。この津波警報、注意報が解除になったのは、3月13日の17時58分です。解除まで2日余り、3日要するということですね。一定時間が過ぎないと、と言われましたけれども、1日という話じ

やないですね。

津波の余波の中で避難するというのは、大変危険な状況ではないかと考えます。やはり津波警報、津波注意報が解除になるまでは、そこにとどまることが安全ではないかと考えます。それを思うと、少なくとも長期浸水地域の避難場所となるところは、地域の人数分の低体温症を防ぐアルミシートや直射日光を避ける寒冷紗等の命を守るための装備が必要と考えますが、所見を伺います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。なお、詳しくは担当課のほうからお答えをさせていただきます。

避難所と避難場所のことでございます。

まずもって、先ほど自助のお話をさせていただきました。やはり全国的に、当市だけではないんですが、3日間は自分の命は自分でつないでいただきたい、それが大前提でございます。

物理的に避難する場所がないところに関しては、避難道の整備であったり、場合によっては避難施設として、前もってビルの許可と言いますか、そういったものをもらう。

また、津波避難タワーも、2基つくらせていただきました。ただ、こういうところに上がって、そこに物資、それから先ほど議員おっしゃられましたような雨露をしのぐもの、そして体温を保つものがあればいいんですけれども、そういったことを想定しておられたときに、そういった場所じゃないときに地震が起きたとき、命を守る方策はございません。

だから、どういった場所で、いつ津波が襲ってくる、地震が起きてもいいように、やはり準備をしておいていただく心づもりを、ぜひ市民の方々にはお願いをしたいと思っております。

その上で、できる限りの準備を自分たちもしないといけませんので、自分たちが準備をして

いるものについては、この後、課長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、行政の力で市民の方々、皆さんを助けることは、申し訳ございませんが、非常に難しゅうございますので、やはりそこは自助で3日間、しっかりと生き延びていただく、そういったお願いをせざるを得ないという状況でございます。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、御質問の避難場所におけるアルミシートでありますとか、直射日光を避けるための対応のものが要るのではないかとということについて、お答えさせていただきます。

宿毛市としましても、水や非常用の食料、それから毛布等の備蓄を行っておりますけれども、災害発生直後には、救助活動が受けられないということが想定されます。非常時において、命を守るためには、日頃から非常持出品や先ほど市長が申しあげましたように、3日分以上の水や食料、それから非常生活品の備蓄は必要でございますので、市民の皆さんにも、日頃から災害に備えた準備を行っていただきたいというふうに考えております。

また地区におきまして、訓練等を行う中で、必要となる装備品を購入したいという相談もございます。

その際には、必要とする物資の内容に応じて、活用できる補助金を紹介しておりまして、これまでも日差しを避けるテントやアルミシート、それから簡易シート等の購入に活用をいただいております。

地区によっては必要となる物資も様々かと思っておりますので、今後も補助金等を活用していただけるよう、自主防災会への周知に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番(野々下昌文君) 自主防災会との連携の取組を進めているということでございますが、実際に津波が起こらなければ、実際のこととは分からないというのがほとんどであろうかとは思いますが、生易しいことではないと思います。

ずぶぬれになった人、またけがをしている人、老人や子供、せっかく避難した方たちの命を守るために、できることは考え尽くして、手を打っておくことが必要だと思います。長期浸水地域の避難場所においては、徹底してそういうことをしていただけるように、お願いをいたします。

次に、再質問でございます。

地域の規模にもよりますが、あくまでも最大級の地震災害を想定しての話になりますが、地盤が2.4メートル沈降し、現状では県が進めている堤防も未完成、排水機場が被災したと考えて、長期浸水となった場合、浸水区域内に孤立する地域は何か所になるのか、お伺いをいたします。

○議長(川村三千代君) 危機管理課長。

○危機管理課長(有田巧史君) 危機管理課長、お答えいたします。

平成24年8月に内閣府が公表した南海トラフの巨大地震モデルにおきまして、本市では、最大約2.4メートルの地盤沈降が想定されています。

この地盤沈降によりまして、海水面より低い土地が発生し、堤防や排水機場が被災しますと、浸水した海水を排除できずに、長期間にわたり浸水が継続することとなります。

この長期浸水により、宿毛地区、そして新田、高砂地区の部分が浸水することとなりまして、また片島や大島、そして西町より西側にある地域、それから錦や小筑紫地域の孤立も想定をされております。

この長期浸水の対策のため、平成27年3月に、事前の被害軽減対策や復旧・復興に向けた検討結果をまとめておきまして、堤防・護岸の機能強化などによる止水の対策と、排水ポンプ車や仮設ポンプなどを主体とする排水の対策を検討し、関係機関と連携しながら課題解決に向けて取組を行っております。

以上でございます。

○議長(川村三千代君) 12番野々下昌文君。

○12番(野々下昌文君) ありがとうございます。

市街地を含めた非常に広い範囲で孤立が予想されるということですが、平成27年から長期浸水に対する被害軽減策や復旧・復興への取組を進めているということですので、万全の策を講じていただきたいと思います。

再質問をさせていただきます。

浸水区域の方たち全員が避難場所に避難できたとして、何人の方たちが避難場所で孤立するのか。併せて、この方たちの食料や水の確保はどのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長(川村三千代君) 危機管理課長。

○危機管理課長(有田巧史君) 危機管理課長、お答えいたします。

令和3年3月に取りまとめた、長期浸水対策検討結果における宿毛市街地の長期浸水区域内の人口は約5,800人でありまして、高台等の避難場所で取り残される可能性があります。

そのため、止水・排水対策によって、1日も早い浸水の解消を図ることを目的とする取組を行うとともに、宿毛市が保育している食料、水などの備蓄品を、孤立が想定される西地区防災コミュニティセンターや大島地区備蓄倉庫、旧みなみ保育園、それから沖の島開発総合センターなど計8か所へ分散備蓄を行っております。

しかしながら、公助による救助活動が受けられるまでには、時間を要することが想定されま

すので、繰り返しになりますけれども、市民の皆様には、日頃から災害に備えた準備をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 課長の答弁では、令和3年3月の調査では、5,800人の方が避難場所を取り残される可能性があるというわけですが、災害時の72時間の壁というのがあります。人間が水を飲まずに過ごせる限界の時間であるわけですが、飲料水等が何もない避難場所、そういうことを意識に入れた取組を、これからもよろしく願いをしておきます。

再質問をさせていただきます。

ポンプ車で排水の考えがあるという答弁をされておりますが、直後には、道路、橋梁の被災や浸水、瓦礫等によって通行不能も考えられます。これらをクリアした後になろうかと思いますが、最大何日間の長期浸水による孤立を想定しているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

堤防の緊急復旧として止水の対策を実施した上で、排水ポンプ車により排水を行うものとした場合、四万十市などの内陸からのアクセスに加えまして、宿毛新港や片島港の航路啓開によるアクセスルートの確保、また、平均潮位以下の時間帯での作業ルートの確保や、止水対策を実施することで、宿毛地区の排水が22日、新田、高砂地区の排水完了に35日を要します。

また、全エリアの排水は、41日で完了する想定となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 全エリアの排水が完了するのは、41日間想定をしているという

ことではございますが、今まで話したところは、今まで発表になった再確認をさせていただきました。

次に、5問目として、11月16日の高知新聞では、2次避難に関して近隣5市町村との連携に対する避難経路や所要時間について、明確になっていないところが指摘をされております。明確な方向性を示しておくべきだと考えますが、所見を伺います。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

本市は、長期浸水などによりまして、最悪の場合、約4,000人分の避難所が不足すると想定をしております。そのため、市内の避難所に収容できない方を、幡多圏域の近隣市町村の避難所に避難していただけるよう、平成31年に幡多圏域における広域避難に関する協定を四万十市、土佐清水市、大月町、黒潮町、三原村と締結しております。

さらに、本年8月14日には、高知県7市町村と愛媛県5市町による災害時における相互応援及び支援協力に関する連携協定を締結しまして、県境を越えた広域的な相互応援の体制を確立いたしました。

この協定によりまして、内陸部で浸水区域外にある四万十市や大月町、また県境を越えた愛南町等の施設を利用することにより、不足分の避難所を現在確保できている状況でございます。

今後は、広域避難者の受け入れをより円滑にしていだけるよう、ルートの検証でありますとか、輸送方法などを関係自治体と協議を推進するとともに、できる限り、市内の避難所に受け入れることができるように、公共施設の高台移転整備に、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ただいまの課長の答弁ですと、高知県の7市町村、それから愛媛県の5市町の広域連携により、本市の4,000人の避難不足者は確保できているという、よく分かりました。

しかし、被災後は、他市町村の被災状況もどうなっているのか、分からないのが現状だと思います。先ほど言われましたけれども、できるだけ市内の避難場所、避難所確保に取り組んでいていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、市長の政治姿勢の最後になります。

今回の公約の一つに、子供たちが家族と安心して遊べる公園の整備についても訴えてこられました。私もサニーサイドパークができた後、多くの市民の皆さんから、このお話をお聞きいたしました。

公園はたくさんあるけれども、どこも中途半端。もっとゆったりとした、多くの子供や家族が過ごせる公園、大きな公園をイメージしているんだと思いますけれども、市長はどのような公園を考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

皆さん公園に対して、私も多くの方々からいろいろお話を聞きましたが、人によって、公園に対するイメージであるとか、また自分がどういった公園を望んでおられるのか、本当にいろんな方々の意見があります。

大きければいいのか、もっと言えば、本当に数千万円、1億円ぐらいかけたような複合的な公園を望まれているのか。それとも、もっとゆったりと、お母さん同士で話をしながら、近くで子供たちを見守りながら遊ばすような公園がいいのか、それぞれ多種多様でございまして、いろんな形の公園という、一口に公園といえ

簡単なんですけど、望まれているんだなというふうに今回強く思ったところでもございます。

それぞれの思いも踏まえながら、多くあるのは県が整備しているような大きな公園が、宿毛市内にはないという形の中で、それを望まれている声、そういったことに対しての御質問のかなというふうに感じたところでございます。

市内には様々な規模、種類の公園を整備しているところでございますが、先ほど言った大規模西南公園のような、あんな大きな公園は宿毛市内にはないところでございます。

そういった形の中で、周辺環境の変化や、老朽化の進んだ遊具を撤去したことによりまして、かつてのように利用されなくなった公園というのも、実は宿毛市内たくさんあって、俗に言う、使われなくなった、さびれた公園といったのも点在をしているところでございます。

私といたしましては、まずは皆様の身近にある公園が、気軽に立ち寄れる憩いの場として、再び利用されるよう、遊具やベンチなどを設置し、子供たちが安全に遊べ、そして何よりも家族も一緒に、安心して見守って、安らぐことができる、そんな公園の整備を目指しているところでございます。

やはり日々の生活の中で、のびのびと遊ぶ子供と、それを見守る家族が共にひとときを過ごせることは、心のゆとりや豊かさにつながりまして、地域への愛着心も、より高まるものだと考えているところでございます。

その一方で、そういった大規模な公園というのも、否定するものではございません。

ただ、どうしても、非常に多くの整備費もかかるということで、当然そこに整備費をかけるということは、どこかにしわ寄せも来ますし、強いて言えば、住民の税金といたしますか、そういったものも必要になってくるところでございます。

以前、平成の合併のときにも議論をされたのですが、各自治体、市町村が、それぞれ文化施設であるとか、いろんなものを所有をしないといけない、そのような時代から人口も減っていく中で、広域で何とかできないか、そういったことで、平成13年ぐらいから始まっていますが、平成15年の頃に、市町村合併という形で、いろんな動きがあったというふうに、自分も承知をしているところでございます。

そういった形の中で、隣町にあれがあるから、うちの町にも欲しいよという気持ちは、十分分かるのですが、隣で利用できるものは隣で利用すればいい。また県も、そういった思いの中で、例えば先日、大変大きな問題にもなりましたが、運動公園の陸上競技場の3種も、まさにそういった問題のところだと思っております。

県の中部には、そういった公認競技場をつくっているわけですが、やはりこの西部といったところにはない。その中で、宿毛市が維持管理をしてきましたが、宿毛市だけではどうしても維持ができない。そういった形の中で、広域で何とかならないかということで、現在、整備に向けて、今議会にも予算を計上させていただいているところでもございます。

そういったものも見ながら、どの規模のものまで宿毛市ができるのか、そういったものも、一緒になって考えていきたいと思っております。

まずは、今、公園があるのに使われない、そういったところを使える公園にしていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 市長の公約の確認をさせていただきました。

今ある公園の充実、整備を目指していくという思いであったということでございます。いず

れにしても、市民の皆さんと話しておりましたら、他市町村から人が来てもらいたいというお話がたくさんあります。

公園にしても、また大きな屋根の下で買い物ができる道の駅とか、そういう話をよく聞きますので、そういうことも頭に入れておいて、今後の施策に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、総合対策重点支援交付金について、お尋ねをいたします。

このたび、政府は11月2日に、長引く物価高を乗り越えるために、新たな経済対策を決定いたしました。

まず、その中の重点支援交付金による低所得者支援について、本市の状況を伺います。

日本は今、コロナ禍で苦しかった3年間を乗り越え、経済状況は改善しつつあります。税収も3年連続で過去最高となり、今年の賃上げ率は、30年ぶりの高水準となりましたが、大企業が中心で、実質賃金は物価高に追いついていない状況でございます。

そこで公明党は、物価高に負けない、持続可能な賃上げを強力に後押しするとともに、それが実現するまでの生活防衛として、還元策などの様々な施策を提言し、政府の総合経済対策に大きく盛り込まれた、反映をされたところでございます。

還元策の中身は、減税プラス給付で可処分所得は下支えするというところでございます。公明党の提言によって、政府は、現役世代や中間所得層の多い納税者本人と扶養家族に対して、所得税、住民税合わせて、1人当たり4万円の定額減税を行う方針を示しました。

また一方で、住民税非課税世帯の場合は、この恩恵を受けられないため、公明党はそれに代わる支援策として、1世帯当たり7万円を給付することを提案し、国はこの財源として、物価

高騰対策のための重点支援地方交付金を追加し、さらには住民税均等割のみの課税世帯や、定額減税を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方々に対しても、重点支援交付金の対応を中心に、検討しているとのことでございます。

本市においては、住民税非課税世帯の7万円は、この12月議会で予算化されております。

年末年始、何かと物入りになる時期に備えて、まずは物価高騰の影響の大きい非課税世帯を対象に、年内に給付されるべきと考えますが、本市の見解をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、野々下議員の一般質問にお答えいたします。

住民税非課税世帯に対する7万円の給付金につきましては、11月2日に閣議決定され、11月29日に国会において予算が成立いたしました。現時点で支給対象者の要件等、詳細な情報が示されておりませんので、年内の給付は困難となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 12番、再質問させていただきます。

非常に残念な答弁であります。物価高騰の影響を大きく受ける非課税世帯の皆さんにとって、この年末年始こそが必要な給付金ではなかったかと思えます。

それでは、国の支給要件や詳細な情報が示されるのはいつになるのか、また、年内に支給要件等が示されたとして、非課税世帯の皆さんに支給されるのは、最短でいつ頃になるのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、野々下議員の再質問にお答えいたします。

支給対象者等の詳細な要件を年内に示してい

ただければ、今議会終了後、直ちに給付に必要なシステムのカスタマイズに取りかかる予定となっております。

カスタマイズには、1か月程度の時間を要するため、カスタマイズが完了し、給付対象者への案内文書を発送できるのが1月下旬になると思われますので、その後の事務処理等を考えますと、早くても支給開始は2月下旬になる見通しとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 今の御答弁によると、今、示されたとしても、カスタマイズに、1か月ほどかかると。最短では、2月下旬ごろになるというお話でございました。国の詳細な情報が示され次第、1日でも早く支給できるように、取組をお願いをしておきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。

次に、重点支援地方交付金推奨メニューについて、お伺いをいたします。

前回3月の重点支援地方交付金の推奨事業メニューにおいて、本市は、水道料金の基本料の無償化や、省エネ家電への買い替え促進による生活支援、また給食費の物価高騰分への補助等、さらには高齢者支援や障害者支援等々、多くの市民へ還元され、物価高騰への下支えになったことは確かだろうと思えます。

今回、予算規模が前回の7分の5ということですが、どのくらいになるのか、また今回の支援内容はどのようなものになるのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

まず、本交付金の推奨事業メニュー分に係る予算規模につきましては、国から11月29日付で、本市に対する交付限度額を6,706万

9, 000円との内示を頂いております。

また、今回、国からは、先の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に引き続き、物価高騰の影響を受けた市民や事業者を支援するため、8つの支援メニューが示されるとともに、早期の予算化が求められております。

しかしながら、国の補正予算成立から間もないこともあり、事業の詳細な情報が不足しているため、現状では、国からの情報収集に努めながら、物価高騰に直面する市民にとって、効果的な支援内容や事業手法について、検討を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） こちらのメニューについても、国から交付金制度の詳細な情報が示されていないということでございます。

次の質問に入りたいと思います。

この推奨メニューは、どのような形で予算化をされるのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

現時点では、本交付金の制度に不明な点がありますので、情報収集に努めながら、事業の詳細な制度設計を検討しているところであります。詳細な内容が確認でき次第、本市の支援事業の内容を決定させていただいて、速やかに予算提案をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） よろしくお伺いをいたします。

続きまして、発達性読み書き障害、ディスレクシアについて、お伺いをいたします。

発達性読み書き障害であるディスレクシアは、学習障害の一つのタイプとされ、全体的な発達

に遅れはないのに、文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が現れたり、二次的な学校不適応などが生じる疾患でございます。

知能や聞いて理解する力、発話で相手に自分の考えを伝えることには問題がないとしても、読み書きの能力だけに困難を示す障害のことをいいます。

特徴としては、通常の読み書きの練習をしても、音読や書字の習得が困難。音読ができたとしても、読むスピードが遅い。漢字や仮名の形を思い出すことが難しいため、文字が書けない、またよく間違える。文字を書くことはできるが、その文字の形を思い出すまでに時間がかかるため、文章を書くのに非常に時間がかかる等々。またスラスラ読めても文字が表せない。そういうディスグラフィアという人たちもおります。

ディスレクシアは、日本の小学生の約7%から8%に存在するといわれております。従って、読み書きを苦手とする児童は、クラスに平均二、三人いるとみられます。ディスレクシアは、周りの人が理解し、適切なサポートをすることで、困難さを軽減することもできるとされております。

そこで、ディスレクシアへの適切なサポート体制について、確認をさせていただきます。

公立小中学校において、ディスレクシアの疑いのある児童・生徒をどの程度、把握されているのか。また、ディスレクシアの疑いのある児童・生徒を早期に発見できるよう、取り組むことも必要と考えます。

早ければ早いほど、学力の遅れをカバーできます。現在、学校現場では、どのような形で発見に至っているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） 野々下議員の一般質問にお答えいたします。

ディスレクシアの疑いのある児童・生徒をどの程度把握されているか、また、学校現場ではどのような形で発見に至っているかという御質問でございます。

議員から、先ほどディスレクシアについては、詳しい御説明がありました。重複する点もあるかと思いますが、再度、私のほうからも、少し説明をさせていただきたいと思います。

ディスレクシアは、読み書きや計算などに関する学習障害、LDの一つのタイプとされ、全体的な発達には遅れがないのに、文字の読み書きに限定した困難さがあり、そのことによって、学業不振の状況が現れたり、二次的な学校不応答などが生じる疾患と言われております。

特徴といたしましては、先ほど議員言われたように、文末などを自分の好きなように読み替えて読んだり、また、単語や文節など、不自然に区切って読む。助詞の「は」を「わ」と書く。文字を反転させて書いてしまう。自分で書いた文字が読めないなどの状況が見られます。

学習障害の認知も進んでまいりましたが、私も教員をしているときには、ディスレクシアを含め、学習障害ではないかと思われるお子さんが、クラスには数名程度いたのではないかとこのように思われます。

ディスレクシアを含め、学習障害の疑いのある児童・生徒への対応としましては、学校で個別の指導計画を作成し、担任ひとりでの支援ではなく、学校内で児童・生徒の情報を共有しながら、多くの教職員が関わりながら支援しております。

また、複数の専門的な見地から、該当児童・生徒の授業態度や状況を見ていただく巡回教育相談などを活用し、その子に応じた的確な指導方法など、アドバイスをいただきながら、支援体制を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） ありがとうございます。

今、教育長もおっしゃられましたように、今は急速にこのディスレクシア、ディスグラフィアと言われる、障害を持つ子供さんに対する認識が進んできております。

先ほども言いましたが、この障害は、知的能力や勉強不足ではなく、生まれつきの脳機能の特性によるものであります。

今まで、字が書けないことで、勉強不足や勉強のできない子として扱われて、子供本来の能力が見過ごされてしまい、自己肯定感が引き籠もってしまうことで、将来への希望を失ってしまう子供になってしまうことが、報告をされております。

そこでまず、先生方全員が早く認識をして、情報交換できることが重要だと思います。そのような取組をしていただきますように、心からお願いをしておきたいと思います。

次の質問に移ります。

ディスレクシアは、家庭や地域、学校それぞれでできるサポートが考えられます。例えば、学校においては、黒板をノートに書き写す代わりに、タブレットで写真を撮る。あるいは、タブレット端末に文章を入力するというのも、障害の軽減になります。

また、宿題の提出をタブレット端末で提出することや、教科書についても、デジタル教科書のルビ振り機能や音声読み上げ機能を活用することも効果的だと思います。

障害の困難さを軽減するため、学校現場において、タブレット端末の活用やデジタル教科書を効果的に活用できるよう、教育委員会の方からの後押しが必要と思いますが、本市ではどのようなになっているのか、お伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、新型コロナウイルス感染症の状況を受け、国はGIGAスクール構想を前倒して、児童生徒に1人1台の端末が行き渡り、通常の授業はもちろん、学級閉鎖時や欠席等でのリモート学習などにも効果を発揮しております。

加えて、デジタルドリルなどのデジタル教材の充実やデジタル教科書など、校内でもICT活用が進んでおります。

特に、議員もおっしゃられたように、学習障害等で悩んでいるお子さんや不登校傾向にあるお子さんたちにも、このタブレット端末の活用は大変有効ではないかと考えております。

本市では、現在、教師用デジタル教科書を導入し、授業でも活用していただいているところですが、今後は児童用教科書もデジタル化が進んでいく方向になっておりますので、タブレット端末を活用した学習の展開など、学校とも研究してまいりたい、そのように考えております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） 本当に、私たちの時代では考えられなかったようなICT化が、どんどん進んできておる状況でございますが、今、教育長が言われたように、教科書もデジタル化が進んでいく方向ということでございますが、今の教科書を、タブレットをそのまま写して、PDFにデータ化して読み上げ機能を使い、イヤホンで聞けば、ほぼ並行して、その現場で授業を受けていくことができる、そういうことができております。

また、テストも別の部屋で、同じような状況で受けていく、そういうことを行っているところもございます。

また、文字のフォントを変えるだけで、このディスレクシアの理解度が全然違ってくるとい

うこともいわれております。

UDフォントと言われるフォントがございませう。それに変わるだけで、全然違うということも言われております。

いろいろあるわけですが、2016年には、障害者差別解消法が施行されております。障害のある子供たちが壁に直面する場合、個人に応じた対応の工夫を義務づけられておりますので、どうか知恵を絞って、このような障害のある子供たちが希望を持って学校へ行けるように、お願いをしたいと思います。

この子供たちが社会に出ていったときに、本当に小学校、中学校、そういう学生時代に支えを受けずに社会に出ていった場合に、その現場から逃げなくてはいけない、小さくなってしまふ。希望を持って、自信を持って生きていくことができないという状況になりますので、ぜひこの小学校、中学校も、そういう段階でしっかりと発見をしていただいて、サポートしていただくように、よろしくお願いをいたします。

続いて、質問に入ります。

学校現場でディスレクシアが発見された際、保護者との連携を十分に図ることが重要だと考えます。

教育現場のみならず、専門医の診断を必要とする場合もあり、医療機関への接続をスムーズに行うことや早期療育につなげる必要性もあると考えますが、所見を伺います。

○議長（川村三千代君） 教育長。

○教育長（鎌田勇人君） お答えいたします。

医療機関への接続につきましては、様々な特性のある子供の今後の支援を考える上で、非常に大切だと考えております。

まず学校としましては、保護者の方に、児童・生徒がどのような特性があるのか、また、保護者の方も、御家庭での生活でどのような困り感があるのかなど、しっかりと情報共有を行

い、保護者の方に専門医へ受診していただき、その診断結果も含め、情報共有することが、子供の成長に応じた支援につながっていくのではないかと思います。

現在でも、学校ではディスレクシアに限らず、学習障害や他の障害等の疑いのある場合には、保護者と連携し、医療機関や福祉など、様々な関係機関とつなげながら対応をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 12番野々下昌文君。

○12番（野々下昌文君） いろいろとありがとうございました。

あらゆる障害を持つ子供たちが増えていることを、お聞きすることが多くなってきております。学校、保護者、医療機関や福祉、しっかりと連携をしていただいて、子供たちが肯定感を持ち、夢を持って前へ進んでいける環境をつくらせていただきますようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 2時49分 延会

令和5年
第4回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第8日（令和5年12月12日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|-------------|--------------|
| 1番 井上 将 君 | 2番 浦尻 学 典 君 |
| 3番 小谷 翔太 君 | 4番 川村 圭一 君 |
| 5番 東 新 君 | 6番 今城 隆 君 |
| 7番 堀 景 君 | 8番 三木 健正 君 |
| 9番 川田 栄子 君 | 10番 川村 三千代 君 |
| 11番 高倉 真弓 君 | 12番 野々下 昌文 君 |
| 13番 松浦 英夫 君 | 14番 寺田 公一 君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|---------|
| 事務局 長 | 黒田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中平 純 君 |
| 議事係 長 | 桑原 美穂 君 |
| 庶務係 主任 | 宮本 恵里 君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|----------------------------|---------|
| 市 長 | 中平 富宏 君 |
| 副 市 長 | 岩本 昌彦 君 |
| 企画課 長 | 上村 秀生 君 |
| 総務課 長兼 選挙管理委員会 事務局 長 | 桑原 一 君 |
| 危機管理課 長 | 有田 巧史 君 |

| | | | |
|---------------------------|-----|-----|---|
| 市民課長 | 岡本 | 武 | 君 |
| 税務課長 | 朝比奈 | 淳司 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 | 恵介 | 君 |
| 健康推進課長 | 松田 | まなみ | 君 |
| 長寿政策課長 | 谷本 | 裕子 | 君 |
| 環境課長 | 谷本 | 和哉 | 君 |
| 人権推進課長 | 川村 | 志保 | 君 |
| 産業振興課長 | 岩本 | 敬二 | 君 |
| 商工観光課長 | 長山 | 敏昭 | 君 |
| 土木課長 | 太田 | 芳宏 | 君 |
| 都市建設課長 | 小島 | 裕史 | 君 |
| 福祉事務所長 | 畠中 | 健一 | 君 |
| 水道課長 | 宮本 | 潤 | 君 |
| 教育長 | 鎌田 | 勇人 | 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田 | 克哉 | 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平 | 成也 | 君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井 | 建一 | 君 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 杉本 | 裕二郎 | 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） おはようございます。

まずは、先月の市長選で3回目の御当選をされました市長に対し、お祝いを申し上げたいと思います。

選挙戦を通じて、市民の皆様と共に宿毛市の未来像を書いていきたいと、熱く語ったのをよく覚えております。

市長の思いを少しでもこの場で引き出せていけたらと思っておりますので、答弁のほう、よろしく願いをいたします。

まず、すくもサニーサイドパークの利用状況と維持管理について、質問をさせていただきます。

5月のリニューアルオープンから、利用者数の推移と現況について、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、寺田議員の一般質問にお答えをいたします。

道の駅すくもサニーサイドパークの来場者数につきましては、リニューアルオープンいたしました5月から10月末までの集計で、13万8,510人となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 13万人を超える来場者ということで、月に割ると2万人余りということになります。非常に多くの方に訪れていただいているなど感じております。

ただ、オープンしてまだ半年余りしかたつて

おりませんので、利用者から何かと御意見とか苦情などが寄せられているのではないかとも思うのですが、その部分について、もしあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

道の駅すくもサニーサイドパークの指定管理者でありますN'sグループ共同企業体とは、月に1回程度、運営に関するミーティングを行っております。

その中で、利用者からの様々な意見等を伺っております。幾つか抜粋いたしまして、その内容と、それに対する対応策を御紹介させていただきます。

まずはじめに、食事ができないという御意見に対しまして、市内業者からお弁当を仕入れて販売するとともに、情報発信機能を持つ道の駅としまして、市内飲食店の紹介を行っております。また、休憩場所が少ないという御意見に対しましては、パラソルつきベンチテーブルを10基増設をしております。

物販が少ないという御意見に対しましては、お土産品などの商品を増やして、充実をさせております。

また、クレジットカードや電子マネー等、キャッシュレス決済に対応していないという御意見に対しましては、現在、各種クレジットカード及び電子マネー等のキャッシュレス決済の導入が完了をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 徐々に充実をさせていっているというふうにも感じるわけですが、また後で質問をしたい部分があれば、させていただきたいと思います。

次に、RVパークエリアを、新しく整備をし

たわけですが、この利用状況についてをお示し
願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、
お答えをいたします。

RVパークエリアの利用者数につきましては、
10月末現在で132件となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 132件が多いのか
少ないのかというのは、非常に判断が難しいと
ころではありますが、1日に1台弱というふう
な感じになるんでしょうかね。

利用としては、それほど多くないかなとも感
じるわけですが、反面、施設内に、車中泊につ
いて注意喚起を促すような表示があるというふう
にも聞きました。

道の駅というのは、基本的に24時間使える
駐車場とトイレが整備されているというのが、
国土交通省の大きな採用基準になっていると思
うのですが、駐車場での仮眠がどういう状態に
なるのかというのを、自分としても考えるわけ
ですが、やはりRVパークエリアは有料になる
ということで、どうしても一、二時間程度、も
う少し休むかもしれません、その方たちが駐
車エリアで仮眠をとるということになっている
のではないかと思います、この点についての
考え方をお示し願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、
お答えをいたします。

現在、道の駅内に、車中泊は御遠慮ください
という注意書きを、掲示させていただいており
ます。

道の駅は、ドライバーの方々が24時間利用
できる休憩施設でありますので、無料の駐車場
で仮眠をしていただくことは、問題ないと考え

ております。

では、どのような行為を車中泊と判断するの
かという点につきましては、宿泊を目的とした
本施設の利用を車中泊と考えておまして、休
憩を目的として立ち寄られた際の仮眠につつま
しては、車中泊とは別であると考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 車中泊との違いは、
少し分かったわけですが、管理者は、当然夜は、
あそこに常駐はしていないと思うんですね。

そういう方たちが、電話連絡ができるように
なっているとは思いますが、例えば、RVエ
リアに車を止めて宿泊をしたいという希望があ
れば、それに対応できるような対応は取ってい
るわけでしょうか。その辺りを、少し答弁をお
願いします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、
お答えをいたします。

RVパークエリアは、基本的に事前予約とさ
せていただいております、例えば管理棟の営
業時間外に、当日いきなりお越しいただいての
利用は、できないような形となっております。

RVパークエリアは、行っていただければ分
かるのですが、規制線ではありませんが、自由
に中に入れるようにはしておりませんもので、
基本的には、事前予約をしていただいた上での
利用のお願いをしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 人員もいることので
、24時間、誰かが常駐するということは
非常に難しいとは思いますが、やはり24時
間利用できる施設ということを考えると、そこ
のあたりも、これから改善をしていく点ではな
いかと思いますので、また、指定管理者等と話

し合っていたきたいと思います。

次に、有料エリアの利用状況についてを、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

キャンプエリアの利用状況についての御質問であったかと思いますが、10月末現在の利用状況について、お答えをいたします。

フリーキャンプエリア、136件、そしてデイキャンプエリア、62件となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 利用の仕方というのが、まだまだ浸透しきってないこともあるとは思いますが、エリアの先端部分に無料のエリア、ビュースポットがあったりということですので、利用者もなかなか使い勝手が悪かったという声も聞きます。また利用についての改善が必要だと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、オープン当初にも言われた部分ではありますが、シャワートイレがついた便座が少ないのではないかという声を、利用者というか、来場者から何回も聞かれました。

オープン当初からは改善されたとは思っているんですが、現状のお示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

6月議会の一般質問でも御質問がありました、この温水洗浄便座につきまして、現在、男性用、女性用それぞれ1基ずつ設置をしております。

また、みんなのトイレには、当初から1基、設置をしておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 若い層の方には、逆に公衆トイレでは、そういうシャワーつきは要らないんだという声も多くあるのも分かっていますので、それくらいあれば十分かなというふうにも、私も考えておりますので、また何か苦情があれば、対処していただければと思います。

あと、ごみ箱の状況について、市長選挙が終わったぐらいのときに、ある市民から問い合わせがありました。

サニーサイドパークに行ったら、ごみ箱が設置されてない。道の駅でごみ箱なしというのは、いいんですかって。車の中のごみを、ちょっと捨てさせていただきたいと思ったときに、ごみ箱というのは、ないといけないのではないですかという質問を受けました。

このごみ箱の設置について、市として、どのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

道の駅のごみ箱についての御質問でございますが、オープン当初から屋外に昼夜を問わず、ごみ箱は設置をしております。

この屋外に設置をしておりますごみ箱につきましては、夜間に家庭ごみなどが大量に捨てられるという状況が続き、日によってはごみ箱からごみがあふれ出ていたり、ごみの処分費用がかさんでいるという報告を、指定管理者より受けました。

対応策といたしまして、管理棟の営業時間外のごみ箱撤去の相談がありまして、近隣の道の駅にも指定管理者が確認しましたところ、ほとんどの道の駅がごみ箱を設置していないとのことであったため、市としましては、管理棟営業時間外のごみ箱の撤去について、同意をいたしたも

のでございます。

ただし、今回の措置はあくまで試験的なものとしておりまして、利用者からの意見なども聞きながら、今後の方針を決めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） そういう心無い、多分、家庭ごみを持ってくるというのは、そんなに遠くから持ってくるわけではない。車の中のごみをちょっと捨てるぐらいのことならばと思いますが、現在、市内にかなり増えたコンビニエンスストアの入口にも、店外のごみ箱がないところが増えてきたということから考えると、やはりモラルの問題なのかなとは感じますが、ぜひ、夜間でも、ちょっとしたごみを捨てたいというときには対応できるような、小さなごみ箱でも置いておけばいいんじゃないかなと、私は思っておりますので、また善処をお願いしたいと思います。

これは、サニーサイドパークでは、最後の質問にしたいとは思っています。

昨日の三木議員の一般質問の市長の答弁の中で、地域住民の憩いの場、また子育ての場として、使ってほしいというような答弁があったと思います。

質問をするために、現状を見ておこうということで、昨日、私もサニーサイドパークまで行って、事務所の前などにまきが置かれたり、アイスクリームのキッチンカーが、駐車スペースと事務所の間で置かれたままになっているなどということで、これは6月にも質問をしたと思うのですが。

これから、特にだるま夕日の季節になってきて、夕方訪れる観光客、また市民の方、増えてくるだろうと思うんですよね。やはり訪れた人が、ここの道の駅、何これ。ごみ溜めみたい

と思うのではいけないと思うんですよ。今日、道の駅の完成したときのイメージ図、商工観光課から頂いてきたのですが、非常にすっきりとして、きれいな場所なんですよ。それが、非常に乱雑に見えたんですよ。

そのあたりはやはり、改善すべきではないか。特に、まきや炭というのは、キャンプをする方しか使わないと思うので、下の倉庫があるわけですから、そこに置いておいて、事務所の中でオーダーをかければ出してくれるというふうにするべきではないかと思うんですよ。

それと、インフォメーションセンターで、今、物品を売っていますが、それとトイレの間に倉庫があるわけですが、倉庫の中が、もう丸見えになっているので、草刈り機であったり、いろんな機材が乱雑に床に置かれているというのを、よく目にするわけですが、あそこも訪れた方が、あまり目にして欲しくないところではないかなと思うんですよ。

何らかの処置というか、処理をすべきではないかと思うのですが、その2点について、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（川村三千代君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、お答えをいたします。

本市の観光交流拠点として再整備いたしました本施設におきましては、議員御指摘のとおり、利用者が利用したくなるような清潔感のある外観、これは大変に必要であると考えております。

指定管理者も、様々工夫をしながら集客ができるように取組を進めているわけではございますが、現状の管理棟周りにつきましては、指定管理者としっかり協議を行いながら、誰もが利用しやすい雰囲気管理棟となるよう、努めてまいりたいと考えております。

倉庫につきましても、そういった外から見えるという部分に対しましては、ブラインドの設

置をしてくれております。それをしっかりと、ずっとブラインドを下ろして、外から見えないような形をとるように、指定管理者ともしっかりと協議をしていくようにしていきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） キッチンカーについて答弁がなかったので、協議してないのかなというふうに思いますので。先日も市民というか、あそこで会った方に、キョロキョロしているので何かと思ったら、トイレの場所が分かりにくいという声を聞きました。

やはり、一番近い駐車スペースから見たときに、キッチンカーの陰になって、トイレの入口が見えないという状態が続いていますので、市としては、キッチンカーエリアというのは、身障者の駐車スペースよりも、まち寄りのところに設定しているわけですから、そちらに置くように強く指導すべきだろうと思うんですよ。

デザイン的なものは私は言いませんが、トイレの入口も、もう少し、ここがトイレだなと分かるような表示があれば、よいのになとは思いますが。

この部分については、あえてこれ以上、答弁を求めても出ないと思いますので、このあたりにして、次の質問に移ります。

次に、使用済みの蛍光灯管、これは9月議会で、川村圭一議員から質問があった案件ではありますが、この9月以降、宿毛市として、電器店やホームセンターというところに対して、どのような指導をしてきたのか、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、寺田議員の一般質問にお答えいたします。

市内電器店が消費者から引き取った使用済み蛍光灯を、清掃公社に持ち込んだ場合につきま

しては、現場において産業廃棄物に該当する旨、説明を行いまして、法令に従いまして、電器店が自ら処分を行うように、指導を行っているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 法令に従ってということで、法を曲げてやれとは、私は言っておりません。

東部支所、また小筑紫支所では、不要になった蛍光灯管の引き取りをしていますが、これは間違いないですか。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

家庭、住民の方々が直接持ち込んだ場合ですけれども、使用済みの蛍光灯の収集につきましては、寺田議員おっしゃるように、東部支所と小筑紫支所、それから清掃公社、沖の島支所で収集場所を設置しまして、これまでどおり収集を行っております。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 新しくできた中央支所で、どうして引き取りができないのか、理由についてお示しを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） お答えいたします。

以前の旧庁舎の時代には、庁舎北側の入口に使用済み蛍光灯の収集ボックスを設置しまして、住民用として収集を行っておりましたが、事業者から大量の蛍光灯が持ち込まれるケースが相次ぎまして、環境課では、これ以上の維持管理がなかなかできないと判断をいたしまして、令和4年4月に旧庁舎の収集ボックスの撤去と、それから使用済み蛍光灯の受け入れを中止した経過がございます。

その後、市役所は希望ヶ丘に移転しましたが、新庁舎では使用済み蛍光灯の収集は行わずに、持ち込みの相談等があった場合には、主に清掃公社に持ち込むように、お客様に御案内してきた経過がございます。

この間、清掃公社に持ち込めないという直接的な苦情等は住民の方からございませんでした。その後、令和4年12月に、議員が言われるように、中央支所の開設時には、環境課としまして、使用済み蛍光灯の収集ボックスの再設置について検討いたしました。先ほど言いましたように、過去の違法な持込物への対策であったり、御家庭から出される使用済み蛍光灯の排出頻度、それから清掃公社へ持ち込むことの住民の負担感等、それから市内全域の収集体制を勘案しまして、再設置については見送ることにして、今に至っている次第でございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） いろいろなことを勘案してと言われましたが、これ、困っているのは、清掃公社まで持っていくことのできない高齢者や体の不自由な方であったり、よく言われる生活弱者の方が困っている。宿毛市内で引き取ってくれていたところに持って行って、お願いをしていたというふうに聞いています。

それができない理由の中に、そういう方に対する配慮ができないのかということ、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

使用済み蛍光灯でございますが、家庭で使用されていた蛍光灯が仮に切れてしましまして、蛍光灯の交換等を行う回数につきましては、御家庭で年に数回あるかないかぐらいの頻度ではないかと思っております。

蛍光灯が切れた場合、電器店で購入と交換を依頼された場合につきましては、電器店が下取りによる回収を行っており、これで御利用がまたできるのかなと判断しております。

ごみ出しができない世帯につきましては、戸別収集等も行っており、中央支所に使用済みの蛍光灯の収集場所を設置しないことが、直ちに生活弱者等の困った方に対する対応ができてないとは、担当課としては考えていないところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 実際の電器店の声を生で聞いてないのかなと、私は感じました。

最後に、市長に聞きたいと思いますが、市長は、これまでも市民に温かい政治をやっていく。特に、高齢者であったり、若者世代であったりということころには、温かい政策をやっていくというふうには、公言をしてきたと思うんですよ。

若者には、いろいろな政策を今、国も出してくれています。

ただ、宿毛に住む高齢者、今は40%を超えていますよね。もう50%になるかとしています。これからどんどん、免許を返納したりということで、清掃公社の上まであがれないという人が、どんどん増えてくるわけですよ。

今、事業ごみを事業者が持ち込むからという答弁を課長はしましたが、本当に困った人に対して、支所の職員が対応をして、受け取りをして、週に1回、月に1回、環境課の職員が清掃公社まで持っていくという作業が、それほど市の今までの業務を阻害するような仕事ではないと私は思うのですが、中央支所へ使用済み蛍光灯管の受け入れの設備というか、ボックスを据えることについて、市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

蛍光灯の処分につきましては、今まで処分できていた物が、今までと同じ形で処分できないということに関しましては、市民の方々に不便を感じさせているのかなと思ひています。

その一方で、背景としては、LED化が進んでいたり、またいろんなものがリサイクル法の関係であるとか、いろんな形で今まで、例えば、無料で捨てられていた物が、なかなか捨てられなくなった、そういった時代背景もあるのかなというふうには思ひているところでござひます。家電であるとか、いろんなものがそうです。

そういった形の中で、特に電器量販品店の方が、今まで住民の方々に寄り添った形で、捨てることができていたものが捨てられなくなる、もしくは、下取りというお話もありますが、当然、売価のほうに転嫁されるようになろうかと思ひますので、そういった背景も、しっかりと見させていただく中で、中央支所へ、まず、困った住民の方々の持ち込みについては、一時的に、試験的にでも、また再開ができないかなということで、担当課と協議をしていきたく思ひております。

以上でござひます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 市長が今後、可能かどうかも含めて協議をしていくという、前向きな答弁をいただいたと思ひていますので、ぜひよろしくお願ひをしたいと思います。

次に、移住定住政策について、お聞きをいたします。

市長は選挙戦を通じて、市長就任以来、着実に移住者も増えてきていると言ひております。これからも移住に向けた取組を進めていくのだろうと思ひますが、現在の移住者の定住状況について、お聞きをしたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、寺田議員の一般質問にお答えさせていただきます。

寺田議員から話があったように、現在の市長が就任以降、特に平成30年度までは、移住者のカウントが100を超えていなかったものが、過去3年間における移住実績を申し上げますと、令和元年度は209名、令和2年度は175名、令和3年度は123名、令和4年度は120名といった実績になっています。

定住率についてでございますが、移住してから2年後に、その方がどうなっているのか、数字だけ追っておりまして、直近の令和2年度、これが平成30年度に移住してきた方の定住率ですけれども、令和2年度は定住率が69.6%となっておりまして、比較的高い数字になっているのではないかと分析しております。

以上でござひます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 100人を超す移住者が来ていて、60%を超す定住率だということで、私も高いと思ひます。高いということは、その人たちが住む住宅についても、供給が必要になってくるのではないかと思ひのですが、現在、宿毛市が行ってきている移住定住に向けての取組の中で、西町にお試し住宅というものもあると思ひのですが、それ以外に移住者向けの住宅を整備をしていると思ひのですが、昨日も少し質問の答弁の中で出ていたと思ひのですが、もう一度ここでお聞きたいと思ひますが、その数と状況について、お示しを願ひたいと思ひます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

移住者が活用できる住宅の制度について、お答えいたします。

現在、本市におきましては、移住を検討する

段階において、最長、半年間利用できるお試し住宅を4室用意しておりまして、今年度は3組の移住希望者が、延べ316日利用しております。

また、賃貸や売買を希望される方に対しましては、空き家バンクを通じて物件の紹介を行っておりまして、現在12件の登録があるほか、市が空き家を借り上げて改修を行う宿毛市空き家活用移住定住促進住宅、こちらにつきましても、4棟整備しておりまして、移住者に対して貸し出しを行っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 全部で20件、お試し住宅を入れると20世帯ぐらいは対応できるような状態であると。

ただ、年間100人を超す移住者があるということを考えて、どこに紹介しているのかなとも考えるわけですが、市内至るところに、空き家はたくさんあります。

今、市内でも資金を借りて、補助していただいて、解体というか、壊している住宅もかなりあるわけですが、昨日の答弁にもあったように、十分使える住宅が、そのまま野放しというか、荒れていっているというのを、私も見て、何とかできないかなとも思うわけですが、所有者の中に、例えば仏さんを置いたままであるとか、いろいろな家財道具を置いたままなので、なかなか貸すには貸せないとか、年に1回、お盆のときとかお正月に帰ってくるので、人に貸すとそういうことができなくなるのでという声も聞きます。

ないというのは分かるわけですが、これからも粘り強くやっていただきたいと思うわけです。

ただ、4棟ある移住者向けの市が整備した住宅は、昨日の質問の中で4分の3、185万円でしたか、175万円でしたかの上限で補助を

するというふうにも聞いたわけですが、それに間違いございませんか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

昨日、空き家の支援制度でお答えした、185万円の制度につきましては、これは、所有者、もしくは移住者に対して、個人が改修する場合に出す補助金でございまして、こちらの移住定住促進住宅とは別の制度というふうになっています。

移住定住促進住宅につきましては、市が改修費を出して、市が移住者に貸している、そういった住宅になっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 私の勘違いもありましたね。

ということは、市がその家を借り上げて、改修をして移住者に貸す。その家賃については、当然、市に入るわけですよ。ということは、条例の9条にあるとおり、市営住宅の管理する条例に準用するという事によろしいですか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の9条の質問であったかと思えますけれども、この9条は、移住定住促進住宅の条例の運用につきまして、宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の準用をするということで、この9条に書いてある市営住宅の設置及び管理に関する条例の「条」、ここに書いている「条」については、市営住宅の条例を準用するという事でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 何か分かりにくい説明になったわけですが。

市営住宅と同じ取扱いになるということでもろしいんじゃないですか、もう一度聞きます。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

先ほどちょっと説明が足りてなかったと思いますので、準用する項目につきましては、公募の方法でありますとか、入居の申込み及び決定、入居補欠者、入居の手続、入居決定の取消し、また家賃の減免または徴収猶予、家賃の納付、敷金、修繕の費用の負担、入居者の費用負担義務、そういったものを準用するものになっています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 宿毛市の市営住宅の場合は、低所得者層、要は、できるだけ所得の低い人を優先して貸そうという考えだと思のですが、この移住者住宅についての入居要件に、そういうところはないわけですか。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛市空き家活用移住定住促進住宅につきましては、所得制限等は設けておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 所得制限を設けてない、確かに。ただ、それでいくと、家賃の設定というのは、どこも安いんですよね。1万円、2万5,000円、2万円、2万5,000円、市内4か所ある住宅の家賃というのは、宿毛の市営住宅よりも安いような設定になっている。宿毛の市営住宅であれば、所得に応じて、家賃が変動していく。私の知っている人は、9万円

を超すぐらいの家賃になって、もう住めないって出ました。

それを考えると、移住者向けの住宅であっても、ある程度の所得の人に対しては、家賃の設定について、市営住宅並みに変動させていくべきではないかなと、私は思うのですが、その点についての考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

現在の宿毛市空き家活用移住定住促進住宅の家賃設定につきましては、この住宅を活用するために、市が改修した事業費を、この10年間の期間で割ってというか、算定して、この家賃設定となっておりますので、議員がおっしゃるように、市営住宅のように、所得によって家賃が減免されたり、上がったりのような形とはなっていないのが、今の現状でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 改修費を回収できたらいいって、それなら市営住宅は全然足らなくなるじゃないですか。市営住宅、例えば今、建てております手代岡の改良住宅は、億単位の金をつぎ込んで、家賃の設定は低くなっている。

いつまでも回収できませんよね、それではね。所有者から借りた家であっても、やはり所得の高い人が入った場合には、次の人に譲っていくシステムを作るという意味では、上げていくべきではないかなと、私は思います。

これは今後、検討をしていきたいというふうに思うのですが。これ、何で先ほど、市営住宅に準用ということを開いたかということ、私の友人は、市議員に当選してすぐ、市営住宅から自分の持ち家をつくって出ました。

やはり公費で報酬を得ている人が、市営住宅

に入るというのは問題があるだろうと、そのときに彼とは話しました。

市の職員も、市営住宅には一人も入っていないと思っているのですが、そういう把握で間違いないですか。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） お答えします。

お一人お一人の住まいを確認しているものではありませんけれども、現在、入居している職員はいないと認識をしております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 私も、20数年前にこの議席をいただいてから、いろいろと話を聞きますが、市の職員が市営住宅に住んでいるというのは、聞いたことがないですし、基本的に、もし家族で住んでいて、市の職員になったら市営住宅は出ないといけないという話も聞いたぐらいですので、やはり公費で報酬をもらっている人が、市の公費の入った住宅に入るというのは、どうなのかなと思います。

現在、4棟の住宅に公費をもらっている方が入居しているのではないかと、市民から聞きますが、その点について、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

宿毛市空き家活用移住定住促進住宅につきましては、先ほども言いましたように、現在まで4棟の整備が完了しておりますので、今のところ、現在、4棟全てに入居いただいておりますが、入居者の職業等につきましては、個人情報となりますので、答弁は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） 個人情報ですね。こ

れ以上言いませんが、やはりそこも、僕はモラルの問題だろうと思うんですね。

公費で生計を立てているとは言いませんが、公費で報酬をもらっている人が、やはり公費の入った住宅に住むのはいかがなものかということとを申し添えて、この部分の質問を終わりたいと思います。

次に、地域づくりと若者の関わりについてということで、通告をさせていただきました。

この部分については、私たち総務文教常任委員会は、10月17日から3日間、愛知県知多市と新城市へ行政視察に行っていました。

知多市につきましては、放課後子ども総合プランとあって、放課後子ども教室と学童保育との連携について研修をいたしました。今回はこの部分については、質問はいたしません。

新城市では、若者議会というのを、全国的にマスコミも取り上げて、放送されておりましたので、ぜひ研修したいということで、行ってまいりました。

調査内容につきましては、後日、総務文教常任委員会の視察報告書として提出をいたしますので、皆さん御確認をしていただければと思うのですが、昨日の質問の中で、市長は、若者との交流によって、政策を落とし込んでいきたいという答弁をいたしております。今回、まさに新城市の若者議会は、新城市の若者が、外国、国外に出ていって、自分たちがいかに自分たちのまちを知らなかったのか。もう一度知るころから始めようというところから始まった政策を、当時の市長が、若者議会というプランとして練り込んでいったという部分で、非常に内容のある研修であったと思うのですが、市長として、若者の意見をどのような形で市政に盛り込んでいくかというところの、具体的なものがあれば、お示しを願えればと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まずはじめに、若者、年齢的に何歳から何歳までかというところもあろうかとは思いますが、一般的な若者ということで、お答えさせていただきたいと思います。

若者の意見の集約方法についてでございますが、本市としましては、昨年より子ども議会を開催しているところでございまして、小中学生の意見や思いを伺う取組をしているところでございます。

一昨年からは、宿毛小学校5年生が総合学習を活用し、早稲田の森の整備について、市の職員と一緒に検討を行いました。

そして、看板やベンチの製作・設置の提案をいただき、看板は宿毛小学校5年生が作成し、ベンチは宿毛工業高校の生徒さんたちに製作をしてもらい、現在、展望台付近に設置をさせていただいているところでございまして、こういったものもインスタグラムを通じて、いろいろと広げていただくような取組も、各機関と進めさせていただいているところでございます。

また、宿毛高校の地域貢献部の生徒の方々に、これからの宿毛市に必要なことなどの率直な意見をお聞きする中で、昨年度は、宿毛市介護準備ブック、ずっともっとすくものインタビューアーとして、冊子づくりに御協力いただきまして、今年度からは、地域と協力した日常生活支援を目的とした生活支援体制整備事業に、宿毛市と一緒に取り組んでいただいているところでございまして、先日も、こういった生徒の皆さんと一緒に活動する場にも、私も参加させていただいたところでございます。

高校生の意見を伺うことは、我々にとりましても、新鮮で活力のある内容であるため、刺激をいただけるよい機会となっております。

そのほかにも、宿毛青年会議所に所属する事業者の方や宿毛商工会議所の商業部会内にあります飲食店分科会の方々からも、広く御意見をいただく中で、施策の検討に活用をさせていただいている、そういったところでもございます。

地域づくりを行っていくためには、こういった若い世代の方々の御意見を傾聴し、施策の実現の参考としていくことは必要であることから、引き続き、こういった御意見を伺う機会もつくっていききたいというふうに思いますし、そういった御意見を伺う中で、施策にもしっかりと落とし込みをかけていきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） いろいろと若い層の意見を取り入れる事業をやっているんだなと感じたところではありますが、先ほど、市長が新城市の年齢的なところが分からないのでということで聞かれました。16歳から大体26歳ぐらいまでの青年ということで、20人の委員に委嘱をして行っておりました。

あと、職員であったり、サポートスタッフも入れますので、1年間通じて、市長が諮問した事項を協議して、実際に議場、委員会室を使って協議した中で、最終的に市長に答申をする。その答申を受けて、市長がそれを予算化してということで、若者議会に予算をつけるというふうになっていたということで、最終的な議決、予算については、議会の承認も得なければいけないというところが、中途半端ではないなと感じたわけです。

この手法としては、新城市が全て素晴らしいとは、私も思っておりません。どういう階層の人を、どのような形で市長が任命をして、議論をしてもらうかということは、宿毛のやり方というのを、つくっていければいいのではないかと

というふうに思っております。

ただ、このまちづくりというのについては、いろいろな方に参加をしていただいているというふうには、市長、言っておりますが、この若者の参加、また協力なしでは進んでいかない。特に、この少子化が進み、今、年間100人を切ったところか、80人も切るんじゃないかという、出生数の推移を見ると、これから先、若い者が宿毛市を担っていくんだと言われますが、担う若者がいないまちになってしまうのではないかと危惧をしております。

そういう点で、まちづくりについては、若者の参加というのは、絶対不可欠であるとは思いますが、市長がどのような形で、これから先、今まで参加していない方々に対して、アプローチをしていこうと考えているのか、もし市長としてのプランがあれば、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

16歳から26歳までということでございまして、今、成人というのは18歳なんです、二十歳を超えた方々から26歳という設定につきましては、また議論が必要なのかなと、思っているところでございます。

現在、宿毛市が進めさせていただいている事業、先ほど説明させていただきましたが、やはり小学生、中学生、高校生といったところを中心に、今は進めさせていただいているところでございます。

また、寺田議員のほうから、パンフレット等もいただいて、少し勉強も自分としてさせていただいたところでございますが、この新城市の若者議会、その取組につきましては、全国の市町村で、若者を中心とした市政への提言などが行われている、そういったことは認識をしてお

りましたが、この中身を見させていただいたときに、やはりスキームを構築して、実施をしっかりとされているなと感じたところでございます。

やはりこういった先行自治体の事例というのも、しっかりと学ばせていただく中で、それを、昨日も少し言いましたが、まねをするだけではなくて、先ほど寺田議員からもおっしゃられましたが、自分たちの形に合わせた中で、また新たな取組として、宿毛市も進めることができたらいいなと思いつつ、見させていただいたところでございます。

予算につきましては、前もって何をするかも分からないのに、その議会に予算化をして、最初からお金を持たせておくというのは、今の制度では無理なので、そんなことを言っても仕方がないのですが、一定の実効性がある、そういったものを確約ではないですけれども、お示しをしながら、こういった議会と前に物事を進めていくのは、必要性があるのかなとは思っています。

今の形の中で言えば、それを今度、自分たちが提案をして、議会の議員の皆さん方に議決をいただかないと、予算執行というのは難しいところではございますが、そういったことも含めまして、しっかりと議論をしながら、よりよい形ができればなと思いつつ、このスキームを見させていただいたところでございます。

宿毛市では、本年度、事業を進めておりますSUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想システム構築業務におきまして、宿毛市に実施してほしいサービスや宿毛市に必要なと考える設備などについて、宿毛高校の生徒に御協力をいただいて、アンケートを実施しております、若者の意見を参考に、事業が実施できるように検討している、そういったところでもございます。

今後は、さらに広く意見を募集するために、子ども議会なども活用させていただき、意見を集約したいと考えておりました。若者たちの意見が反映される、そういった仕組みを構築することで、また、そういった意見がしっかりと予算化もされて、見える形になることを見ていただきながら、若い世代の方々に、まちづくりへぜひ参画をしていただきたい、そのように思っておりますので、また新しいことにもチャレンジをしていきたいと思っておりますので、議員の皆様方の御協力、それから御指導のほども、よろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 14番寺田公一君。

○14番（寺田公一君） ありがとうございます。

いろいろと質問させていただきましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

-----・-----・-----

午前11時16分 再開

○副議長（三木健正君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 皆様、おはようございます。2番、浦尻です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずもって、市長選では、中平市長、御当選おめでとうございます。宿毛市民の声を聞いて、3期目の市政を行っていただければと思います。

では、質問に移っていききたいと思います。

今回は、過去の定例会で質問いたしました防災に関する質問と市長の選挙公約で掲げておりました水産業の取組について、質問を行いたい

と思っております。よろしくお願いいたします。

では、1番項に移ってまいります。

1番項の災害発生後のLPガス供給について、1番の現在の進捗状況と今後の予定についてです。

大規模災害発生後、避難所に避難した市民の命を守るためには、エネルギーの確保が大変重要となってまいります。その中で、LPガスは自立稼働が可能な分散型エネルギーとして、災害時のエネルギー供給の最後のとりでとされており、東日本大震災でも、各地の避難所で命をつなぐ役割を果たしたと報告されております。

指定避難所となっているきぼうが丘保育園でも、LPガスが導入されておりますが、そのLPガスの供給方式は、通常の供給とは異なるバルク供給という供給方式になっておまして、LPガスの運搬、供給には専用のバルクローリー車や有資格者の作業員を必要とし、災害発生後には、交通や車両の確保、人材確保等の課題が生じ、持続的な供給が難しくなると懸念されております。

そのため、災害発生後にも持続的に供給できる体制を、事前に整えておく必要があると考えます。

ここで質問となりますが、6月定例会において、関係機関と調整を行っていくと答弁がございましたが、現在の進捗状況と今後の予定について、御回答ください。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、浦尻議員の一般質問にお答えいたします。

大規模災害時におけるガスの供給につきましては、平成19年に高知県LPガス協会宿毛支部と災害時におけるLPガスの調達に関する協定を締結しておまして、災害時において必要な場合には、LPガスの供給について、協力を要請させていただくこととしておりますので、

バルク供給につきましても、支部を通じて、供給を要請してまいりたいと考えております。

また、宿毛支部長ともお話をさせていただきましたけれども、災害時における宿毛支部としての取組につきましても、今後、協議を進めていきたいというお話をいただいておりますので、引き続き、本協定を通じた連携を推進してまいりたい、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 分かりました。

では、きぼうが丘保育園は指定避難所となっておりますので、今後もスケジュール感を持って、御対応よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

次の避難所運営訓練及び自主防災組織の取組支援についてです。

災害発生直後の避難から災害発生後の避難所運営まで、地域における自主防災組織は、非常に重要な役割を担っております。

特に、災害発生後の避難所運営に関しては、各地域の自主防災組織が主となって、救助や支援が行き渡るまで、避難所運営を行っていく必要があります。

宿毛市における自主防災組織の活動は、新型コロナウイルス等の影響により、思うように活動が今まで行われておりませんでした。今回、新型コロナウイルスが5類に引き下げられたことにより、各地の自主防災組織活動も、以前より行いやすい状況になってきたのではないかと思います。

ここで質問となりますが、新型コロナウイルスが5類に引き下げられた後から現在まで、自主防災組織による避難所運営訓練等の活動実績の御回答をお願いいたします。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

これまでも、地区が実施されています避難訓練等への支援は行ってございまして、今年度につきましても、11月の県下一斉避難訓練における与市明地区や四季の丘などでの講演や、10月には西町地区での要支援者避難訓練、また、小中学校と宿毛高校へ防災学習の支援を行っております。

中でも、西町地区が実施しました要支援者に対する避難訓練は、支援者とともに避難し、その後、防災食の調理と試食を避難者自身が体験するといった内容でありまして、県内でも先進的な取組でございました。

また、今月には、片島中学校で、生徒や地区の方々も参加した避難所運営訓練を実施したところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 活動実績について、理解いたしました。

様々な防災活動が各地域で活発に行われていること、また、先ほど宿毛高校や片島中学校の事例のように、若い世代から防災活動を行い、発信、提案を行うことによって、地域の防災力や防災意識の向上、そういったことが自助の次のステップ、共助に必ずつながってくると思います。

そこで質問になるのですが、今後、自主防災組織が活動を行っていく上で、活動を行いやすい環境づくり、例えば、宿毛市から何らかの支援があれば、自主防災組織がより活動を行いやすくなると思いますが、何か支援は考えておられますでしょうか。

○副議長（三木健正君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、今後の支援について、お答えをさせていただきます。

ます。

今後につきましても、地域や学校と連携しながら、講演の開催や訓練への支援など、それぞれの要望に応じながら、より効果的な取組となるように、防災意識の向上に取り組んでまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） 支援について、承知いたしました。

各地域によって、固有の課題がそれぞれあるとは思いますが、各地域、団体での活動が、今後継続できるよう、宿毛市としても、今後変わらぬ支援をよろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移っていきたいと思いますが、3番と4番に関しては、前日の三木議員、野々下議員の一般質問において、質問の御答弁を頂きましたので、割愛をして、2番項、市長選挙公約及び今後の市政についてに移っていきたいと思います。

次の質問ですが、水産業の所得向上及び養殖魚の外商推進について、市長が選挙公約について掲げた一つの柱の中にありました。

水産業の所得向上及び養殖魚の外商推進について、どのように進めていくのか、質問いたします。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） 浦尻議員の質問に答えさせていただきます。

水産業とか養殖業をどう進めていくのかということ、多岐にわたってありますので、その中の一部になるかとは思いますが、答弁をさせていただきたいと思います。

水産業の所得向上についてでございますが、これまで、すくも湾漁協におきましては、令和元年度から4年度にかけ、高性能の魚体選別機、選別する機械ですが、こちらの導入。これは、

以前から進めているところではございますが、こういった導入もしましたし、高鮮度、鮮度がよい形で処理された漁獲物へのブランドタグ、魚につける目印というかタグなんですけど、そのタグの導入、宿毛湾産の水産物をPRするためのポスターの作成、それから、沖の島地区への燃油販売額を抑制するための燃油輸送、減災対策と、それから漁業者への安定的な燃油供給を目的としたタンクローリーの導入、災害に対応したようなタンク自体も設置をさせていただいておりますが、こういったものなどに対する支援を実施してきたというところでございます。

そして、藻津漁協におきましては、製氷、貯氷、要するに、氷をつくって、その氷をそこに蓄えておく、こういった施設の整備支援などを実施するなど、直接的、そして間接的に水産業界関係者の所得向上へつながる様々な取組を実施してきたところでございます。

また、産業道路として位置づけられるような道路を、出荷にしっかりと使えるように整備もさせていただいております。

これらの取組によりまして、すくも湾中央市場へ水揚げされた漁獲物につきましては、令和4年度実績値では魚価が向上し、漁業者の所得向上へつながっているものと認識をしております。対外的にも、すくも湾漁協、非常に評価されていると思っておりますのでございます。

次に、養殖魚の外商推進についてでございますが、販路を確保していくことが重要と考えております。そして、餌になりますけど、飼料価格の高騰などにより、国内向けの販売は不安定な状況、いいときもあれば非常に暴落するときもありますので、こういった不安定な状況となっているため、これまで実施してきた宿毛湾産のブランド力を高める取組を継続していくことに加えまして、実績が伸びてきている加工業のさらなる支援や高速道路の延伸に注力することに

より、流通を活性化させるなど、特に、高速道路が伸びてきますと、現在、関西の手前の辺りだった活魚が、これから京都とか奈良とか、そういったところにも運べるだろうということで、尾崎衆議院議員と共に要望活動をしながら、現在、延伸に力を注いでいるところでございます。

また、さらなる販路拡大に努めてまいらなければいけない、そのように考えているところでもございます。

また、高知県水産物輸出促進協議会を中心として取り組んでおります、海外での商談会などへの参加、水産物の輸出に係る様々な課題の研究などの取組に対しまして、さらなる支援も必要であると考えているところでもございます。

今後も引き続きまして、高知県、漁協、関係機関と連携をしまして、漁業者のためとなる施策に、積極的に取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございまして、ぜひ、議員の皆様方の御協力、そして御指導もいただきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ただいま市長より御答弁がございましたが、9月定例会で質問いたしましたICTの導入や魚食に関する取組についてとなります。

それらを今後推進していくにあたり、市長として、どのような思いを持っているか、お聞かせ願えますでしょうか。

○副議長（三木健正君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

浦尻議員から、9月定例会で愛南町のICT化に対する先進的な事例として、御紹介をいただいたところでございます。

例えば、ICT化になるのかどうかという部分は、考え方があるかと思いますが、もう20

年近く前から、例えば養殖魚の管理システムといったものがございます。

国内には大手、そういったソフトがあったわけですが、実は宿毛市内においても、これを20年ほど前に開発ということで、私自身も携わった経緯もございます。

そのような形の中で、宿毛市においても、ICT化といえますか、そういったのは20年前からいろいろ手がけているということでございます。

そういった事例もあるわけですが、いろんなところの事例を参考にしつつ、まずは漁業者には、高知県が提供するシステムを活用していただくということで、取組を進めていきたいと思っているところでもございまして、希望ヶ丘へ移転をされる宿毛漁業指導所と市で連携を図りつつ、より一層、漁業者のためになる施策にも取り組んでまいりたいと思っております。

これは、先日御紹介いただいた愛南町の魚病であるとか、また海の状況であるとか、こういった管理システムの内容にはなっておりますが、こういったのもしっかりと県と一緒にやっていきたいと思っているところでございます。

また、魚食に関しましては、これまで取り組んでまいりました市内小中学校における出前授業の実施や、学校給食において地元の魚を活用していく食育事業を推進するなど、引き続き取組を進めていくとともに、SNSを活用したPRなどにも、積極的に力を入れてまいりたい、そのように考えているところでございます。

宿毛市の名誉市民でもあられます元豊ノ島関、梶原大樹氏なんですが、最近、テレビへの露出もかなり多くなっておりまして、先日、NHKで放送されましたある番組で、宿毛市の魚のPRもしていただいたところでございまして、非常に、こういったものにも注視をしつつ、また宿毛市としても、一緒になってしっかりとPR

をしていきたいなと思っているところでございます。

自分も仕事柄、県外へ出ることもよくあるのですが、多くの方々が、そういった番組なども見ていただいていますし、自分も、自分の個人のSNSも使って、できるだけ多くの方々に見ていただけるように、努力をしているところでございます。

やはりこういったよいことを、しっかりと対外的に発信をしていって、宿毛市の魚はおいしいということをしっかりと認識をしてもらう。そして、そういうイメージを宿毛市に対して持っていただくことは非常に大切だと思います。ネガティブな話ばかりじゃなくて、しっかりと外へ向いて発信していく、そういった形の中で、議員の皆様方のお力、そして御指導もいただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（三木健正君） 2番浦尻学典君。

○2番（浦尻学典君） ありがとうございます。

私も漁業をはじめ、宿毛市の基幹産業である1次産業を振興することが重要だと考えておりますので、また今後も、ぜひ力を入れていただきたいと思っております。

これで私の一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○副議長（三木健正君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 13番松浦でございます。ただいまより、議長の許可をいただきま

したので、中平市長に対して一般質問を行います。よろしくお願いいたします。

今回、私が質問する内容は、3点についてであります。通告しておるのは3点でございます。

先日行われました市長選挙における投票率に対する市長の認識と脱炭素化対策、そして宿毛湾港の特定重要拠点の問題についてであります。

まずはじめは、宿毛市長選挙における投票率についてであります。

これについては、きのうきょうと、三木議員をはじめ多くの議員から質問がありましたので、重複する部分は割愛させていただきますが、私は以下の点についてのみ、お伺いいたします。

まず、この市長選挙において、見事、勝利を勝ち取られました中平市長、3選おめでとうございます。心からお祝い申し上げます。これからの4年間、宿毛市のかじ取り役として、市民の生命と財産を守るために頑張っていたかと思っておりますが、市長選挙における投票率について、市長にお伺いいたします。

市長として、宿毛市長選挙における今回の投票率についての認識についてであります。前回に比べると増えているようではありますが、依然として低い状況であり、市長はどのように受け止めているのか、市長の所見をお伺いいたします。

大変厳しい選挙であったと思っております。自民党分裂、保守分裂と言われる中での3選、おめでとうございます。

投票率が低い状況を踏まえて、何らかの対策を講じなければならないと考え、どのような対策が必要であると考えているのか、市長の所見をお伺いいたします。

この投票率の問題は、この議会でも議論をされましたので、お伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問

にお答えをいたします。

内容について、一部、野々下議員の答弁と重なるところがあるかと思いますが、御容赦願いたいと思います。

今回の市長選挙は、投票率が66.07%と、前回と比べまして7.97%上回っていたところでした。しかしながら、33.93%にあたる、人数でいうと5,564名の方が投票されていないことにつきましては、それぞれいろんな事情、投票に行くこともできない方も、中にはおられると思いますので、いろんな事情があるとは思いますが、やはり行けるにも関わらず行ってない。そういった方も当然、多くおられると思います。

そういったことを考える中で、さらに投票していただけるように、これからも努力をしていかなければならないと思っております。

自分なりの所見といたしましては、よくマスコミが選挙について盛り上がっている、盛り上がっていないといった表現を使います。私としては非常に遺憾な気持ちで、そういった分析を見ているわけですが、何をもって盛り上がっているのか、何をもって盛り上がっていないと言われているのか、その内容が非常に大切だと思います。

やはり、争点があるような選挙戦であれば、選挙自体が非常に興味を持っていただいて、投票率も上がってくるだろう。また、争点が少なければ上がってこないだろう、そういったことにもなるかと思っているところでございます。

ただ、そういった背景がある中において、自分としては、投票というのは一つの義務である。市民の方々が投票をしなければならない、そういう意識づけをしっかりと持ってもらえる、認識を持ってもらえるような広報であるとか、また取組というのが必要だと思いますし、また、自分ごとにはなりますが、市長が変わっても、

何も町は変わらない、誰がなっても一緒だというお声も、よく聞きます。

そういったことはないのだということ、自分たちの1票を投じて、市長それから議員、選ばなければいけないんだ。そういったことを、しっかりと認識してもらえるような、そんな政治をしっかりと発信をしていかなければならない、そのように強く思った選挙でございました。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 市民の心というもの、市民の気持ちの問題が、この選挙には現れてくるというふうに思います。そういう面で、向こう4年間の取組が、今後まだ投票率を上げるひとつの起爆剤にもなるかと思っておりますので、しっかりと取組をしていただきたいと思っております。

次に、公約についてであります。市長は今回の選挙に臨むにあたり、多くの公約を述べられました。さすが現職だなという思いがいたします。

7項目にわたる重点施策を中心に述べられておりますが、私が今回思うのは、その中でうたわれた進化という言葉であります。

中平市長が、この選挙戦で進化という言葉を使ったのか、私には分からないわけでございませうけれども、この進化の意味について、説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

進化の意味ということでございます。少し重複もしながら、少し長い答弁になるかとは思いますが。

私、今回の選挙に当たって、まずもって実現可能な公約ということをもとに、取り組んでまいりました。

やはり受けがいい、選挙に勝つためだけの公約、こういったものを挙げるというのは、市民にとっても非常に失礼な話になろうかと思いますので、実現可能という部分で、自分が努力していくべく、その方向性について、公約として掲げさせていただいたところがございます。

私は、市長就任以降、宿毛市の重点施策を産業振興、観光振興、防災対策、人口減少対策、子育て支援対策、高齢化社会対策、文化芸術とスポーツ振興、こういった形で、未来につながる、これからの宿毛市につながる7本の柱として2期8年間、努力をしてまいりましたし、市政浮揚に向けて、今後も全力で取り組んでいくといった所存でございます。

議員の御質問であります進化についてでございますが、私はこれまで、たくさんの方々と出会いました。そして、宿毛市の現状と向かうべき、これからの未来について意見の交換もさせていただきましたし、様々な御指導や御指摘、そしてお知恵をお借りし、政策に生かしてきたところございました。

行政のデジタル化におきましても、トップランナーとして、全国のお手本となる取組を、現在、行っております。

また、認知症予防対策につきましても、全国で初めてオンラインで健脳カフェを実施するなど、他の自治体のまねではなく、新たな取組を進めているところがございます。

そして、市役所の建替問題など、必要だと分かっているにも関わらず、今まで手をつけることができなかったことに、取り組んできたところでございます。

そういった中で、今までと違う宿毛市として進み始めた、明るい未来に向け歩み始めた、こういったことをもって、進化という言葉を使わせていただいております。

要するに、今までいろいろな形で進むべき方

向性というのは、一通り皆さん方が思っているにも関わらず、それに踏み出せなかった。それを踏み出した、こういった言葉をもって、進化という言葉を使わせていただいているところがございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 今回、私がこの問題を取り上げたのは、もう既に進化してるのではないかなという思いがした中で、初めて選挙のポスターや選挙のはがきで、進化という言葉が使われましたので、あえて質問をさせていただきました。

これからも、宿毛市民の生命と財産を守るために、頑張ってくださいと思います。

次は、脱炭素化の取組の問題であります。

近年、全国の自治体では、ゼロカーボンシティ宣言を発信し、二酸化炭素を実質ゼロにする取組が始まっております。

近年、世界各地では、猛暑や豪雨など地球温暖化が原因とみられる異常気象による災害が多発しております。まさに世界的に問題になっています。今では気候難民という言葉すらあります。日本でも例外ではありません。宿毛市を見てもそうありますように、集中豪雨の被害に遭いました。

こうしたとき、宿毛市では令和3年4月6日に、宿毛市2040ゼロカーボンシティの宣言を発出いたしました。

宣言の中身については、今回は質問しませんが、市民生活を営む上で、あまりにも話題となっております。大きな問題であります。非常に残念でなりません。

脱炭素化の問題は、宿毛市だけでなく、先ほど言いましたように、全世界的に人類が取り組まなければならない問題でもあります。

まずお伺いするのは、近隣市町村の取組につ

いてであります。近隣の市町村の取組は、どのような動きをしているのかについて、お示しをいただきたいと思ひます。

先ほども申し上げましたように、脱炭素化を進めるという問題は、宿毛市だけではなく、全世界的に人類が取り組まなければならない大きな問題でもあります。幡多の自治体が連携し、その声を高知県に届け、国を動かすときではないでしょうか。近隣の市町村の動きについて、お伺ひいたします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、一般質問にお答えいたします。

ゼロカーボンシティ宣言につきましては、宿毛市を含め、幡多6か市町村全てで宣言を行っておりまして、本市につきましては、2040年までの達成に向けて、取り組んでいるところでございます。

また、市町村の事務事業に関する温室効果ガスの排出量の削減等に関する計画、いわゆる地球温暖化対策実行計画（事務事業編）につきましては、三原村を除く5市町が策定済みでございまして、三原村につきましても、現在、更新作業を行っているとお聞きしております。

次に、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）という計画がございまして、これにつきましては、民間企業も含めまして、市全域で温室効果ガスの排出抑制を行うための施策に関する事項を定める計画となっておりますが、既に黒潮町と四万十市が策定済みとなっております。

本市におきましても、脱炭素社会の実現に向けまして、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定に向けて、検討を行っている最中でございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 今、答弁がありまし

たように、近隣の市町村も、既にいろいろと内容は変えてでも、同じ目的、思いは一つとして、取組を強化されております。ぜひ、中平市長、他の自治体と連携をして、リーダーシップを発揮して、この問題、一生懸命に取り組んでいただきたいというふうに思ひます。

次は、この宣言が2040ということになってはいますが、宿毛市が発出したのは、政府の目標は2050年ということですが、10年も前倒しをした理由について、説明をしていただきたいと思ひます。

この議会でも常に議論になった部分でありますけれども、あえて市民の皆さんの意識を変えるという意味でお伺ひいたしますので、2040にした、10年も前倒しをした理由について、お示しをいただきたいと思ひます。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

本市の二酸化炭素排出量や森林が持つ吸収量、そして今後の再生可能エネルギーの導入等を勘案する中で、本市のゼロカーボン達成状況を算出した際に、国の達成目標であります2050年を待つことなく、二酸化炭素排出量の実質ゼロ化が達成できる見込みとなりました。

宿毛市としましては、二酸化炭素排出量を抑制するための取組をさらに推進し、今ある豊かな自然や生態系を次の世代に引き継ぐために、より厳しいハードルを自らに課すとともに、本気度を示す意味で、達成目標を10年間前倒しし、住民の方々や事業者の皆様とともに、その実現に向けた取組を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 御苦労様です。

それでは、宣言を発出してから今日までの取

組について、どういう取組をしたのか、お問い合わせいたします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

これまで、きぼうが丘保育園や文教センターなど、市の施設に太陽光パネルが設置できないか検討してきましたけれども、建物の構造上、パネルの設置枚数が確保できず、期待したほどの発電量が見込めないことが判明するなどしたため、公共施設への再エネ導入には至っていないのが現状でございます。

市職員に対しましては、毎月20日をエコ通勤日としまして、マイカー利用を控える取組を実施しているところであり、住民の方々に対しましては、本年度、省エネ家電製品買い換え促進補助金により、省エネ性能の高い冷蔵庫とエアコンへの買換えを促進させていただきました。

本事業の実施によりまして、年間6万2,566キログラムの二酸化炭素の排出量削減が見込まれているところでございます。

今後の取組としましては、電気自動車の普及拡大を見越しまして、本年度は文教センターにEV充電施設を設置し、より一層の二酸化炭素排出量の削減に取り組んでまいります。

また、海岸の藻場を守ることで、二酸化炭素の吸収率を高める、いわゆるブルーカーボンの取組につきましても、各団体と連携して取り組んでいるところでございます。

このような取組を積み重ねることで、住民の方々への理解も深まり、行動変容につながっていくものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 御苦労様です。いろいろと取組をされているようでございますけれども、依然として厳しい状況かなという思いが

いたします。

私が聞く範囲では、ある市では、街灯を交換するときに2分の1の補助や、市の出先機関からLED化が進んでいるところもあるようでございます。この資金繰りを見た場合、市長はどのように、この問題について考えているか、ぜひ、お示しをいただきたいと思います。

そして、脱炭素化に向けて、今後も取り組んでいくという強い思いを、市長として発信をしていただきたいと思います。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、LED化の補助金は、宿毛市も行っておりまして、非常に人気のある補助でもありますので、継続してLED化に努めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、自転車の活用も進めておりまして、これはいろんなことに対して、非常に効果的だろうということで、自転車を活用したまちづくりという形で、全体的に行っておりますが、この中でも、できるだけ自転車を活用していただいて、ガソリンといった化石燃料を使わない乗り物を使ってもらいたいという思いから、電動アシスト付自転車の補助も、継続的に現在もさせていただいているところでございます。

また、先日少しお話もさせていただきましたが、沖の島に、グリーンスローモビリティ、低速で走る環境によい電気自動車ですが、導入に向けて、今、試験運行をさせていただいております。こちら聞くところによると、実用化に向けて取り組みができそうな、そういった御意見も、今、いただいておりますので、これもぜひ、実用化に向けて取組を進めていきたいと思っております。

要するに、現在、化石燃料を使っているものに対しまして、できるだけ電気であるとか、エ

コな乗り物にかえてもらうとか、そういったことも本当に、よそがやっていないことに対しましても、しっかりと取り組んでまいりたい、宿毛市として、本気度を見せながら、しっかりと前に進めていきたい、そのように思っているところでございます。

そのほかの事業も、細かい事業いろいろとやっておりますので、そういったこともしっかりと、引き続きやっていきたい、そのように思っているところでございます。

そして何よりも、市民の方々に、そういった意識を持ってもらうことが大切ですので、広報であるとか、市職員自ら、そういったものの広告塔になれるような、そんな生活様式に変えながら進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 市長、ありがとうございます。市長の強い、いろいろと取組をする中で、他市町村に負けない部分もあろうかと思えます。ぜひ、よいものを伸ばしながら、追いつくものは追いつくという思いの中で、ぜひとも取り組んでいただきたいと思えます。

このLED化の問題、街灯だけではなく、庁舎以外、庁舎はなかなか、経済的には厳しいかなという思いがするわけですが、最終的には庁舎になろうかと思えます。

出先から、順次、計画的、経済的に、大変厳しい状況であろう思いがしますが、これについての思いは伝わってこないわけですが、市長の所見をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 現庁舎はLED化しておりますので、安心をしていただければと思います。

また、出先のLED化も、新しく電灯を取り

替えるときには、LED化に進めておりますので、しっかりとこれからも取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 13番松浦英夫君。

○13番（松浦英夫君） 勉強不足で、すみません。

次は、宿毛湾港の重要拠点施設の問題ですが、これもきのう、今城議員が、延々と議論をされました。しかし、何事も決まってないという、何事も正式な申出がないということでございますので、私は質問を控えますけれども、今の日本の防衛というのは、沖縄を見ても分かるように、いくら市民が反対しても、防衛という名のもとに強引にやっていくのが、今の政府のやり方でございます。

そうした面で、市民の生命と財産を守るという観点から、反対運動に取り組んでいただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。

○議長（川村三千代君） この際、午後1時20分まで休憩いたします。

午後 0時12分 休憩

午後 1時21分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 1番、井上です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

まずは中平市長、このたびの市長選、御当選おめでとうございます。お祝いを申し上げます。

一般質問、御答弁のほど、よろしくお願いたします。

まずは、県道宿毛城辺線について、その付近の災害状況対策について、お尋ねをいたします。

県道宿毛城辺線については、過去に台風や大雨で、雨量が増えると何度も浸水がありました。今後、令和6年、7年度と、合同庁舎の移転建設が行われている中で、希望ヶ丘への進入路とつながっている道路が、県道宿毛城辺線になると思いますが、この進入路へつながる道路が浸水をしてしまうと、合同庁舎自体の機能が不全になってしまう、そういう可能性が考えられます。

現在、道路の改良を県と協議をして、進められていると思いますが、どのような改良予定になっているか。また、スケジュールについてもお教え願います。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、井上議員の一般質問にお答えします。

現在、高知県では、河川改修に合わせて県道宿毛城辺線のかさ上げ工事を、宿毛市では、錦地区内水対策のため排水ポンプの設置を行っております。令和3年度より工事を開始し、高知県の護岸改修の進捗具合に合わせて、管渠や樋門を設置する等、お互いに工程を確認しながら進めております。

先日、排水ポンプの設置が完了し、現在、令和6年3月末の仮供用に向けて、電気配線工事を行っております。これにより、豪雨等の増水時には、暫定ではありますが、排水ポンプが稼働できる状態になります。

今後は、水道管移設を行うとともに、県道の切替工事について、令和7年3月末完了を目標に進め、さらに錦川バック堤整備やポンプの本供用に向けた整備を進めてまいります。

事業完了後には、ポンプの機能が十分に発揮されることで、内水位の低下による内水被害のリスク低減が図られ、地元の皆様の日常の安心安全な生活環境の向上に寄与します。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 了解いたしました。今後とも、県と連携を取りながら事業完了を目指して行ってください。お願いいたします。

次に、土砂災害への対応について、お尋ねいたします。

県から出ている土砂災害ハザードマップによると、希望ヶ丘付近による急傾斜地については、土砂災害特別警戒区域、警戒区域、イエローゾーン、レッドゾーンと言われるものですが、その区域内に入っている箇所があります。これも同じことですが、土砂災害が起こって進入路がふさがってしまうと、合同庁舎そのものが機能しなくなる可能性があるのではないかと、危惧をしております。

希望ヶ丘付近の土砂災害対策は、問題なく行われているという認識でよろしいでしょうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、一般質問にお答えします。

現在、市役所がある希望ヶ丘への進入路は、高知県土砂災害危険度情報、ハザードマップにおいて、土砂災害警戒区域のイエローゾーンと、一部において、土砂災害特別警戒区域のレッドゾーンに指定された区域がございますが、指定のもととなる調査は、高台造成前に実施されており、造成後の整備状況は、反映されていないものとなっております。

また、高台の造成に当たっては、高知県の開発行為の許可を得た上で工事しており、進入路のり面につきましても、開発基準及び道路土工一切土工・斜面安定工指針等に基づき、斜面対策を実施しております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 現在、御対応いただき

ているという御答弁でしたが、擁壁などののり枠、そういう形での対応になっていると思います。

風水害などで、のり枠や擁壁自体が崩落するという現象、事例も、全国的に起こらないとも限っていません。全国的に起こっている状況もあるので、先ほども言いましたが、あくまでも希望ヶ丘への進入路内で、崩落があつてしまう危険性は、ゼロにしていけないと思います。

この合同庁舎が、数多く集まっている機能自体を考えると、本当に重要性が高い場所になってくると思いますので、その部分が崩落の危険性が少しでもあるのは、私は危険性があるのではないかと考えております。

また、土砂災害については、前兆現象と言われるものがありまして、擁壁のはらみ出しやひび割れ、小石の落下、異常な湧水、地鳴りなどがありまして、こういうものは、恐らく目視で検査はされていると思いますが、今はそういう崩落の前兆現象を事前に察知する新技術が実用化をされております。

その中で、斜面崩落センサー、そして、斜面へ光ファイバー、センサーなどを導入をして、機械的に前兆現象を察知するような形で、新技術を導入してはどうかと、私は今回考えておりますが、その対策についてどうお考えか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 土木課長。

○土木課長（太田芳宏君） 土木課長、質問にお答えいたします。

進入路の部分については、道路幅員を確保するために、のり枠、擁壁等、あとアンカー工をもって安全性を担保してございます。

今まで、維持管理、点検に当たっては、パトロールのときに、目視の点検を行っております。現在、目視で行った点検の中で、変状、異常等

が見当たらない状態でございます。そういうわけでした、新技術等を含めました検査、監視という部分については、現在のところ検討はしておりません。

その中で、引き続き、安全で問題ない点検を実施していこうと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 了解いたしました。新技術の導入については、予算もかかるお話であると思いますし、現在の対応で問題ないという認識でいさせていただきます。

今後とも、何か事前のそういう危険情報などがあれば、いち早く対応をお願いいたします。

次に、西地区学校基本計画について、お尋ねをいたします。

基本計画策定業務委託の入札が9月に不調になっておりましたが、まず、何が原因で不調になったか。そして、今回、補正予算で委託料が、当初の予算651万円から1,182万7,000円の倍額に近い増額になっております。どのような変更があり、この増額になったか、その説明をお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育長兼学校教育課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

西地区学校基本計画策定業務が入札不調になった原因といたしましては、今城議員の一般質問でもお答えいたしましたとおり、事業者としては、業務内容と事業費が合わなかったことが要因と考えております。

今後の対応につきまして、本議会でも追加予算を提案させていただいておりますので、議決をいただきましたら、入札の要件を再度庁内で協議しまして、改めて入札を行いたいと考えて

おります。

今回、1,100万円ほど予算を追加させていただいておりますけれども、与えられた条件の整理でありますとか、建築コンセプトの検討、造成計画や学校の配置計画、それぞれのところを行う形としておりますので、様々な工種が増えてくるようになっておりまして、今回の補正予算をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 増額については、了解をいたしました。

では、今後の基本計画策定事業について、お尋ねをいたします。

令和4年度からの説明で、現段階での計画案ですが、学校建設箇所が標高31メートルとなっており、現在、この市役所庁舎がある標高よりも10メートル高い計画となっております。

ここもまた、先ほどの土砂災害の警戒区域と少しお話が隣接するんですが、そういう形の急傾斜地ができる、10メートルの差があることによって、土砂災害が起こる危険性があるのではないかと、また考えております。

この傾斜を残すことというのが、学校用地から合同庁舎側への土砂災害が起こってしまう危険性が、私はゼロではないと考えるので、今後、この基本計画を策定していく中で、標高差をなくすという選択肢があるのか、そのお考えをお示してください。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育長兼学校教育課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

現在、市民への説明等に用いらさせていただきました適地調査の図面に関しましては、適地調査時に作成した案となっております。

あくまで、必要な面積を確保した上で、切土、盛土のバランスを考えた案となっておりますので、現在の図面をベースとしながら、今後の基本計画や設計の段階において、再度計画を練り直すことと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 了解いたしました。

これから基本計画の中で、住民説明をする際の一つの課題となっていると思います。この意見は、今城議員からも意見が出ていたと思いますが、9月での議会報告会で、西地区の関係者からも意見が強く出ておりました。しっかりと、これから保護者、学校関係者をはじめ、地域の方への説明機会を持っていただくこと、またワークショップを通じて、様々な意見の吸い上げ、その反映を行っていただきたい、その思いであります。よろしくお願ひいたします。

続いては、市長の選挙公約について、お尋ねをいたします。

市長の選挙公約の人口減少対策の中で、出産適齢年代女性の囲い込み施策として、会計年度任用職員の選択肢を提供するというお考えを示されていますが、そもそも会計年度任用職員は、その年度により発生する業務によって、臨時的に募集され、年度を越えて継続雇用になるかどうか分からない、雇用形態の不安定な身分であると、私は思っております。

まず、その会計年度任用職員に魅力を感じてもらえるのかという、その疑問もありますし、また、市外に出られた対象者に対して、どのように情報を届けるつもりなのか、そのお考えについてお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 井上議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

まず、かなりの数の会計年度任用職員を、現

在、雇っているところでございます。

それから、会計年度任用職員の制度自体の部分もありますが、逆にそういったものに対して、魅力を感じて、会計年度任用職員として働いてくださっている方々もおられるというのも事実でございます。

それぞれ、いろいろな選択肢があつていいのではないかなというふうに思っているところでもございますが、まずは、基本的な考え方をお示しさせていただきたいと思ひます。

人口の減少には、自然減によるものと、それから社会減によるものがあります。御承知のとおりでございます。そのうち自然減につきましては、出生数の減少も大きな要因の一つであるというところでございます。

その対策といたしまして、子供を産み育てる、そういった世代の方々に、ぜひ宿毛市に住んでいただく必要があります。

そのため、進学等によりまして、市外へ転出をし、まだ進路が定まっていな方たちも含めまして、一度、宿毛に帰ってきて、その後の人生設計について考える場所として、ぜひこの会計年度任用職員制度を活用して仕事に就いていただく、そういったことができないかという考え方を、お示しをさせていただいたものでございます。

会計年度任用職員制度は、登録制度となっておりまして、登録者の募集は、宿毛市の広報紙やホームページで随時行っております。今後におきましては、移住フェアや成人式など、様々な機会や、そしてSNSなどのツールを活用いたしまして、進学等で県外へ出ておられる方々に対しまして、会計年度任用職員の登録をしてもらうための施策を、ぜひ進めていきたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） お考えは分かりました。

さらに、会計年度任用職員として受け入れた後のお話なんです、市内の働き手不足解消として、市内企業への転職に結び付けられないかというお考えのようですが、こちらについても、どのように市内企業にアプローチをしていくのか、そのお考えについてお聞かせをいただきたいです。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

会計年度任用職員につきましては、以前の臨時職員と比べまして、給料などの処遇も改善しておりまして、任用期間後も引き続き登録をされる方も多くいらっしゃいます。

中には市役所や、それ以外の企業等に、正職員として就職することを希望される方もおられますが、そういった方たち、先ほど、どのようにアプローチというお話がありましたが、そういった方たちには、市役所の正職員の採用試験を受験していただくこともできますし、また市役所の中で、市内の求人情報を得ることもできる環境でもありますし、また、そういった情報が多く集まってくるといった場所でもございます。

任用期間中に新たな人間関係をつくったり、宿毛のよさを知ってもらうことで、これからも宿毛に住み続けたいと思つていただきまして、御家庭を築き、子育てをしていただければ幸いですと思つております。

ぜひこの会計年度任用職員として過ごす、そういった機会を個人個人が活用していただいて、その後の仕事や生活など、人生設計につなげていただきたいと考えておりまして、例えば、現状を少しお話をさせていただきますと、現在宿毛市のそれぞれの企業さんがおられて、求人を出しておられます。

なかなか、最近では求人を出しても働き手が見つからない、そういったことが多く発生しているというお話も聞くところでございまして、そういった形の中で、一つのパイの中で、例えば宿毛市の会計年度任用職員の処遇が上がってくると、そういった企業からすると、自分たちのところの働き手を宿毛市役所の会計年度任用職員として雇用して、言い方悪いですが、とられてしまう、そのように危惧されている声も、直接聞いているところでございまして、ぜひ、会計年度任用職員、同じ宿毛市内のパイの取り合いじゃなくて、一度外に出られた方々、また宿毛市にIターンとして来られたい方々、そういった方々に入ってきていただく、帰ってきていただく一つの場所として、ぜひ活用していただきたい。

そして、活用していただく中で、市内の各企業さんをしっかりとお見することによって、新たな自分の人生設計をしながら、そういったところで働いていただけたらいいなといった思いでこの話をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 了解いたしました。

会計年度任用職員の処遇を上げるということについてだけ、再質問をさせていただきたいのですが、会計年度任用職員の処遇について、宿毛市独自で上げられるものなのか、これは地方公務員法などで決まっているのか、少し不勉強なので、教えていただけますでしょうか。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、井上議員の一般質問にお答えをいたします。

会計年度任用職員につきましては、モデル的な部分が表示されておりまして、そのモデルに宿

毛市が準じるか準じないかという判断はできるかと思います。ただ、正職員との兼ね合い等もあって、どこまでそれを準じない形で増減できるかということは、また検討が必要かと思いますが、可能な範囲での市の判断はできるかとは思っています。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 今のが基本的な考え方でございます。そういった形の中で、同一労働同一賃金、同じ仕事をするのであれば同じ賃金という形で、日本の全体として動いております。そういった形の中で、しっかりと仕事をしていただいた方には、しっかりとした報酬も出せる、そういった市役所でなければならないという基本的な考え方を持って、これからも取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 安心いたしました。

やはり先ほど市長が言われたように、会計年度任用職員の処遇が上がる。それが市内業者の従業員への処遇も上がるということにつながる。これはなかなか市町村単位で、今まで全国的に見てもやってこられなかった試みではないかと私は思いますし、今、最低賃金が全国的に上がってきている中で、なかなか市が、市内業者と結びついて処遇を上げてくれと言っても難しいと思いますので、そのモデルを示させていただく。示して市内の企業にアプローチをされていくというお考えは、大変、これからの処遇改善につながるのではないかと期待をしておりますので、ぜひ、強い意志を持って進めていただきたいと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

これも、選挙公約の子育て支援についてになりますが、3歳未満の保育料無料化を目指して

いるというお考えを示されていました。

この保育料の無償化について、いつの年度から無料化を目指すか、また、予算規模をどの程度見込まれているか、お考えをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

私が、これまで取り組んできました子育て支援対策でございますが、こちらのうち、保育事業につきましては、令和元年10月の3歳以上の保育料無償化に合わせまして、市独自で副食給食費の無償化やゼロ歳から2歳児に同時入園している御家庭の2人目以降の保育料無償化を行っております。

それ以前には、同時入所の無償化など、そういった対策を行わさせていただいてきたところでございます。

今後は子育て支援対策をさらに進化をさせまして、これまで以上に、子供を産み育てやすいといった環境を整備するため、ゼロ歳から2歳児を含めた保育料の完全無償化について、取り組みたいと考えているところでございます。

想定する予算規模といたしましては、1年間、これ年間で3,765万7,000円を、現在、見込んでいるところでございまして、充当する財源につきましては、ふるさと寄附金を充てることを、現在、考えているところでございます。

事業の開始時期につきましては、来年度の春ですが、令和6年4月に開始できるよう、福祉事務所や財政担当者と協議を進めているといったところでございますので、令和6年度の当初予算案といたしまして、3月議会に提出をさせていただくよう、準備を進めさせていただいているといった状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 早期な取組に、大変感謝をいたします。

やはり子育て世代、そして今後、子供を産み育てようとする若い年代について、この保育料無償化になることは、大変有意義なものであると思いますので、ぜひとも予算をしっかりと取っていただいて、実現に向けて、私たちも全力で取り組みをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いての質問に移らせていただきます。

市職員の労働時間管理についての質問になります。

今回は、月の残業時間が60時間を超えている状況について、お伺いをしたいと思います。

長時間労働が慢性化することで、過労死の関連性が高くなるとされております。

さらに、残業時間が60時間を超えた場合の時間外手当については、通常の割増分より高く時間外手当を支払わなければなりません。そういったことで、人件費の増大にもつながります。

そこでまず、直近3か月における一月当たりの残業時間が60時間を超えている職員数が何人であるか、対象者が何名であるかをお示ください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

令和5年8月、9月、10月の3か月間で、1か月の時間外勤務時間が60時間を超えた職員は9名おまして、平均しますと、月3名という数字になっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 月平均3名ということですが、対象者については、どのような対応がされているか、お聞かせいただきたいです。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えをいたします。

月60時間を超えて勤務した時間外労働に対しましては、先ほど議員もおっしゃっていただいたように、条例に基づきまして、50%の割増額を時間外勤務手当として支給をすることとしております。

また、時間外労働の発生原因につきましては、人事異動による事務引き継ぎや、新たな事業の実施、イベントの開催、税などの当初課税業務、選挙事務などの特定の期間に業務量が集中することに起因し、時間外勤務が多く発生していると認識をしております。

当市におきましても、長時間労働は職員の健康被害を引き起こす原因となる可能性がありますので、長時間労働の要因となっています業務につきましては、まずは所属内での人員調整での対応を検討し、所属内で対応が困難な場合においては、総務課との協議を重ねながら、他部署からの応援体制を図ることや必要な期間が生じた場合には、会計年度任用職員を雇用するなどして、対策を取っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 御対応については分かりました。先ほども述べたとおり、過労死のリスクが高まることと、少ないですが、人件費の増大にもつながるということを危惧しております。

今回、月平均3名ということで、それぞれ課ごとに繁忙期はありますし、突発的な業務で、時間外労働が膨らむという状況も理解はしていますが、まずはこの月の残業時間が60時間を超える人員のゼロを目指していただけないでしょうか。その取組をしていただくことが、まず、残業時間そのものを減らすことにつながるのではないかと考えるのですが、そのお考えについ

て、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 総務課長、お答えいたします。

残業時間が60時間を超える対象者ゼロを目指した取組についてですが、各部署におきましては、議員もおっしゃっていただいたように、年間の業務の濃淡の時期がどうしてもありますので、どの時期においても、ゼロにすることは困難な面もあるかとは思いますが、今後も出退金システムを活用し、所属長と総務課において連携を図りながら、職員の勤務状況の把握を行い、早めの対策を講ずるなどの取組を強化してまいりたいと考えております。

また、今後も、全体的な業務の見直しや効率化を行う中で、各部署の業務量を勘案しながら、適正な人員配置を行い、職員の時間外労働の可能な限りの縮減に努めるとともに、組織的な支援体制を強化してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 御対応については分かりました。

昔、ノー残業デーというのが、多分あったと思うのですが、今は多分、なくなっていますよね。

今は残業をしないのが当たり前の世の中、社会になってきている中で、残業というのをいかに減らすかというのは、業務の効率化であったり、本当に多岐にわたって、対策を講じていただかなければ成し得ないことだと思いますので、各担当課長におかれましても、本当に日々の業務が様々あって、職員の管理も大変だとは思いますが。

まずは、課長から残業を減らすというお考えを持っていただくことが必要ではないかと思っておりますので、少しでも皆様の意識が、残業ゼロに、

60時間を超えた人員がゼロになるように向いていただければ、今回、質問させていただいた意図になりますので、少しでも頭の片隅に置いていただければと思います。

続いての質問に移らせていただきます。

宿毛市マイクロバスふれあいさくら号についてになります。

現在、ふれあいさくら号と呼ばれるものは2台あると思いますが、高齢者の生きがいと健康づくり推進事業に活用されているバスの質問になります。

このバスを利用する際、移動に係る支援としては、どのような支援があるのか、お聞かせをください。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

老人クラブ活動を行っていただくにあたり、クラブ会員の高齢化により、高知市内や幡多地域を移動する際に、遠距離運転や乗り合わせ等の安全面で不安の声があることは承知しております。

本市が実施しております老人クラブ等活動費補助金事業では、クラブ活動に係る経費を予算の範囲内で支援をしております。移動に伴うガソリン代、バスなどの借上料等についての申請も多くいただいております。

老人クラブ活動につきましては、高齢者の社会参加や生活の質を向上させるために、有効な活動であると思いますので、多くの方に御参加いただけるよう、これからも継続して、支援してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 取組については、分かりました。

その中で、バスの運転手については、使用団

体が雇用しなければならないとされておりますが、マイクロバスを運転するには、普通免許では運転できないので、中型免許以上を持っている運転手を確保しなければならない状態です。

実際、運転手の選択肢の少なさと、運転手雇用に係る費用がかさむということで、運転手を確保できなかった各団体の方々が、各人、それぞれの個人のマイカーで乗り合わせをして、移動をされているというお話を聞きます。

高齢者がマイカー移動することが、事故の要因ともつながってきますし、また加齢につれて、運転をすること自体が困難になってくのではないかと考えられます。

生きがいや健康というものは様々あると思いますが、私は家の中にずっと籠っているよりは、外に出て、人に会ってしゃべって、また人と共に何かをすることによって生まれてくるのではないかと思いますので、そういうバスの活用については、積極的に行っていただきたいと思いますが、事業の目的である生きがいと健康づくりをつくる中で、今ある支援を、より拡充することが必要ではないかと考えますので、まずはこの中型免許を持っている運転手の確保をより増やしていただくことと、運転手の確保、雇用についての費用を助成できないかということ、ちょっと提案をさせていただくのですが、その考えについての見解をお示してください。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、再質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、確かに高齢になるに従って、いろんな支援が必要になるということは、重々承知をしております。

補助金事業の中で、今、29団体の老人クラブがありますが、そのうち21団体が移動に係る支援、ガソリン代であったり、タクシーの運転手というところを使っているというところで

ので、その制度は皆さんに御存じいただいているものと考えておりますが、またさらに周知啓発に努めてまいります。

また、現在、老人クラブ活動を行うための運転手確保に向けた施策というものを行っておりませんが、老人クラブ事業事務局でございます宿毛市社会福祉協議会が、会員から相談を受けた際には、市内タクシー会社等の情報提供を行い、個別に予約をして、御利用をいただいているところでございます。

イベントなどで同時に移動される際に、移動手段の確保が難しくなることは想定されることではございますが、早めの予約や近隣地域のクラブ同士でバスを活用するなど、工夫を凝らすことで、移動手段の確保は可能であると考えております。

今後も、宿毛市社会福祉協議会と老人クラブ活動の円滑な実施に向け、有効な施策を協議してまいります。

また、先ほど来から申し上げております、この補助金事業というものがメニューであったり、助成であったり、拡充できないかということも併せて、検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 先ほど、29団体中21団体ですか、御使用していただいているということで、補助金については、人数によって団体に下りてくる総額が、増えたり少なかったりするのではないかなと思うので、やはり少ない団体さんに対して、補助というか、運転手確保のしっかりとした体制づくりが必要ではないかなと思うのですが、そのあたりについてはどうお考えか、お聞かせをいただけますか。

○議長（川村三千代君） 長寿政策課長。

○長寿政策課長（谷本裕子君） 長寿政策課長、

再質問にお答えいたします。

確かに老人クラブ事業の補助金ですが、大きく2つに分かれておりまして、そのうち単組といえますか、各小さな団体に向けての補助金は、人数規模に応じて、それがまた3つに分かれております。

少ない人数のところだと、20名未満として、月額500円に、老人クラブ活動延べ月数を掛けた額を、10分の10の範囲内で助成をしているところでございます。

それとは別に、大きな大会に出られたりするときには、老人クラブ連合会事業も活用もしていただけますので、そちらの活用等についても、社会福祉協議会と小さなクラブと折り合いをつけるといえますか、どういうふうにこちらの連合会事業を活用して助成をしていけるのかというところを、検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） やはり、今、活動を積極的にされている団体の支援はもとより、そうやって人数が少ないところをまた増やしていく。なかなか老人クラブのお話を聞く限り、人数が増えない。65歳を超えても、まだ自分は若いという方が結構いらっしゃるって、なかなか老人クラブの活動自体を拡大していけないという問題が聞かれたりもするので、この団体の人数いかんではなく、全ての地区に、それぞれ同じような形で行き渡る費用助成についても、お考えをいただきたいなと思っております。

また、自分のほうも、しっかりと考えて、提案をさせていただきます。

ふれあいさくら号についての質問になります。

今のバス、ふれあいさくら号は、平成23年式で、恐らくスクールバスに、もともと使用されていたバスになると思うのですが、高齢者が長時間移動する際の負担が、とても大きいグレ

ードではないかなと思います。

というのも、高知市に老人クラブの団体として、事業で日帰り旅行に行きたいといったときに、乗られている方がどれだけいらっしゃるかわからないんですが、昔ながらのビニールで、本当に硬いようなシートで、よく言われるのが、これで長時間移動するのは無理だと。そして、隣の大月町の引き合いを出して申し訳ないんですが、ロイヤルサルーンという、上級のグレードのバスを構えています。

今回、自分も実際に2台に乗せさせていただいたところ、大きな差を感じました。

お伺いしたいのですが、今のバスをそのまま老人クラブの活動事業に使ってくださいという形でお考えなのか、まずはその上級グレードを新たに買い換えるとか、そういうお考えはないのか、お聞かせをいただきたいです。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、井上議員の一般質問にお答えいたします。

先ほど委員おっしゃられたとおり、当該バスは、当初、スクールバスとして使用しておりましたが、その後、市の行事や公益性の高い市民活動に利用いただけるよう、用途を転用したものでございます。

また、車両登録が平成23年3月、走行距離が約11万6,000キロメートルであり、現状では車両の状態に問題はありませんので、直ちに当該バスの更新を行う予定とはしていませんけれども、今後、当該バスの利用状況や目的地、車両の状態等を見ながら、買換えの時期や、先ほど、長寿政策課長が申し上げましたとおり、そのほかのよりよい方法についても、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） お考えは分かりました。

少し反論になるのですが、私も、今よりも上級グレードのバスが、大体幾らぐらいするのかと調べてみたのですが、中古の市場を見ると、200万円を切るようなものもあるんですね。

やはり安価で買うことも可能なので、まずは、バスがまだ走れるからというお考えは、今の老人クラブの方々が、遠距離の旅行に行きたいといった目的には、とても沿わないのではないかなと思いますし、今後、ゼロカーボンシティを目指す上でも、二酸化炭素の排出抑制ができるバスに買い換えるのも、費用対効果があるのではないかなと思っております。

なので、バスを買い換えるという頭で、一度どういうグレードのバスなら予算が捻出できるか、そういった形でお考えができないものなのか、お答えをいただきたいです。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

中古という話もありましたが、自分も自動車関係の仕事にも就いていたものですから、少しお話をさせていただくと、やはり年式の古いものになると修理代がかさんできます。

当初の新車価格が高いものは、修理代も、部品が高額になります。安い中古を買っていると、後でしっぺ返しが来るというのも、自動車の業界の話になってこようかと思えます。

公用車としては、基本は新車購入ということになるかと思いますが、特に今、議員おっしゃられたようなハイブリッドであるとか、バスの電気自動車というのは、まだまだ少ないんですが、ハイブリッドになると、自分のほうも調べておりませんが、1,000万円は軽く超えてくるだろうというふうには、想像がするところでございます。

そういった形の中で、乗っている方々が、身体的にしんどい思いをされるというのは、自分

のほうにもお聞かせをいただいているところでございまして、せんだって、そのことに対して、低反発のクッションのようなものをまずは購入させていただいて、少し緩和が図れないかということで、担当課に申し入れをして、現在、担当課のほうで用意しているといったところにもなっているところでございます。

やはり、高級なバスを買えば、当然、それだけバスの環境といいですか、シートを含めて、いろんなものがよいのだろうというふうに思いますが、利用頻度、それからそれに対するコスト等も勘案しながら、今後、検討をしてみたいと思っております。

少し話は変わるかもしれませんが、現在、宿毛市の公用車につきまして、できるだけ台数を抑えていきたい、そういった思いで、以前は各課で公用車の所有をさせていただいておりました。

ただ、利用頻度が高い車、それから低い車というのが、自分が議員のときに監査委員をさせていただく中で、そういったのを見まして、何とかならないかという思いが強かったものですから、市長になってから、現在、総務課で一括管理させていただいています。

要するに、宿毛市の公用車であれば、宿毛市の職員がどの課にあっても、予約をして借りれるようにして、台数も実際、減車を今させていただいております。そういった努力もしながら、できるだけ費用を抑制しながら、そして環境にもよくということで、現在、進めさせていただいているところでございまして、このバスに関しましても、場合によっては、宿毛市が独自で持つよりも、借り上げをしたほうが安いのかもしれませんので、そういったことも含めて、今後検討をさせていただいて、できるだけ高齢者の方々に喜んでもらえるような方向を見出していきたいと思っておりますので、ぜひ御理解の

ほど、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） お考えは分かりました。

新車の購入など、その費用については重々承知をしております。また低反発のクッションを用意をされているということでしたので、対応はされているということなんですが、さらに踏み込むと、中のシートを売ってるものもあるので、そういった選択肢もあるということ、まずお示しをさせていただきたいのと、最後に、市長がバスの借り上げというワードを出していたと思うんですけども、借上時にかかる費用も、結構、運転手込みで高額だと思いますし、その費用助成というのは、される可能性があるのでしょうか。

それはもう、例えば、ざっくりと10万円でよいバスを借り上げて、市としては、団体が出てねという流れになるのか、そこに対して、少しでも費用助成を考えられているのか、その点だけをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほど答弁したのは、そういったことを含めて、今後、検討をしていきたいと思っております。

現在、老人クラブ、先ほど担当課からお話ありましたが、連合会事業に、年間60万円だと思います。また、それぞれの単組といいですか、そちらのほうに80数万円ということだと思いますが、その中でどのように、こういったことにも使われているのか、中も少し開いて見ながら、検討をしていきたいと思っております。

車両については、シートのつけ替え等も、自分も分かるところでございますが、シートは思いのほか高いですので、それと、構造変更等、車両によっては全てそういったものもしないといけませんし、また車両の大きさによっては、入るシートのサイズというのがもう限られてま

して、そういったこともありますので、改造というの、得策ではないと思っております。

そういった形の中で、今後、対応していきたいと思っております。

○議長（川村三千代君） 1番井上 将君。

○1番（井上 将君） 今の時点では、なかなか難しいという御答弁は、分かりました。

自分も、また別の機会をつくって、いろいろ調べて、またこういうバスがあるということもどんどん提案をさせていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

皆様、御答弁ありがとうございました。

○議長（川村三千代君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

-----・-----・-----

午後 2時22分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 7番、堀です。通告に従って、一般質問を始めます。

まず、改めまして、中平市長、3期目当選おめでとうございます。

今回の市長選は、はた目から見ても、非常に厳しい選挙ではなかったかなと思えました。お互いが自民党籍を持つ保守系同士の戦いであり、似たような政策の訴えで、市民もどちらに投票するのか、最後まで迷った方もたくさんいただろうと感じました。

選挙戦の前半は、中平市長の劣勢がささやかれていましたが、2期8年の実績、市庁舎、保育園の高台移転、南海地震対策をはじめ、行政、医療、健康のデジタル化の促進を進め、幅広い支持を得ての逆転劇だったのかなと思えました。

これは、人それぞれ受け止め方が違うと思いますので、私個人の感想であります。

さて、市長選の選挙結果についてや政治姿勢については、先日の三木議員、野々下議員、そして本日の松浦議員など、数々の議員が質問され、詳しい内容の答弁がありました。重複する答えにはなろうかと思いますが、選挙を終えての現在の率直なお気持ちをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 堀議員の一般質問にお答えさせていただきます。

市長選挙を終えて、率直な感想ということでございます。

先ほど、堀議員からも、似たような政策で、なかなか争点が見えなかったというお話いただきました。

自分としても、少し困惑したところもありましたが、自分としては、今までやってきたことを、そのままやっているということで、何の変更もなく、当然それに向いて、新たに加えることはありますが、そういった形でやらせていただいているところでございまして、この8年間、防災対策をはじめ、産業振興政策など宿毛市の未来につながる7つの柱を重点施策に掲げて、全力で取り組んできたことを、訴えさせていただいたところでございます。

市長として進めてきた政策は、間違っていたというふうには思っておりませんし、確信をしていたところでございますが、どの程度その内容、また、市民の皆様にご理解をいただけているのか。また、そのことについて、どのように評価をいただけているのか分からない、そういった中での戦いだったと思っております。

このたび、市長選挙に勝利をさせていただいて、感謝とともに、改めてその重責、すごく重さを感じているところでございますが、先ほど申しましたように、一定の評価をいただけた結

果なのかなと、率直に思っているところがございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 市長の思いをお聞きしましたが、街頭でも、安心安全な豊かなまちへ進化させると訴えられていました。

3期目の公約として、事前復興、子育て支援、高齢者対策へ力を注ぐとの訴えもありました。

それぞれに、何か具体的な対策があるのか、どういった未来予想図を描いているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

内容について、まず分かりやすく、そして政策の具体的な内容についてでございますが、少しお示しをさせていただきたいと思えます。

まず、事前復興まちづくり計画につきましては、津波により大規模な被害が想定されます浸水エリアについての計画を、今年度でございますが、令和5年度から3か年をかけて作成してまいるといことで、議会のほうにも御説明をさせていただいているところでございます。

令和5年度は、本市の現状と課題の整理、そして復興方針や復興体制の検討など、行政内部の検討を行っているところでございます。

そして、令和6年度より復興まちづくりの姿を、市民の皆様と協議してまいりたいと考えております。

実際に、それぞれの地域に入って、素案をお示ししながら、ワークショップ形式で検討を重ね、計画を練り上げていく中で、復興後の宿毛市のまちづくりのイメージを市民と共有していきたいと考えております。

復興後のまちづくりのイメージと申しますと、やはり津波の浸水の程度にもよりますが、一定

の地域は、もう住家が建てられないような状況にもなろうかと想定をするところがございます、そういったことも、しっかりと市民の皆様が、自分のこととして認識をしてもらい、そしてイメージすることによって、逆に、新たな次のステップに踏み出せるような、よりよいまちづくりができるような、そういったものとさせていただきたい、そのように思っているところでもございます。

次に、子育て支援対策につきましては、井上議員の御質問でもお答えをしたところでございますが、これまで以上に、子供を産み育てやすい環境を整備するため、市独自でゼロ歳から2歳児の保育料を新たに無償化し、令和6年4月から、保育料を完全無償化にしたいと考えておりまして、実施に向けての準備を進めているところでございます。

また、昨日、御質問にもお答えさせていただきましたが、やはり市内の公園の充実にも取り組んでいきたい。そして、子育てをしているお母さん、家族であるとか、そういった方の負担であるとか、いろいろなものを軽減をしていくような施策を、それぞれの担当課職員とも話をしながら進めていきたい、そのように考えて、今、進めようとしているところでございます。

次に、高齢化社会対策につきましては、市民の皆さんができるだけ長く自立した生活ができるよう、これまで行ってきた介護予防だけではなく、認知症予防を柱に据えた施策を進めてまいります。

今後、団塊の世代の方々が後期高齢となることで、認知症のある方の増加が予想されていることから、これまで行ってきた事業に加えまして、デジタル技術なども活用し、多くの高齢者の認知症予防につながる事業に取り組んでいく必要があります。

そのため、本年7月には、全国で初めての取

組となっておりますが、最新医療の裏づけを持った認知症予防プログラムの配信サービスであるオンライン健脳カフェを導入したほか、旧庁舎にあるすくもいきいきサロンや、あったかふれあいセンターでは、eスポーツや健康マージャンなど、認知機能に対して効果があると言われている、様々な事業を導入いたしたところでございます。

人口の減少が進む中でも、今後の宿毛市を活力をもって進化させていくためには、高齢となった方の力も必ず必要となります。もう既に必要となっているところでもございます。

そのためにも、高齢化社会対策につきましては、選挙時にも掲げさせていただいた7つの柱の一つとして、これまでの事業効果を継続させながら、新しい事業にも積極的に取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

ここで私が何度も申しておりますが、自立した高齢者、要するに自分の考えで、自分の身の回りのことをしっかりと自立して、高齢者として、介護を受けることなく生活ができる、そういった高齢者をできる限り長く、人生においては最後の瞬間というのは、必ず来るわけですが、そこまでの間、できるだけ長い間、その瞬間まで、自立した高齢者として、生きがいを持って生活をしてもらいたい、そういったことで、これから進めていくという、選挙期間中も含めて、ずっと訴えをさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 市長の思いを聞かせていただきました。

昨日の答弁の中にもあったのですが、全国へ見本となるまちづくり、新たなまちづくりを目指していくという思いを聞かせていただいたの

ですが、これからも持ち前の行動力で、前へ前へと推し進めていってほしいと思います。

続きまして、2の防災対策についてに移ります。

（1）の南海トラフ地震の危機管理についてですが、昨年、市庁舎、避難タワー2基が建設され、現在、長期浸水対策として、防潮堤のかさ上げ工事が新田から高砂まで完成し、片島地区まで進もうとしています。

平成25年に、県の地震発生時の被害想定が出されたと思いますが、その後、変わっているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、堀議員の一般質問にお答えいたします。

平成25年5月に、高知県が公表しました南海トラフ巨大地震による被害想定におけます本市の被害想定、これは最大被害ケースですけれども、全壊及び消失が6,000棟、半壊が、1,700棟の建物被害。また人的被害につきましては、2,600人の死者数と650人の負傷者の想定がされております。

なお、こちらの被害想定につきましては、公表された平成25年から更新されておられませんので、被害想定としましては、変更をいたしておりません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 私の印象、感覚では、被害想定が大幅に少なくなるのかなと思っていましたが、以前と変わっていないということで、南海トラフ地震が発生し、津波が押し寄せ、完成する防潮堤で、少しでも津波到達時間を遅らせ、誰もが高台や避難タワーなどに避難し、命を守る行動をとるのが一番大切だということが分かります。

災害時の避難対策と整備の課題は、地域それ

それぞれ異なると思いますが、避難路、避難場所確保と、そこへ行き着くための準備が必要であります。

現在、ほとんどの地域で避難路、避難場所を確保していると聞いていますが、周辺の草刈りも含め、管理と補修はどのようにされているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） まず担当課から説明する前に、私から一言申し添えておきます。

先ほど、担当課長から答弁ありましたように、この被害想定については、公表された平成25年から更新をされていないということでございまして、当然、県、宿毛市の対策によって、被害者数の想定は下がっているものだと認識をしているところでございます。

また一方では、新たなそういった想定、更新ですね、新しいものが出されるかのような情報もありますので、そういったものが出ましたら、また議員の皆さんにも周知をしていきたい、そのように思っているところでございます。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

先ほど御質問いただきました、避難路関係の管理、それから補修という御質問であったかと思えます。

お答えいたします。

津波避難道整備の現状につきましては、これまで市内に89か所の津波避難道を整備しておりまして、宿毛市で計画していた避難道は、整備を完了いたしております。

また、整備した避難道につきましては、地区が維持管理を行うこととしておりまして、地区が行う軽微な避難道修繕に係る費用につきましては、宿毛市の補助金を活用していただいております。

ただし、地区による修繕がかなわない場合は、その都度、協議を行いまして、必要があれば本市が改修工事を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 地域の自主防災の方々の負担は多いかと思いますが、地域で助け合える体制を整備することが重要と感じます。

次に、避難訓練についてであります、11月5日に県下一斉の避難訓練が実施されました。

私の地区の参加者が少ないのには驚きました。住民の意識低下が気になりましたが、中でも若年層の参加が少ないように感じました。これからの宿毛市を担うまちづくりの担い手となる小学生、中学生の防災教育は重要と考えており、防災学習の推進に力を入れる必要があります。

子供たちが中心となって、高齢者と一緒に高台へ避難するのが理想と考えますが、宿毛市の防災学習の取組は、どのようになされているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

小中学校の防災学習の取組としましては、高知県安全教育プログラムにおきまして、全学年、年間5時間以上の防災の授業を実施することとされておりまして、市内各学校におきまして、教育計画に基づき、実施をいたしております。

宿毛市でも学校から依頼があるごとに、担当課が防災学習の講演を行っておりまして、今年度も、宿毛小中学校や東中学校などで防災学習を行っております。

また、今月実施いたしました片島中学校の防災学習では、3年生の生徒と共に、校区内の地区長や片島中学校地域連携委員の皆さんにも参加していただきまして、避難所運営ゲームを行いました。

このゲームを通じ、避難所で起こり得る様々な出来事を、模擬体験することによって、自分や家族、さらには地域住民を守るため、災害時に支え合う行動を共に考えることができたのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 実は、私も先週行われた防災学習の発表会に参加しました。避難場所まで走って行けば、どのくらいの時間がかかるのか、備蓄倉庫の中身を調べ、数が少ないとか、充電アダプターが欲しい。乳児用品、ペット用品があればよい。簡易トイレやダンボールベッドを自分たちでつくったり、そのほか防災グッズ、警告ポスター、避難カード、看板も作成してくれました。

防災グッズを作ることで、中学生の防災意識も上がったと発表がありました。子供たちが立ち上がることで、家族の防災意識向上へとつながるように思います。

どんどんこうした防災教育を推進していただき、まちづくりがひとつづくりと考え、地域で盛り上げていけば、すばらしいと思います。

次に、総合運動公園の危機管理体制についてに移ります。

数年前までは、総合運動公園は広くて津波の心配もないので、宿毛市の多くの方が避難できるなど思っていました。最近では、県の災害時の拠点となることも聞かされ、市民の避難するスペースがないとの話も聞きます。

有事の際、総合運動公園はどのような使われ方をするのか、活用方法をお聞きします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

宿毛市総合運動公園は、高知県総合防災拠点基本構想によりまして、幡多圏域の広域拠点と

なる施設といたしまして、高知県の総合防災拠点に位置づけられていることから、大規模な災害が発生した場合は、防災活動の拠点施設としての重要な役割を果たすこととなります。

具体的な使用といたしましては、体育館は県の対策本部や災害医療活動、物資の集積などにも使用いたします。

また、陸上競技場や多目的グラウンド、防災広場、補助グラウンドは、自衛隊や警察の救助活動拠点やヘリポートなどとして使用する計画となっているところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 自衛隊も防災活動に参加され、拠点となって活用されるということですが、市民の受入体制は全くないのか、お聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

先ほど御説明させていただきましたとおり、大規模な災害が発生した場合には、運動公園内の全体を高知県の総合防災拠点として運用する想定でございます。

宿毛市内に幡多地域の広域拠点が設置されることは、大規模災害時における救助、救出活動や、避難所への迅速な支援がいち早く受けられることから、本市の防災機能の向上に資するものと考えております。

なお、大規模災害時に総合運動公園へ避難された場合は、運動公園近隣の避難所を御案内する、そういった形の運用とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 昨日の野々下議員の南海トラフ地震時の避難想定のお答えでも、最悪4、

000人の避難所不足があると想定され、県内で7市町村、愛媛県で5市町の広域で避難協定がされているとの話もありました。

そういった形で、一定の安心感はありますが、住み慣れたまちで、家族や知人の安否を確認し、このまちで避難できる体制づくりが一番かと考えますので、またその点についても、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、総合運動公園には、大きな防災倉庫がありますが、どのような物資がどのくらいあり、災害時にはどのように運用するのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 危機管理課長。

○危機管理課長（有田巧史君） 危機管理課長、お答えいたします。

総合運動公園にある防災倉庫は、平成28年度に高知県と合同で建設をいたしました。この防災倉庫には、宿毛市と高知県がそれぞれ備蓄をしております、宿毛市が備蓄している物資としましては、食料が1万8,500食、水が2万6,000リットル、毛布が6,500枚、そしてアルミロールマットを3,500個、備蓄しております。

そのほかにも、簡易トイレや衛生用品、そしてミルクや発電機などの備蓄がございます。

それから、県が備蓄しているものとしましては、食料や水、毛布などの物資を保管いたしております。

このように、市や県の物資をこちらの防災倉庫に備蓄しておりますけれども、大規模災害時には、幡多圏域の物資配送拠点となっておりますので、発災後2日以降には、県や国などからの支援物資が集積されまして、その後、宿毛市を含めました幡多の市町村へ配送されるような計画でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 防災倉庫の中身は、県と合同でつくられたため、すごく大きな倉庫であり、物資が必要なときに、ほかの市町村にも分散する役割もあるということが、よくわかりました。

総合運動公園の防災倉庫の中身が空になるような災害がやってくることはないよう祈りつつ、3番、観光対策についての質問に移ります。

先ほど、松浦議員の脱炭素化の取組の中でも少し話がありましたが、11月初旬に、グリーンスローモビリティが沖の島へ、実証実験のためやってきました。

次世代のEV車であると宣伝されている乗り物ではありますが、どういった経緯と目的で実証実験が行われているのか、詳しい説明をお願いします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えさせていただきます。

まずはじめに、グリーンスローモビリティについて、改めて説明させていただきますと、国土交通省において、時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスと規定されています。

その特徴としまして、グリーンスローモビリティのグリーンは、電動車を活用した環境に優しい、エコな移動サービス。スローは、景色を楽しむ、生活道路に向く、重大事故発生を抑制することなどを意味しております。

そのほかにも、同じ定員の車両と比べて小型であること、開放感がある、また乗降しやすいなどが、特徴として挙げられます。

このようなグリーンスローモビリティの特徴は、通常の車両と比較して、自然環境と非常に親和性が高く、交通量の多くない沖の島での移動手段として適していると考えまして、4人乗りの電動車両で、実証実験を実施することとい

たしました。

この実証事業の目的としましては、観光客向けにレンタル、もしくはチャーター便として実用性があるか。また、島民向けに、ゆるりんバスの代替車として、活用できるかなどを検証することを目的としております。

実証期間につきましては、11月6日から12月15日までとなっております。沖の島在住の関係者の皆様にも、貸出案内や運転に御協力いただいております。

御自身で運転される場合は、道路交通法が適用されるため、普通自動車免許が必要ですが、運転手付きで御利用することもできます。

島民の方は、火曜日または金曜日、観光の方などは、土曜日、日曜日に御利用いただいております。同時にアンケートも実施しているところがございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 今、詳しい説明をしていただきましたが、12月15日までの実証実験ということですが、ただいまのお話にもありましたように、ある程度、実用化できるめどができた場合は、観光面、ゆるりんバスとの兼ね合いも含めて、検討していきたいということでよろしいでしょうか。

私は、11月14日に沖の島へ伺った際に、乗車予約の連絡をし、息子と一緒に試乗させてもらいました。

普通自動車免許の取得者で、担当の方より簡単な操作の指導を受けての乗車となりましたが、ゴルフをされている方なら、ゴルフカートと全く同じですので、すんなりと乗車できます。

時速も20キロメートルくらいの速さで、当日は風もなく、好天に恵まれて、古屋野地区までの乗車でしたが、途中、息子がウミガメがいるというので、止めて海を眺めていると、何回

もウミガメが顔を出して、私たちを迎えてくれました。

普段のように車を借りて運転していたら、ウミガメとの遭遇もできていなかったと思います。青い海、素晴らしい自然と一体となり、雄大さを感じてもらえるグリーンスローモビリティを試乗できただけでなく、観光にも役立てられるよう、実用化できればよいと思います。

それでは、(2)の保健婦荒木初子氏の像と生家についてに移ります。

荒木初子さんは、沖の島町弘瀬に生まれ、高知県保健婦養成所を卒業されて、沖の島の保健婦として、昭和24年から47年まで、活動されました。

沖の島の保健衛生の向上、乳幼児の死亡者の減少、フィラリア撲滅など、数多くの実績、活躍をされました。

私は昭和36年生まれですので、初子さんがいなければ、私も生まれていなかったかもしれません。2015年4月30日、保健婦初子の像が、弘瀬の定期船の着く岸壁の正面に建てられました。除幕式が当日行われ、私も参加しましたが、大雨でびしょ濡れだったのを思い出します。

島民や出身者が、保健婦初子の会を結成して、初子さんの活動は今もなお、島民の心の中に生き続けていることを強く感じました。

初子像は高さが1メートル、黒いカバンを肩にかけ、腕には赤ちゃんを抱き、そばに2人の男女の子が並んでいます。

初子さんは、貧しい現実と戦いながら、18年を島民の命を救うために捧げ、歴史に残る大きな足跡を残し、高知県はもとより、全国の地域医療の先駆けとなり、現在の看護師や保健師活動の基になったと言われております。

宿毛市の偉人の中にも選ばれ、女優の榎山文枝さんが主演された「孤島の太陽」が上映され

たことで、この功績を称えられました。

初子さんの生家は、現在、荒木初子の記念館として、たくさんの写真や数々の表彰を展示した状態で、維持されています。

初子の会の会員が、いつでも誰でも訪問できるよう管理はされていますが、現在、会員の高齢化が深刻な状況であり、会そのものの存続もできないと、会員の一人から話がありました。

私は先日、沖の島へ行った際、現在の生家の状況がどのようなものか、確認させていただきました。

築50年以上も前に建てられた家で、今すぐ取り壊す必要もない状態ではありましたが、偉人の生家の一つとしてある、現在の林邸は改修されていますが、きちんとした生家として残されているのはほとんどなく、跡地として、ガイドの会でも紹介されています。

初子の会の解散を考えれば、この貴重な生家と像を宿毛市が譲り受けて管理をし、観光面での活用が期待できるのではないかと考えますが、その点について、どのように考えているのかをお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、堀議員の一般質問にお答えします。

荒木初子氏の像と生家の質問でございますが、その答弁に入る前に、先ほど質問がありましたグリーンスローモビリティの試乗期間を終えての活用方法について、担当課として所見を述べさせていただきます。

実証実験期間終了後につきましては、本格運用に向けた様々な課題解決を考えていく必要があると考えておりますが、実証実験のアンケート結果から得られる御意見も参考に、担当課といたしましては、沖の島での移動サービスの提供ができるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、沖の島町弘瀬出身であります荒木初子氏につきましては、議員からもるる説明がありましたが、保健婦として、島の衛生の向上や乳幼児の死亡率減少、フィラリアの撲滅に、献身的に取り組まれました。

その功績を顕彰し、平成27年4月、沖の島町弘瀬に、保健婦初子の会により初子の像が建立されました。

また、生家につきましては、これもるる説明がございましたが、記念館として活用され、表彰状や新聞記事などの関係資料が展示されております。

初子の像と生家を管理されている、保健婦初子の会の方々が、高齢等により管理継続が困難な状況であるため、市として寄贈であるとか、何か対応ができないかという御質問ですが、現時点におきましては、宿毛市の管理施設ではございませんので、明確な対応方法を、ここで答弁することはできません。

今後、保健婦初子の会の方より、直接、御相談いただければ、市としてどのような対応ができるか、できないか、そういったことを協議させていただきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 今後、初子の会の会員の皆さんと一緒に考えていただいて、よりよい方向へお願いしたいと思います。

次は、最後の質問項目になりますが、宿毛斎場についてであります。

予算決算常任委員会第2分科会において、11月の初めに、現地調査として視察させていただきました。

平成4年ごろの運用開始だったかと思いますが、建設されて30数年が経とうとしています。外見上はきれいで、問題ないように思いますが、

火葬炉は2基のみで運用され、令和2年には、7,370万円をかけて、3号炉火葬炉の入替工事が行われたり、耐火レンガは高温の運用のためか、2年に1度の取り替え、定期的にメーカーの点検などで、毎年、高額な修繕の予算が計上されています。

新火葬炉場建設整備を、長期的な計画において行う必要があるのか。行う予定があるのであれば、何年後の予定を考えているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

宿毛市斎場は、堀議員からも説明がありましたように、築30年以上が経過しておりまして、特に火葬炉につきましては、常に高温にさらされることより、毎年、修繕工事とメンテナンスを実施しながら、使用しております。

火葬炉につきましても、入替工事を実施しておりまして、今後も定期メンテナンスを継続する中で、施設を利用する計画としておりまして、施設の建替計画は、現在のところ策定していないような状況でございます。

それから、仮に斎場、火葬炉を新たに建替工事をしましても、やはり施設のメンテナンスというのは、一定、必要になってこようかと思えますので、今、発生している毎年のメンテナンスは、金額の大小はあることとは思いますが、新築したからといって、全く必要なくなる経費ではないということは、申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 再質問させていただきます。

現在の予定はないということですので、火葬炉の老朽化を考えれば、いずれ、建て替えの時

期は、そんなに遠くないと思います。

前回、我が分科会で、令和4年、5年の斎場の使用状況の資料を出してもらい、見てみますと、大半が宿毛市民の御家族の使用であります。宿毛市以外の使用、特に大月町、三原村の使用も多く見られました。

これからは、幡西衛生処理センターのように、宿毛市、大月町、三原村で組織された事務組合で運用されてはどうかと思えますが、その点についてのお考えをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

宿毛市斎場につきましては、築30年が経過しておりまして、堀議員も言われるように、近い将来、建て替えを検討する必要がある施設であると認識をしております。

火葬場を持っていない大月町や三原の住民の方々の利用も多いことから、建て替えの際には、堀議員も、先ほどもおっしゃっていただきましたように、大月町、それから三原村の協力を得ていくことは、非常に重要であるものと考えているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） ぜひ検討をお願いしたいと思えます。

続きまして、(2)の災害時の対応についてであります。防災対策の質問の際に、被害想定、死亡予想が650人というふうな形での想定でありました。

宿毛市においても、多数の死者が出ると予想されます。宿毛市以外の方の遺体安置をすることになると思えますが、災害時の対応については、どのように考えているのかをお聞きします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答え

いたします。

大規模災害発生時における、増大した火葬需要への対応に関しましては、火葬場業務継続計画に基づきまして、緊急的に人員や、それから火葬場の稼働時間を増やし、対応することとしております。

それでもなお、火葬需要に対応できない場合につきましては、高知県と連携いたしまして、他市町村、それから他県の火葬の受け入れや、火葬時の物資調達の調整を依頼していただくこととしております。

また、このような状況が発生した場合に、迅速に対応できますように、先日も高知県内の広域火葬情報伝達訓練を行ったところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 7番堀 景君。

○7番（堀 景君） 先ほどの死亡想定の人数が、メモの見間違いをいたしまして、600人と発言をさせていただきましたが、2,600人の死者ということが正当ですので、その点、訂正をさせていただきます。

最後に、万が一のことが起これば、大変困難な状況が考えられます。近隣市町村とも密に連携を取りながら、対応をお願いしたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（川村三千代君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決し

ました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時10分 延会

令和5年
第4回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第9日（令和5年12月13日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第21号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第21号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

| | |
|--------------|---------------|
| 1番 井上 将 君 | 2番 浦尻 学 典 君 |
| 3番 小谷 翔 太 君 | 4番 川村 圭 一 君 |
| 5番 東 新 君 | 6番 今城 隆 君 |
| 7番 堀 景 君 | 8番 三木 健 正 君 |
| 9番 川田 栄 子 君 | 10番 川村 三千代 君 |
| 11番 高倉 真 弓 君 | 12番 野々下 昌 文 君 |
| 13番 松浦 英 夫 君 | 14番 寺田 公 一 君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|-----------|
| 事務局 長 | 黒 田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中 平 純 君 |
| 議事係 長 | 桑 原 美 穂 君 |
| 庶務係 主任 | 宮 本 恵 里 君 |

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

| | |
|-------|-----------|
| 市 長 | 中 平 富 宏 君 |
| 副 市 長 | 岩 本 昌 彦 君 |
| 企画課 長 | 上 村 秀 生 君 |

| | | | |
|---------------------------|-----|-----|---|
| 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局長 | 桑原 | 一 | 君 |
| 危機管理課長 | 有田 | 巧史 | 君 |
| 市民課長 | 岡本 | 武 | 君 |
| 税務課長 | 朝比奈 | 淳司 | 君 |
| 会計管理者兼 会計課長 | 佐藤 | 恵介 | 君 |
| 健康推進課長 | 松田 | まなみ | 君 |
| 長寿政策課長 | 谷本 | 裕子 | 君 |
| 環境課長 | 谷本 | 和哉 | 君 |
| 人権推進課長 | 川村 | 志保 | 君 |
| 産業振興課長 | 岩本 | 敬二 | 君 |
| 商工観光課長 | 長山 | 敏昭 | 君 |
| 土木課長 | 太田 | 芳宏 | 君 |
| 都市建設課長 | 小島 | 裕史 | 君 |
| 福祉事務所長 | 畠中 | 健一 | 君 |
| 水道課長 | 宮本 | 潤 | 君 |
| 教育長 | 鎌田 | 勇人 | 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和田 | 克哉 | 君 |
| 生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長 | 中平 | 成也 | 君 |
| 学校給食 センター所長 | 平井 | 建一 | 君 |
| 選挙管理委員会 委員長 | 杉本 | 裕二郎 | 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 皆様、おはようございます。9番、川田栄子でございます。今議会最後の質問者となりました。よろしくお願いいたします。

私は、マイナンバーカードと新型コロナ関係のワクチンについてと、選挙がございましたことについて、市民からの声を質問をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

最初は、マイナンバーとマイナンバーカード等について、お聞きをいたします。

デジタルID義務は、民主国家のうちでは日本だけで、世界では住民や議員の反対にあい、撤回されています。つくりたい人がつくればいい話ですが、利活用はどんどん進んでいます。デジタル庁が運営する共通の認証サービスGビズIDでさえ、今年3月、個人情報の漏えいが発生しました。

デジタル技術を管理するデジタル庁の情報が漏えいするというのなら、何を信じればいいでしょう。

マイナンバーカードの中には、公的個人認証の電子証明書を持っていることから、健康保険証としての利用をきっかけに、ナンバー制度が目指した個人情報の名寄せとは、全く別物になる可能性があります。

マイナンバーで、政府に個人情報が管理されることから、もし、情報漏えいがあれば、とんでもないことになる。そういうことから、事故が起きれば自己責任となっていることではない

でしょうか。

一番怖いのは、個人データを一度に掌握できる政府のほうと思いますが、ワクチンのときも半強制的に進めようとしているときは、様々な利害が関わっていました。今回も、当市は1万円の補助金、国は2万円のマイナポイント付与で、保険証と一体化、また他市町村では、カード取得で保育園無償化サービス、給食費サービス等は、住民の反対で撤回した話もありました。

マイナンバーカードを強制的に普及させるためと思われるのは、当然のことです。

マイナンバーという共通のもとに、自身の個人情報を次々とひもづけられ、政府に握られることに抵抗を感じるのは、当然のことです。世界の多くが、共通番号を導入しようとして失敗しているのも、同じ理由ではないでしょうか。

国民が政府に対して信用がなければ、共通番号制度など、まともに機能しないことから、世界では反対が続いていることでしょう。

また、医療現場や介護現場から、強い反対の声も上がっていることから、しっかりマイナンバーのことを知ってから使っていくことが重要と考えます。

マイナンバー制度のことについて、いろいろお聞きをいたしますので、御答弁よろしくお願ひ申し上げます。

マイナンバーとは、12桁の番号です。国の行政機関や地方公共団体が、それぞれ管理している、様々、同一人の情報をオンラインでひもづけし、相互に活用し情報連携を行う、これが制度の説明となっております。

制度の中のマイナンバーの役割をお聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） おはようございます。

少し教えてもらいたいんですが、マイナンバ

一、デジタル関係のそういったものが、世界で反対をされているということなんです、大変申し訳ないですが、どこの国でどういうふうな反対を受けているのか、ちょっと分からなかったものですから、その点について反問させていただきたいと思えます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） オーストラリアやフランスとか、議員などや住民の反対行動がございまして、決定に至っておりません。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

川田議員のほうからも、少し説明がありましたけれども、マイナンバー制度とはどういうものか、改めて御説明いたします。

マイナンバー制度は、デジタル社会の基盤といたしまして、国民の利便性向上と行政の効率化を併せて進め、より公平・公正な社会を実現するためのインフラとして、国が制度設計したものでございます。

その制度の中で、住民票を持つ日本国内の全住民に付番される12桁の番号であるマイナンバーは、社会保障制度、税制、災害対策など、法令または条例で定められた事務手続におきまして使用され、個人の特定を確実にかつ迅速に行うことを可能とするものであります。

また、行政手続におきまして、行政機関との間で情報連携をすることにより、必要な添付書類が減るとともに、事務処理もスムーズとなり、国民の皆様の利便性が向上することに加え、必要な方に必要な行政の支援を迅速に行うことができるということが、国において示されております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

その中で、共通番号として、別々に記録されている国民の個人情報、番号をつけることによって、名寄せに使うことが前提とした共通番号制度であるということになりますね。了解いたしました。

次は、マイナンバーによる名寄せは、確実に進んでいます。極めて大ざっぱで、省令さえ書き換えれば、幾らでも利用範囲は広がられます。

制定時に、番号法では列挙されていた事務は93でしたが、現在は99、また別表に列挙された事務は、115から126に増えています。

大して増えてないように見えますが、省令も丁寧に見ていかないと、マイナンバーを使って個人情報を名寄せできる事務が、どれだけ増えたかも分かりません。マイナンバーを利用すれば、どこに住んでいるのか、そして何者か、活用すれば、その人物の税額や支払っている社会保険料等、関わる全ての情報が引き出し、把握できるようになるかも分かりません。

マイナンバーの利用範囲は、番号法により限定されていますが、様々なデジタルデータや個人情報、一体どこへひもづけられるか、押さえておくことが重要で、利用範囲をお聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

質問の利用範囲というのが、通告にありましたマイナンバーカードの利用サービスということで、答弁をさせていただきます。

マイナンバーカードの利用サービスとして、現在、提供されているものとしましては、コンビニで住民票の写しなどの公的な証明書を取得できるサービスや、健康保険証として利用できるサービス、マイナンバーカードを利用して、マイナポータルからオンラインで行政手続や確定申告が行えるサービスが提供されております。

今後も、2024年度中にマイナンバーカードと運転免許証の一体化が予定されていることをはじめ、マイナンバーカードの利用促進に向けた取組が進められておりまして、新たな利用サービスが提供されることが予想されます。

また、本市におきまして、令和6年2月から、マイナンバーカードの空き領域を利用した新たなマイナンバーカードサービス、すくもIDの利用開始を予定しており、マイナンバーカードで、図書館や各施設が利用できるなどのサービスを展開する予定でございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 再質問いたしたいと思いましたが、御答弁の中に入っておりますので、次へ進みます。

マイナンバーカードとマイナ保険証についてでございますが、ただいま、マイナ保険証の利用登録人数をお聞きしたいと思いますけれども、種類があることから、分かる範囲でお願いいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

マイナ保険証の登録状況につきまして、本市で把握できる国民健康保険と後期高齢者医療保険に関して、令和5年9月末現在の状況をお答えいたします。

まず、国民健康保険におきましては、被保険者数4,872人のうち、57.18%にあたる2,786人、後期高齢者医療保険におきましては、被保険者4,041人のうち、49.44%にあたる1,998の方が、マイナ保険証として登録をいただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

続きまして、マイナ保険証の登録解除の不可について、お聞きをいたします。

申請主義に基づいて発行されるマイナンバーカードが、国民皆保険という国家制度と一体化することで、矛盾やトラブルが発生することは避けられません。マイナンバーカードを持つか持たないか、個人の自由意思に基づくことなので、クレジットカードと同じように、自由に選択できること、自分にとって、メリットと思えば持てばよい。デメリットが大きいと思う人は持たなければよい。また、一度持ったとして、持つのをやめるという選択肢を与えられている必要があります。

クレジットカードならそうなっています。そのうち、銀行口座や戸籍、医療情報までもひもづいていく、マイナンバーカードを持つリスクが大きいと考える人には、持たないという選択肢が用意されることであります。

マイナ保険証の登録解除の不可について、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

既に、マイナ保険証として登録いただいている方が、登録を解除することができるかとの御質問とお伺いしましたが、現状では市町村窓口で、本人の意思に反して誤って利用登録がなされた等の一部の例外を除きまして、原則解除できないものとなっております。

しかしながら、厚生労働省が8月4日付で公表いたしました、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会の最終取りまとめによりますと、マイナ保険証の利用登録の解除につきまして、任意で行うことができるように、システム改修を行う対応案が示されておりまして、今後の国の状況を注視してまいりたい、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 持たないことによって、大きなデメリットが生じるような制度にすることは、仕方なく持たざるを得なくなる人が大量に出るという制度設計は、根本的に間違っているのではないかと思います。今の御答弁をいただきましたことで、少し安堵をいたしております。

再質問でございます。

登録はしたけれども、使いたくないとの声がありますが、従来の紙の保険証を使用となりますでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

登録をしたが、健康保険証として利用したくない、こういう方につきましては、来年度のマイナンバーカードと健康保険証が一体化になった後につきましても、資格確認書の交付が申請により可能となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） マイナーカードを保険証として利用するには、事前にマイナポータルでの登録が必要となります。登録時に設定した4桁の暗証番号を忘れたため、連続して3回間違えるとロックされ、利用できなくなります。

自治体窓口で、ロック解除と初期化の申請となりますが、本人が窓口に行かなければならなくなり、そのため、申請漏れによって、無保険者が急増するおそれがあります。

その対応はどう考えているか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

例えば、暗証番号を忘れてしまった、またカードを紛失してしまった、こういったケースがあると思います。条件であったり、場面に応じまして、市民課にお問い合わせをいただきまして、こちらの方で御案内、または対応をさせていただきたい、このように考えてございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） マイナンバーカードと保険証をひもづけた場合の有効期限をお聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

マイナ保険証として利用する場合の有効期限の御質問ですが、マイナ保険証につきましては、保険資格とマイナンバーカードを一体化させるものでございまして、マイナ保険証自体に有効期限があるものではございませんが、マイナ保険証のもととなりますマイナンバーカードの有効期限が、18歳以上の場合は、発行から10回目の誕生日まで、18歳未満の場合は、発行から5回目の誕生日までとなっております。

また、マイナンバーカードを保険証として利用するために必要な、利用者証明用電子証明書の有効期限は、年齢に関わらず、発行から5回目の誕生日までとなっております。

なお、電子証明書の有効期限の2か月から3か月前をめどに、更新の御案内を郵送させていただきますので、対象となる方におかれましては、更新忘れのないよう御留意いただければと存じます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 確認をさせていただきます。

例えば、マイナンバーカードの有効期限は10年とお聞きをいたしました。それで、例えば2016年にマイナンバーカードを取得し、2

2年にマイナ保険証を取得した人は、2026年にマイナンバーカードを取得し直し、さらに2027年にマイナ保険証を取得し直すことになるのでしょうか、これでよいのでしょうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

現行の保険証が廃止された以降に、マイナンバーカードが何らかの理由により、マイナ保険証が使用できない期間に医療機関を受診する場合と併せまして、お答えをさせていただければと存じます。

こういった場合は、被保険者からの申請により保険者が資格確認書を交付することで、医療機関での被保険者資格を確認することが可能になります。資格確認書の運用について、現状では、具体的には示されておりませんが、今後の国の状況を注視する中で、市民の皆様にも広報してまいりたいと考えております。

なお、マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が経過した場合、カードを紛失された場合等もそうでございますけれども、電子証明書の発行手続やカードの再発行の方法について、先ほどではございませんが、御案内をさせていただきたいと存じますので、市民課まで御連絡をいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） ちょっと例を挙げましたけれども、例えば、2016年にマイナンバーカードを取得しました。次のマイナ保険証を、マイナンバーカードを取るのは2026年でよろしいでしょうか。

2016年に取りましたので、2026年にマイナンバーカードの取得し直しで、よろしいでしょうか。10年とお聞きしましたので、よ

ろしいですか。

それで、マイナ保険証は5年とお聞きしましたので、マイナ保険証は、2022年に取ったとすると、マイナ保険証は2027年ということでしょうか。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

先ほどの答弁を、再度お答えをさせていただく形が適切ではないかと思っておりますので、再度、お答えをさせていただきます。

マイナ保険証につきましては、保険資格とマイナンバーカードを一体化させるものでございまして、マイナ保険証自体に有効期限があるものではございませんけれども、ただ、議員も御指摘のように、マイナ保険証のもととなりますマイナンバーカードの有効期限が、18歳以上の場合、発行から10回目の誕生日まで、18歳未満の場合、発行から5回目の誕生日までとなっております。

また、マイナンバーカードを保険証として利用するために必要な利用者証明用電子証明書の有効期限が、年齢に関わらず発行から5回目の誕生日までとなっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 次へまいります。

情報サービスについて、お伺いをいたします。マイナ保険証なら、個人の医療情報をさかのぼって見られるので、いつでもどこでも、適切な病院で、適正な治療が受けられると、強調する意見も見かけますが、マイナ保険証は、医者のカルテともつながっていません。実際は限定されたものとなっているのではないかと、説明を求めます。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答え

いたします。

マイナ保険証のメリットといたしまして、お答えをさせていただきます。

マイナ保険証のメリットの一つといたしまして、本人が同意すれば、健診情報や薬剤情報が、医師等と共有できることがございます。

御本人に同意をいただくことで、過去の医療情報や健診情報を、医師等が閲覧することが可能となり、より適切な医療につながるものとされております。

また、今後、電子処方箋が普及していくことで、複数の医療機関や薬局において、リアルタイムでの処方や調剤情報の共有が可能となり、多剤重複投薬や飲み合わせの悪い薬の処方などが避けられまして、質の高い医療の実現が可能となるとされてございます。

医療機関や薬局にとりましては、患者さんから、問診票等で聞き取る以上に、より正確な情報に基づき、適切な医療を効果的に提供することができると期待されてございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 適切な医療が受けられると伺いましたけれども、内容が限られていますので、薬なども令和3年9月以降に診療をしたものに限られていますので、今のところ、3年分の情報しか見られない。しかも、1か月遅れとなっておりますので、これなら、お薬手帳が、リアルタイムで役に立つのではないかと思います。

次へ進みます。

マイナ保険証の窓口負担について、お聞きいたします。

4月から、マイナ保険証の利用が始まっています、マイナ保険証が使える医療機関では、使えない医療機関に比べて、窓口で自己負担が6円高くなっていて、マイナ保険証に対応している

医療機関で、紙の保険証を出すと、初診負担は反対に12円の上乗せになっています。調剤も上乗せされます。

マイナ保険証に対応していない医療機関では、こうした窓口負担はありません。マイナ保険証は、国が進めるデジタル化の一環であります。デジタル化は生産性が向上する、業務効率情報の管理共有が簡単になるなど、コストダウンにつながるはずなのに、わずかとはいえ、患者負担が増えるのは、おかしいのではないかと思います。

なぜか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

議員からも、初診・再診料等の御説明ございました。オンライン資格確認を導入いたしました医療機関における初診・再診料の加算につきまして、厚生労働省のホームページによりまして、マイナ保険証のメリットとして、医療の質が向上することを評価してなされる加算とされてございました。

なお、診療報酬につきましては、厚生労働大臣が、中央社会保険医療協議会への諮問、答申を経まして、決定することとなっておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 了解いたしかねますけれども、もう次へ進みます。

施設利用者等のマイナ保険証の保管について、お伺いをいたします。

マイナンバーを利用できる主体は、行政機関や雇用主など、法令に規定された主体に限られており、そうでない主体が、カードの裏面をコピーするなどにより、マイナンバーを収集、保管することはできません。

介護施設や高齢者施設の入居者の多くは、こ

れまで大方の施設が、保険証を保管していた実態があります。

様々、ひもづいたマイナンバーカードを、代理人に預けるわけにはいかなくなる、この問題の対応をお聞きいたします。

○議長（川村三千代君） 市民課長。

○市民課長（岡本 武君） 市民課長、お答えいたします。

現行の保険証が廃止された際に、考えられる課題といたしまして、老人ホームなどの入居者を含めた要配慮者のマイナ保険証の管理に係る不安が考えられてございます。

令和5年8月8日のマイナンバー情報総点検本部会議資料によりますと、マイナ保険証を保有していない全ての方に対して、申請によらず、資格確認書を交付するとともに、マイナ保険証を保有している方にも、申請により資格確認書を交付することとされております。

また、要配慮者等で継続的に資格確認書の交付が必要と見込まれる場合、更新時に申請の必要がない旨が示されてございます。

一方、暗証番号の設定や管理に不安がある方の負担軽減のため、希望する方を対象といたしまして、暗証番号の設定を不要とし、カードに搭載された利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を、機器による顔認証、または目視による顔認証に限定した顔認証マイナンバーカードにつきまして、12月15日から導入をされる予定となっております。

なお、顔認証マイナンバーカードで利用できるサービスは、健康保険証としての利用及び券面の顔写真や記載事項を用いた本人確認書類としての利用が挙げられますが、利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を、顔認証または目視に限定をしているため、住民票等のコンビニ交付でございましたり、その他のオンライン手続など、暗証番号の入力が必要なサー

ビスが利用できないこととなっております。

マイナ保険証につきまして、個々の状況に丁寧に対応するため、取組が進められておりまして、国の動向に注視する中で、必要な対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 関係者の方は、皆さんこの御答弁をお聞きいただいて、安心されたことではないかと思えます。

次、健康保険証廃止アンケートについて、お聞きをいたします。8月紙面に、紙の保険証を予定どおり廃止すべきかと、また問題続出の中、信用性が低いまま進めてよいか等の選択肢の首長アンケートがございました。

予定どおり廃止すべきと、7市町村の中に当市はありました。補助金やマイナポイントを強引にし、その上問題が起きて信頼も安心もないなど、廃止、延期等の声があったにも関わらず、廃止や延期を選択したのは、20市町村ありました。

全国調査で、来年の紙の保険証の反対は、7割強、廃止であります。多くの国民が反対しているということです。

紙の保険証を予定どおり廃止、これは3割でした。紙の保険証を予定どおり廃止するという当市は、この選択した理由をお聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これまでの答弁のように、マイナンバーカードを健康保険証として利用することにより、複数の医師や薬剤師が、患者の診療情報などを共有し、データに基づく最適な医療が提供されるなど、マイナンバーカードと健康保険証の一体化には多くの利点が挙げられます。

また、マイナ保険証をお持ちでない方や、マ

イナ保険証をお持ちであっても、配慮が必要な方には、資格確認書が交付されることとなっており、課題に対して様々な対応がなされているところでございます。

よりよい医療の実現のため、本市といたしましても、現在の方向性で実施できるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えておりまして、紙の保険証がなくなって何が困るのか、その点についても、議員の考え方を少しお聞かせ願えればというふうに思ったところでもございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 質問でしょうか、市長。そのままよろしいですか。

私の意見としては、紙の保険証は、なくしてはいけないということです。国民の多くの7割が反対しています。国民皆保険制度を、マイナンバーカードにくっつけることは、必要ないと思います。

以上です。

次へまいります。

令和2年、10万円給付のオンライン申請について、お聞きをいたします。

多様な給付を行うため、全ての国民に行政からの様々な給付を受け取るために利用する口座情報とマイナンバーを付番して、登録するための制度を政府提出法案として、準備を進めていますが、給付を図るために、こうしたマイナンバーと給付口座とをひもづけた。

これが本当に、ひもづけることが必要か。個人情報重要な部分なので、お聞きをしたいと思います。

令和2年の10万円定額給付金の申請が、住民から役所に返送があると、役所のほうは、振込口座先を添付された預金通帳やキャッシュカードと照らし合わせ、間違いがなければ、振り込みのデータを金融機関に送ることで、振り込

みは行われています。

ここまで、マイナンバーは一切使われていません。マイナンバーと給付口座をひもづけておけば、行政からの様々な給付が、速やかに、迅速な給付ができるというのが、給付にはマイナンバーは使われているのか、こうしたひもづけは、本当に必要かどうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

令和2年4月の特別定額給付金におきましては、国の定める事務要領に基づきまして、紙の申請とオンラインの申請を併用して受付を行いましたけれども、当時、本市のマイナンバーカードの取得率は9.2%と低く、ほとんどが紙による申請となっておりますけれども、マイナポータルを活用して、申請された方が、ごくわずかですけれどもおられました。

その点につきましては、マイナンバーカードの制度が活用されたと考えております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） マイナンバーが使われてなかったというのは、確かによろしいですか。

ちょっとそのあたり、確認をします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、川田議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバー制度を活用しまして、マイナポータルによって申請をされた方がおられましたので、その部分につきましては、活用されたのではないかと考えております。

給付につきまして、お答えをいたします。

当時、マイナンバーカードは、給付口座とひもづけされておりましたので、給付に当たりましては、紙の申請と同様の事務処理を経て、給付を行っております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 確認をします。

行政が送ってきた申請書を住民は返送します。そのときにも、マイナンバーは使われてないですよ。

マイナンバーと給付口座をひもづけておけば、行政からの速やかな給付が迅速にできると言われますが、給付にマイナンバーは使われていませんでしょうか。

本当に、マイナンバーとのひもづけは必要でしょうか、お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、川田議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーの口座ひもづけは、令和5年1月から本格運用されておりますので、当時はひもづけされておりましたので、マイナンバーは活用されておられません。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） すみません、もうちょっと詳しく、ちょっと聞こえなかったのでお願いします。

○議長（川村三千代君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（畠中健一君） 福祉事務所長、川田議員の再質問にお答えいたします。

マイナンバーの口座ひもづけが本格運用されましたのは、令和5年1月でございましたので、当時、特別定額給付金のときにはひもづけをされておりましたので、そういう意味では、マイナンバーは活用されていないということになると思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） パソコンのオンラインでも混乱はいたしました、当市でも若干ある

とお聞きしましたけれども、この場合も、マイナンバーは使われたでしょうか。お聞かせください。

○議長（川村三千代君） 市長。

○市長（中平富宏君） 反問という形で、ちょっと質問をさせていただきます。

パソコンというのは、オンライン申請のことでしょうか。

それから、先ほど、このマイナンバーを活用すれば、早く給付ができるかという質問もあつたんですが、今後の話なのか当時の話なのか、そのあたりが少し質問者と執行部のほうの答弁が食い違っているようでありますので、そのあたりを少し詳しく質問していただければ、また丁寧に答弁をさせていただきたいと思っておりますので、その点、お願いをいたします。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 簡単に申し上げます。

ずっと、さっきから言っています。マイナンバーと給付口座をひもづけておけば、速やかな給付ができると言われております。給付にマイナンバーは、使われていますかということです。

オンラインの場合は、マイナンバーカードは、ICチップに記憶されている電子証明書を使うでしょうけれども、ここにマイナンバーが使われますでしょうか、どうでしょうかということをお聞きしたいわけです。

オンライン申請も、行政から送ってくる給付の場合も、マイナンバーは使っていない、マイナンバーは利用してないと。それぞれ、やりとりの中で確認をしておりますので、金融機関とか、行政が確認をしていく。オンラインの場合は、確認を行政がしていますので、マイナンバーは使っていないことになっていきますと、私は思っています。

市民にとって必要なことは、正しく知ることです。制度をよく理解するためにも、市民を付

番する真の目的は何か、しっかり考えながら進むことではないかと思っております。

次に、ガバメントクラウドについて、お聞きをいたします。

マイナンバーシステムを軸にしたデジタル社会を目指す計画は、他国のように、アナログシステムをデジタル化するという技術革新とは根本的に違います。

日本政府の中枢情報を管理するコンピューターシステムは、アメリカ製ガバメントクラウドにひもづけ、全省庁の根幹を握るのは、アメリカ製ガバメントクラウドを大本のシステムと知ってのことでしょうか。

もしそうなら、奨励はできないはずであります。個人情報と他人とひもづけた健康保険証が使えないと、大きく取り上げたメディアも、その陰で、米国製クラウドへの個人情報をひもづけていく危険性については、全く指摘していません。

マイナンバーカードを持つか持たないか、個人の自由となっているのが、紙の保険証廃止という強硬策であります。

お聞きをいたします。

政府は、自治体ごとに対応していたデータ管理システムを一元化するとし、どこの市町村に行っても、共通の基盤をつくるとした、原則、令和7年度、2025年度末までに移行する準備を進めているガバメントクラウドの仕組みについて、お聞きをいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、川田議員の一般質問にお答えいたします。

ガバメントクラウドは、国の全ての行政機関や地方自治体が、共同で行政システムを、クラウドサービスとしてできるようにしたIT基盤でありまして、政府共通のクラウドサービスの利用環境のことを指します。

従前、行政機関や各自治体は、独自に業務システムを開発・運用しており、そのために、団体ごとにサービスやセキュリティー、システムにばらつきが発生するなどの課題や、各団体がそれぞれシステムの保守、監視運用を行わなければならないなどの課題、法改正などの対応で、同じメーカーのシステムであっても、それぞれに改修が必要であり、重複投資が発生するなどの課題がありました。

そこで、政府が行政システムについて基準を定め、共通化・標準化した上で、クラウド上の基盤にシステムを構築し、監視運用が行える環境を構築することで、政府全体としての管理レベルの向上、品質の底上げ、省力化、インフラコストなどの削減につなげようとするものです。

全ての市町村が、住民票や地方税など、標準的な20の業務システムについて、2025年末までにガバメントクラウドに移行することとされておりまして、本市におきましても、現在、ガバメントクラウドの移行に向けて、作業を実施しているところであります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） このガバメントクラウドの製造、販売元として、政府が選択したのはどこでしょうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

質問につきましては、現時点でのクラウドサービス認定事業者についてお答えさせていただきます。

ガバメントクラウドにつきましては、デジタル庁において、ガバメントクラウド整備のためのクラウドサービスを公募しており、2021年10月に、米アマゾン社のアマゾンウェブサービス、並びに米グーグル社のグーグルクラウ

ドプラットフォームが認定され、続いて2022年10月に、米マイクロソフト社のマイクロソフトアジュール、並びに米オラクル社のオラクルクラウドインフラストラクチャーが認定されました。

従来の公募におきましては、約300の技術要件を1社で満たす必要があり、アマゾンやグーグルなど、米IT大手に規模で劣る国内事業者では対応が難しく、国内事業者の参入はされておりました。

しかしながら、クラウドの国産化を求める声を受け、1社で全要件を満たすということから、複数社のクラウドサービスなどを組み合わせたり、サードパーティー製ソフトウェアを利用したりすることで、求める機能を提供できれば応募可能ということに、要件緩和がされたことから、本年11月には、さくらインターネット株式会社が提案する、さくらのクラウドが認定され、計5社の事業者が、クラウドサービス認定事業者となっております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 政府情報をひもづけていく。その大本が、アメリカ製が4社、日本製が最近、入ってまいりまして、今、言われましたように、これは本当に最近なんですよ。2023年11月28日ですので、国内で初めて選定されましたのは、国際情勢の緊迫化などを背景に、そういう1社、日本製が入ったものではないかと思われまして。

そういうクラウドにひもづけていく動きを、市民に説明責任が行政にあるのではないかと思います。これについてお伺いをいたします。

○議長（川村三千代君） 企画課長。

○企画課長（上村秀生君） 企画課長、お答えいたします。

このガバメントクラウドの認定事業者につい

ての説明でございますが、議会で説明という形で、今もこうした形で皆様に伝わったかと思えますので、皆様も御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 行政にとっては、マイナンバーカード、マイナンバーでひもづけていくことは、メリットがあるかも分かりませんが、国民側からは、税金が徴収されやすくなるというもので、便利になるというものではないのではないか。

誰ひとり取り残さない、ひもづけではないかと私は考えます。

これ以上、ひもづけ範囲が拡大した状態で、子供や高齢者が紛失したら、犯罪に使われたり、突然、病院にかかれなくなる危険性もあります。一人一人の状況に応じたサービスが、低コストで提供し、誰ひとり取り残されることなく、多様な幸せが実現できる社会を目指すべきではないかと考えています。

次に、新型コロナ関連のワクチンについて、お聞きをいたします。

コロナ関係は、全てお金でつくられていたと、大方の方が気づいていると思います。

2021年1月25日、予防接種室の情報では、ワクチン接種は、都道府県や市町村でなく、医師会が取りまとめをしました。行政機関ではないのはなぜでしょう。委託契約について、グループを集合契約方式としたのはなぜでしょう。これについても、大きな利権が生まれました。

コロナ元年は人が死なず、超過死亡は発生せず、コロナ関連のウイルスは喉風邪で、オミクロン株など、どんどん弱くなり、変異してワクチンの必要性は全くなかったが、今、7回目の接種が続いています。

……………（発言一部取り消し）……………

..... (発言一部取り消し)

当市も大規模接種による有益な効果を示す証拠があるのか、あるなら示してもらいたい。死者数は接種回数に、短期では死亡はグラフで見えますが、遅延性、蓄積性があることから、経年を見ていくことが重要であります。

初めから、mRNAワクチンは危ないと言っていました。

また、DNA汚染の論文も、今、出されています。接種最初の頃は、体内に入るとすぐ分解され、出ていくと言われました。しかし、DNA汚染もされているとなると、話は違ってきます。

高知大学で、スパイクタンパクが6か月後もあったと発表があったことから、およその検討はついていました。

行政が言っていた、分解され、排出されるは事実ではないとなります。

厚労省が令和5年7月28日、ワクチン副反応検討部会の発表がありました。要因は特定しないが、243万人、接種後死亡とあるのに、2,000件の把握しかないと、全くあてにならず、副反応報告を接種医や解剖医が阻止するケースがあり、報告制度は破綻していると言われています。

実質は、報告された数字の50倍から100倍して、本当の薬害の数字になると言われています。

..... (発言一部取り消し)

○議長 (川村三千代君) 休憩にいたします。

午前11時06分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長 (川村三千代君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

川田栄子君より、会議規則第65条の規定により、発言取消の申出がありますので、この際、これを許します。

9番川田栄子君。

○9番 (川田栄子君) 先ほどの私の一般質問の中で、表現が不適當なところ、また誤った内容の発言がありましたので、「続いています。」の次から、「当市も大規模接種による」の前までの発言について、取り消しをお願いいたします。

○議長 (川村三千代君) お諮りいたします。

ただいまの発言取消の申し出を許可することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 (川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、川田栄子君からの発言取消の申出を

○9番（川田栄子君） 了解いたしました。

今回、複数の選挙であったことから、投票所正面には知事候補、側面に市長候補がありました。

用紙はそれぞれにもらいましたが、この用紙の候補は正面で、またこの用紙の候補は側面にあるとの声かけが必要な住民もあったと聞いております。少し戸惑ったという人もおられます。

字を正確に見るには、確認も必要とします。仕事柄、字を間違えたくないとしている方もいらっしゃると思います。

また、高齢者は、記憶がすぐ落ちる方は、字を見ることで補えるとなります。

権利を行使する住民への合理的配慮は、どこまでも親切であるべきと思います。このことについて、お聞きをいたします。

合理的配慮はあったかどうか、教えてください。

○議長（川村三千代君） 選挙管理委員会事務局長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（桑原一君） 選挙管理委員会事務局長、お答えをいたします。

今回、平成15年以来の高知県知事選挙と宿毛市長選挙の同時選挙になりました。そのため、今回の高知県知事選挙及び宿毛市長選挙においては、高知県の選挙管理委員会が、投票や開票の順序を告示するという事になっておりましたので、知事選挙の投票を先にしまして、次に市長選挙の投票をすることと決められております。

投票所によっては、高知県知事選挙と市長選挙の記載台を分けて、配置するような対応をできたところもありますが、スペースの関係で、多くの投票所では、1台の記載台で記載をしていただくということになっておまして、その場合におきましては、正面に知事選挙の氏名掲

示を行い、左側面に市長選挙の氏名掲示を行うとされておりますので、そのような取り扱いで行っております。

もちろん、議員がおっしゃるように、知事選挙の投票用紙を渡すときには、知事選挙は正面に貼っております。市長選挙の投票を行うときには、記載台の左側に貼っておりますということを、必ず口頭で説明した上で、投票用紙を渡しているということで取り扱いをさせていただいております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） この際、休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

-----・-----・-----

午後 3時43分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

先ほど、川田栄子君の一般質問における発言の中で、「それでは、先ほどの続きになりますけど」から、「私は許せないと思っています。」までの発言については、議長において、不穏当なものであり、誤りもあると認めますので、川田栄子君に取り消しを希望いたします。

9番川田栄子君。

○9番（川田栄子君） 私は、取り消しをいたしません。

○議長（川村三千代君） 川田栄子君において、取り消しをされないならば、議長は川田栄子君に取り消しを命じます。

地方自治法第129条及び会議規則第87条の規定により、川田栄子君の、「それでは、先ほどの続きになりますけど」から、「私は許せないと思っています。」までの発言については、会議録に記載しないことに処置いたします。

この際、申し上げます。

ただいま川田栄子君の発言は、議長において取り消しを行いました。川田議員におかれましては、先ほども、質問に対する注意を行いました。再三にわたって議長の命令に従わず、議会の秩序を著しく乱したことから、地方自治法第129条第1項の規定により、本日の会議が終わるまで、発言を禁止いたします。

これにて、川田議員の一般質問を終結いたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時57分 再開

○議長（川村三千代君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第21号までの21議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、最初の質疑通告者は川田栄子君となっておりますが、同君は、地方自治法第129条第1項の規定により、質疑の通告は効力を失いました。

11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） お疲れさまです。11番、高倉でございます。質疑いたします。

4項目にわたっていたします。よろしくお願いいたします。

1項目め、議案第2号別冊、一般会計補正予算（第8号）、6ページ、第2表繰越明許費、第9款教育費、第2項小学校費、西地区学校基本計画策定事業1、833万7,000円について、内容をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教

育次長兼学校教育課長、高倉議員の質疑にお答えいたします。

議案第2号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）。

6ページ、第2表繰越明許費、第9款教育費、第2項小学校費、事業名、西地区学校基本計画策定事業1、833万7,000円について、お答えいたします。

今回の繰越明許費と合わせまして、同議案の36ページ、第9款教育費、第2項小学校費、1目学校管理費、12節委託料、西地区学校基本計画策定業務委託料1、182万7,000円の増額をさせていただいておりますので、併せて御説明させていただきます。

今議会の今城議員、井上議員からの一般質問でお答えいたしました。西地区の学校基本計画策定業務委託料につきましては、当初予算で651万円を計上しておりましたが、入札不調となっております。

聞き取りを行ったところ、技術者の単価が昨年度から増額していること、複数の造成、配置計画の検討を行う必要があること、ワークショップの開催を行うこと、また、建築、造成の技術者の両方を要する必要があることなどから、再度算定を行いましたところ、当初予算を大きく上回る1,833万7,000円の事業費が必要となりました。

そのため、今回の補正予算を計上させていただいているものでございます。

事業内容といたしましては、条件の整理、改築コンセプトの検討、造成計画案の検討、配置計画案、施設内容及び施設規模の検討、ワークショップの実施、概算工事費の算定等を行うこととしております。

また、事業期間が、今回の補正に合わせまして伸びますので、令和6年度にわたることから、事業費全額を繰越明許費として予算計上したも

のでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 了解いたしました。

次に、2項目めにまいります。

同じく2号別冊、一般会計補正予算（第8号）、8ページ、第3表債務負担行為補正、新たな管理型産業廃棄物最終処分場整備に係る市町村負担金2,727万4,000円以内について、内容をお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

議案第2号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、8ページ、第3表債務負担行為補正、新たな管理型産業廃棄物最終処分場整備に係る市町村負担金、限度額2,727万4,000円以内につきまして、御説明をさせていただきます。

本負担金は、高岡郡佐川町に建設中の管理型産業廃棄物最終処分場の整備に係る宿毛市負担金の追加分となります。

当初の設計計画では、令和7年3月末の完成を見込んでおりましたが、コロナウイルス感染拡大の影響で、設計書の作成等などに時間を要したことから、令和7年8月末の完成見込みと工事の期間が変更となっております。

今回、処分場南側の掘削後の斜面におきまして、スレーキングが原因の崩壊が発生しまして、のり面保護等の追加工事が必要となったことなどに伴いまして、全体工事費の増額に伴い、宿毛市負担金の増額と工期の延長が必要となりましたので、令和9年度末までの期間で、債務負担行為を追加計上させていただいたものでございます。

なお、令和3年12月議会及び令和4年6月議会におきまして、それぞれ最終処分場整備に

係る市町村負担金に係る債務負担行為を計上させていただいておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 了解いたしました。

次に、3項目め、同じく2号別冊、一般会計補正予算（第8号）、8ページ、第3表債務負担行為、宿毛市総合運動公園陸上競技場改修工事費3億2,718万2,000円の内容についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、高倉議員の質疑にお答えします。

議案第2号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、8ページ、第3表債務負担行為補正、宿毛市総合運動公園陸上競技場改修工事費3億2,718万2,000円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内の工事内容について、説明いたします。

当工事は、宿毛市総合運動公園の陸上競技場を3種公認競技場として更新することを目的とするもので、主に南側と北側で発生している地盤沈下とレーンの距離を改善し、3種公認の要件とされる、1周400メートル4センチ以内のレーンへ再生するものです。

施工内容につきましては、各構造物の撤去から始まり、再設置まで50工種ほどございますが、地盤沈下の発生している範囲においては、舗装、縁石のほか、レーンの内側にある排水路、ハンマー投げ、砲丸投げサークルなども撤去し、基盤高や距離を修正した後、各施設を再設置いたします。

また、地盤沈下の見られていない範囲についても、レーンがつぎはぎ状にならないよう、表面のウレタン舗装を切削し、高さ調整した範囲と一体的に仕上げることでございます。

陸上競技場の舗装は、一番下層にアスファル

ト舗装、その上にゴムチップ舗装、その上にウレタン舗装という3層構造になっておりますが、ゴムチップ舗装やウレタン舗装は、通常の舗装では行われていないクッション性のある特殊舗装になっておりまして、これらの舗装に係る費用が、全体工事費の大半を占めております。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 一つ、再質疑をさせていただきます。

お聞きしましたら、なかなか大変な工事のようですので、外での作業でございます。天候などに左右されて、期日までに間に合いますか。失礼な言い方ですけれども、その点、ちょっと心配します。

○議長（川村三千代君） 都市建設課長。

○都市建設課長（小島裕史君） 都市建設課長、再質疑にお答えいたします。

陸上競技場は、今年12月6日で、3種公認の有効期限を迎えておりますが、現在は更新手続の猶予を1年間与えていただける、延期願を提出しておりますので、令和6年12月6日までに公認検定を受ければ、新規公認扱いではなく更新扱いとして、検定を受けることができます。

工期につきましては、先ほどお答えしたように、特殊な工事内容が多いため、コンサルタントや専門業者へ想定される工事期間を聞き取りしたところ、8か月必要とのことでありますので、今年度中に、入札から契約までの手続を行い、工事は令和6年4月から11月までの8か月を計画しております。

工事中に変更事案が発生し、工期延期せざるを得なくなるケースも想定されるところであります。12月6日を過ぎますと、比較的簡易に進められる更新検定ではなく、新規公認検定になってしまいますので、更新検定を受けるこ

とができるよう、11月末の完成を目指してまいります。

以上でございます。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 安心いたしました。きれいな競技場を、楽しみにいたしております。

次に、4項目め、令和5年度新規事業等調査表、第9款第1項2目、学校教育課の学校・保護者連絡アプリ導入事業119万4,000円の内容についてをお伺いいたします。

○議長（川村三千代君） 教育次長兼学校教育課長。

○教育次長兼学校教育課長（和田克哉君） 教育次長兼学校教育課長、高倉議員の質疑にお答えいたします。

高倉議員からは、新規事業等調査表で質問いただきましたが、予算計上につきましては、議案第2号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、9ページの第3表債務負担行為補正、学校・保護者連絡アプリ使用料、期間、令和6年度、限度額、108万5,000円に消費税及び地方消費税を加えた範囲内で計上させていただきますので、御説明させていただきます。

この補正につきましては、令和6年度から、学校と教育委員会から保護者へ連絡を行うためのシステムアプリの導入に向けまして、契約事務を行うため、補正予算として計上したものでございます。

このアプリを導入いたしますと、これまで紙で子供を通じて配布していましたが、学校から家庭のお便りなどを電子化することによりまして、直接、保護者へ配布することができることや、教育委員会や学校から家庭へ緊急連絡などが容易に行われるようになります。

また、保護者から学校への欠席、遅刻などの連絡など、アプリを通じて行うようになります。

このアプリの導入につきましては、学校、保護者にとりまして、非常に利便性が高くなるため、アプリの導入につきましては、市のPTA連合会、市の校長会からも要望があったものでございます。

予算を議決いただきましたら、契約事務を行いまして、令和6年度当初から運用を予定しているところでございます。

以上です。

○議長（川村三千代君） 11番高倉真弓君。

○11番（高倉真弓君） 次年度にもアプリの見込みの金額がございましたので、ぜひ有効な執行をお願いいたしたいと思えます。

各項目、担当課長の適切、丁寧な御答弁を賜り、ありがとうございました。

これで質疑を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号」については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第2号から議案第21号まで」の20議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、12月14日、12月15日、12月18日及び12月19日は休会いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、12月14日、12月15日、12月18日及び12月19日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

12月14日から12月19日までの6日間は休会し、12月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時13分 散会

議案付託表

令和5年第4回定例会

| 付託委員会 | 議案番号 | 件名 |
|---------------------------------|--|---|
| <p>予算決算 常任委員会 (10件)</p> | <p>議案第2号 議案第3号 議案第4号 議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号 議案第11号</p> | <p>令和5年度宿毛市一般会計補正予算について 令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について 令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について</p> |
| <p>総務文教 常任委員会 (6件)</p> | <p>議案第13号 議案第14号 議案第15号 議案第16号 議案第17号 議案第18号</p> | <p>宿毛市個人番号カードの利用に関する条例の制定について 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について</p> |
| <p>産業厚生 常任委員会 (4件)</p> | <p>議案第12号 議案第19号 議案第20号 議案第21号</p> | <p>宿毛市の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について 宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について</p> |

令和5年
第4回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第16日（令和5年12月20日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第21号まで

（議案第1号、討論、表決）

（議案第2号から議案第21号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 委員会調査について

第3 意見書案第1号 ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な
診療上の評価等を求める意見書

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第21号まで

日程第2 委員会調査について

日程第3 意見書案第1号

3 出席議員（14名）

| | |
|--------------|---------------|
| 1番 井上 将 君 | 2番 浦尻 学 典 君 |
| 3番 小谷 翔 太 君 | 4番 川村 圭 一 君 |
| 5番 東 新 君 | 6番 今城 隆 君 |
| 7番 堀 景 君 | 8番 三木 健 正 君 |
| 9番 川田 栄 子 君 | 10番 川村 三千代 君 |
| 11番 高倉 真 弓 君 | 12番 野々下 昌 文 君 |
| 13番 松浦 英 夫 君 | 14番 寺田 公 一 君 |

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

| | |
|------------------|---------|
| 事務局 長 | 黒田 厚 君 |
| 次長兼庶務係長 兼調査係長 | 中平 純 君 |
| 議事係 長 | 桑原 美穂 君 |
| 庶務係 主任 | 宮本 恵里 君 |

6 出席要求による出席者

| | |
|-------------------------------|-----------|
| 市 長 | 中 平 富 宏 君 |
| 副 市 長 | 岩 本 昌 彦 君 |
| 企 画 課 長 | 上 村 秀 生 君 |
| 総務課長兼 選挙管理委員会 事務局 長 | 桑 原 一 君 |
| 危機管理課長 | 有 田 巧 史 君 |
| 市 民 課 長 | 岡 本 武 君 |
| 税 務 課 長 | 朝比奈 淳 司 君 |
| 会計管理者兼 会 計 課 長 | 佐 藤 恵 介 君 |
| 健康推進課長 | 松 田 まなみ 君 |
| 長寿政策課長 | 谷 本 裕 子 君 |
| 環 境 課 長 | 谷 本 和 哉 君 |
| 人権推進課長 | 川 村 志 保 君 |
| 産業振興課長 | 岩 本 敬 二 君 |
| 商工観光課長 | 長 山 敏 昭 君 |
| 土 木 課 長 | 太 田 芳 宏 君 |
| 都市建設課長 | 小 島 裕 史 君 |
| 福祉事務所長 | 畠 中 健 一 君 |
| 水 道 課 長 | 宮 本 潤 君 |
| 教 育 長 | 鎌 田 勇 人 君 |
| 教育次長兼 学校教育課長 | 和 田 克 哉 君 |
| 生涯学習課長 兼 宿 毛 文 教 センター所長 | 中 平 成 也 君 |
| 学 校 給 食 センター所長 | 平 井 建 一 君 |

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（川村三千代君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第21号までの21議案を一括議題といたします。

これより、議案第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号」は、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第2号から議案第21号までの20議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。本委員会に付託されました「議案第2号から議案第11号まで」の10議案について、審査の概要とその結果を御報告いたします。

議案の審査に当たりまして、効率的な審議を行うため、本委員会を2つの分科会に分け、12月14日、15日の2日間にわたり審議を行いました。

その後、12月19日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会主査の審議経過の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本

委員会に付託されました議案10件につきまして、原案を適当と認め、可決するものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第2号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、9ページ。第3表、債務負担行為補正、事項、学校・保護者連携アプリ使用料、期間は令和6年度とし、限度額108万5,000円に消費税及び地方消費税を加えた額の範囲内についてであります。

令和6年度から、教育委員会が小中学校から保護者への連絡を行うためのアプリ導入に向けて、予算計上をするものです。

委員からは、家庭環境によっては、アプリを導入することができない家庭もあるのではないかとの質問があり、執行部からは、アプリとメールでの通知を準備している。また、紙ベースとの併用も想定しているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、家庭により格差ができないように配慮されたい、との意見がありました。

同じく21ページ。第2款総務費、第3項戸籍・住民基本台帳費、1目戸籍・住民基本台帳費、12節委託料、住基システム委託料492万8,000円についてであります。住民票の写しの氏名への振り仮名記載と、マイナンバーカードへの氏名の振り仮名記載及びローマ字表記のために必要な機能の追加について、システム改修委託を行うための予算であります。

委員からは、同姓同名の誤り等への対応について質問があり、執行部からは、氏名だけではなく、性別、住所、生年月日の4情報で照合を行うため、同姓同名の対応はできると考えているとの答弁がありました。

なお、全体的な各課からの燃料費の補正の現状から、委員からは、総務課として、公用車を一括して管理していると思うが、燃料費の高騰等について、予算計上はどうなっているかとの質問があり、執行部からは、公用車の完全一元管理までの移行ができていないため、燃料費については、各課での計上となっているとの答弁がありました。

また、委員からは、庁舎移転後、給油場所が特定されていると聞き、懸念しているが、給油場所の現状はどうなっているかとの質問があり、執行部からは、宿毛石油組合との協議により、市内のほとんどの給油所で、給油可能なチケットを発行しており、利便性が向上しているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、一部の給油所に集中しないように活用することが望ましいとの意見がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第2号別冊、令和5年度宿毛市一般会計補正予算（第8号）、23ページ。

第3款民生費、第1項社会福祉費、2目障害者福祉費、19節扶助費、障害介護給付費等扶助、1,696万7,000円及び障害児給付費扶助、703万1,000円についてであります。

本件は、障害福祉サービス利用者の増加に伴い、上半期の給付費が前年度と比較して、障害介護給付費等扶助は3.5%、障害児給付費扶助は22.9%増加したことから、不足分を計上するものであります。

委員からは、給付費が増加している要因は、どのように捉えているのかという質問に対し、執行部からは、社会福祉協議会や相談支援事業所が、家族から相談を受ける中で、就労継続支援サービスなどの紹介により、サービスにつな

がる流れがあること、また障害児サービスには、相談支援事業所への相談のほか、保護者同士の口コミなどで情報が広がって、適切なサービスにつながっていることが考えられるとの答弁がありました。

同じく23ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、3目老人福祉費、11節役務費、不動産鑑定料146万9,000円についてであります。

本件は、宿毛市中央デイケアセンター及び特別養護老人ホーム千寿園に関する不動産鑑定料であります。現在、両施設は、指定管理者制度を導入していますが、令和6年に千寿園の起債償還が完了することから、本市の行政改革大綱改革プランに基づき、公共施設の処分について検討を行うため、計上するものであります。

委員からは、市としての役割を終えたため、売却を行うのかとの質問に対し、執行部からは、千寿園等が必要でないということではなく、市の行政改革プランの位置づけの中で進めている。売却を行うことになっても、サービス利用者に支障を来すことがないような形を目指す考えであるとの答弁がありました。

委員からは、不動産鑑定料は、どのように費用を算出しているのか、また年度内に完了できるのか、との質問に対し、執行部からは、基本的に建物の面積等で決まるが、千寿園は平成16年に建築しており、当時はプライバシーの確保等がうたわれ、居室や廊下等が広い施設となっている。

また、鉄筋コンクリートでつくられており、耐用年数の半分も経過していないので、ある程度の額が算定されると思っている。また、鑑定は年度内に完了できる見込みであるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、不動産鑑定後のスケジュールについての質問がありました。執行部か

らは、施設の売却について、公募で行う予定となっている。公募で決定できなければ、現在の指定管理を継続するなどの検討が必要となるが、いずれもサービスの継続が条件であるとの答弁がありました。

続いて、24ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費、10目価格高騰緊急支援給付金費、2億6,543万3,000円についてであります。

本件は、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における低所得枠を活用し、低所得者世帯1世帯当たり7万円の給付を行うための予算であります。

本事業に対して、委員からは、給付金支給までのスケジュールはどのように想定しているのかとの質問があり、執行部からは、補正予算審議後、システム改修を行い、対象者の抽出や案内文書の印刷を経て、1月下旬の文書発送を想定している。今回は、口座の振込先を変更される方や、給付金を辞退される方のみ返信してもらう方法を予定しており、2月下旬には、振り込みができる見通しであるとの答弁がありました。

続いて、30ページの第5款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、14節工事請負費、東部農村環境改善センター改修工事費720万5,000円についてであります。

本件は、東部農村環境改善センターの正面玄関上部のガラスの窓枠の一部が、経年劣化により台風時に落下したことから、現在、防護対策としてネットを設置しているが、今後、ガラス窓自体の落下も想定されることから、窓枠を撤去して、ガルバリウム鋼板とする改修工事を行うものであります。

委員からは、今回の改修は、破損部分だけでなく、全体的な改修と捉えているのかとの質問に対し、執行部からは、ガラス窓の上部は全体的に枠がさびており、ゴムなども劣化し始めて

いる部分もある。一時的な補修ではなく、正面玄関上部のガラス窓枠全体を撤去するものであるとの答弁がありました。

委員からは、施設自体の老朽化が進んでいるが、建物全体の改修の予定はないのかとの質問に対し、執行部からは、故障等があれば、その都度、修繕で対応している。

確かに施設は古いですが、建て直しや全面改修などの計画は、現在のところ予定をしていないとの答弁がありました。

続いて31ページ、第5款農林水産業費、第1項農業費、4目農地費、14節工事請負費、農業用施設維持修繕工事費、155万円についてであります。

本工事費においては、平田町のヤイト川に設置している可動堰に関し、上流部に土砂が堆積し、支障が生じているため、堆積土砂の撤去を行う費用が含まれており、委員からは、土砂が堆積している原因は何と考えているのかとの質問に対し、執行部からは、降雨により、土砂が上流から堆積しているものと考えられる。可動堰部分に土がかなり堆積しており、梅雨や台風時期に備えるため、今回、計上したとの答弁がありました。

これに対し、委員から、この場所は、頻回に土砂撤去を行う必要があるのかとの質問に対し、執行部からは、令和4年に県から引き渡しが行われているものだが、土砂が堆積するサイクルを見極めるのは難しいため、日常の巡回パトロールや、情報収集等を行い、土砂撤去の判断をしたいとの答弁がありました。

続いて、32ページ。第5款農林水産業費、第3項水産業費、3目漁港管理費、18節負担金補助及び交付金、県営漁港事業負担金34万円についてであります。

本件は、高知県が実施している鶴来島漁港第1防波堤における耐震事業において、当該海域

で、環境調査が必要な生物の生息の可能性があると判明し、新たに調査を行う必要が生じたことから、事業費の20%を市が負担する費用であります。

委員からは、どの種類が調査対象となっているのか。また、調査結果によって、どのような対応になるのかとの質問に対し、執行部からは、県からウミヒルモという海藻が調査対象と聞いている。調査結果によっては、施工方法や場所等の検討が出てくると考えられるとの回答がありました。

最後に34ページ。第7款土木費、第5項住宅費、1目住宅管理費、10節需用費、市営住宅等修繕料300万円についてであります。

本件は、通常の修繕に加え、老朽化による給湯器やガス風呂釜の取替え、団地内の道路の舗装等、高額な補修が重なったこと、また、想定以上に地域振興住宅、改良住宅への新規入居が相次ぎ、畳の表替えや床の張替え、建物の修繕等に多額の費用を要するなど、今後も一定の修繕が見込まれるため、当初予算920万円に加えて、300万円を計上するものであります。

委員からは、修繕に関わる入居者の費用負担はあるのかとの質問に対し、執行部からは、市が整備した設備等は、全額、市が負担しているため、費用負担はないが、入居者が取り付けた設備については、個人負担になるとの答弁がありました。

さらに、委員からは、築年数が増えるにつれ、修繕等も増えてくると思われるが、市営住宅等の建替えについて、どのような施策があるのかとの質問に対し、執行部からは、本市の市営住宅の多くは、補強コンクリートブロックでつくられており、耐震補強の手法が取れなく、建替えしか方法がない。現在、入居者は年々減ってきており、空き部屋が増えている状況で、非耐震の住宅から耐震性能のある住宅へ引っ越しを

提案し、その費用を補助する施策を行っているとの答弁がありました。

以上で、本委員会に付託されました10議案についての審査結果の報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（寺田公一君） 総務文教常任委員長。本委員会に付託された議案は、議案第13号から議案第18号までの6議案であります。

議案第13号は、宿毛市個人番号カードの利用に関する条例の制定についてであります。

内容につきましては、SUKUMOマイナンバーカード市民カード化構想システム構築業務において、マイナンバーカードのICチップにある空き領域上に、宿毛市独自のIDを設定し、各種サービスのシステムに利用するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第1号の規定により、本条例を制定しようとするものです。

委員からは、保育園児等、マイナンバーカードを常に携帯していない場合や、マイナンバーカードを保有していない場合についての対応について質問があり、執行部からは、マイナンバーカードの保有は個人の選択になっている。マイナンバーカードを保有していない場合は、別のカードで対応できるような運用をとっていく、との答弁がありました。

これに対し、委員からは、マイナンバーカード取得の有無によってのサービスの格差が起こらないように配慮されたい、との意見がありました。

議案第14号及び議案第15号は、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容については、令和5年の人事院勧告によ

り、国家公務員の給与の改定について閣議決定がされたことから、本市においても国に準拠し、期末手当の改定等を行うため、両条例の一部を改正しようとするものです。

議案第16号及び議案第17号は、宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について及び宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

内容につきましては、両条例で読替規定として引用している宿毛市一般職員の給与に関する条例を、議案第14号のとおり改正することに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第18号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令が公布されたこと等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

いずれも担当課から丁寧な説明を受け、慎重に審査した結果、付託された6議案について、いずれも原案を適当と認め、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（堀 景君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案4件についての審査結果を御報告いたします。

議案第12号は、宿毛市の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定についてでございます。

内容につきましては、本市の下水道事業について、経営の見える化による経営基盤の強化が国から求められており、来年度から、下水道事業に公営企業法を適用するため、本条例を制定

しようとするものです。

なお、地方公営企業法の適用方法には、地方公営企業法の財務規定、職員身分、組織体制の3つの範囲を適用する全部適用と、財務規定のみを適用する一部適用の2方式がありますが、先行する水道事業と同様に、全部適用を選択することとしています。

議案第19号は、宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布されたことから、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第20号は、宿毛市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第21号は、宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、議案第12号と同様に、本市の下水道事業に公営企業法を適用するにあたり、所要の改正を行うものです。

以上の議案につきましては、担当課から詳しい説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案4件についての報告を終わります。

○議長（川村三千代君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第21号まで」の19議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第21号まで」の19議案を、電子表決により一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

(電 子 表 決)

○議長(川村三千代君) 表決漏れはありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果を申し上げます。

賛成13名、全員が賛成であります。

よって「議案第2号から議案第13号まで及び議案第15号から議案第21号まで」の19議案は、原案のとおり可決されました。

これより、「議案第14号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

9番川田栄子君。

○9番(川田栄子君) 9番、川田栄子でございます。私は、議案第14号、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ

いて、反対の立場で討論を行います。

行き過ぎた資本主義で格差が開き、日本人は貧しくなりました。25年以上給料も上がらない、経済成長もしないのは、世界で日本ぐらいではないだろうかと言われています。政治が間違っているからではありませんか。

物価高で国民の大半は賃金も上がらず、切り詰めているところに出された政策は、来年1年に限り、所得税を減税というのんきなものであります。国民を助けるのではなく、国民をいじめるごとく、負担を増やしてきました。政治が間違っているからではありませんか。間違った政治を終わらせることが、今、生きている私たちの務めと考えます。

国民を助けるのが本来の役目なのに、助けないどころか、行き過ぎた資本主義で格差が開き、日本人は貧しくなる一方、資本家や大企業はこの10年、毎年、過去最高利益を続けています。

新しい資本主義を実現する中で、90年代初めに2割であった非正規雇用労働者が、4割となったということです。

少子化対策は、安定雇用にこそ、一番の対策ではありませんか。30年近くの経済不況、そこにきた自然災害、感染症流行に、そして物価高と不安定なときほど国は事業者を守って、倒産をさせない、労働者を守り、失業させない、これが鉄則です。

漁業にいたしましても、燃料費の高騰、ガソリン税軽減のトリガー条項凍結解除なら、25円安くなりますが、政府は凍結解除する気もありません。

農業においても、米作りを今年でやめる農家が何軒もあります。暮らしていけないと口をそろえ、この国に税金を納め、貢献した方々の声であります。

暮らしこそ政治の場であります。農業は全ての命をつなぐ、農業は周囲の全てに恵みをもた

らす機能を持ちますが、政府は自由化で安い外国農産物を奨励し、国民の自給率が危うくなくても、外国から買えばよいと言っています。

種子法、種苗法も改正され、日本国民の命を外国に委ねている国に、私たちは住んでいることを認識することです。明らかに政治が間違っています。国が農業を守るヨーロッパに学んでほしいと思います。

さらに、急速に進む高齢化に対し、社会保障は削減される一方、殺人が頻発している事件は他人ごとではありません。

厚労省の毎月勤労統計調査によると、実質賃金は、令和4年4月から令和5年9月まで、18か月連続でマイナスです。賃上げできているのは、多くの大企業、43兆円の巨額予算の結果、武器輸出の緩和から、大規模な発注を受けた者たちだけが潤っています。

また、市民団体の調べでは、インボイス開始から事業の見通しが悪くなった。廃業を検討、既に廃業など、合わせて7割ほどの話があると報告をしています。

インボイスは、中小零細潰しでありました。帝国データバンクの調べによると、家庭用を中心とした、12月の飲食料品値上げは677品目でした。2024年春まで、おおむね収束傾向で進むと言われていますが、円安など、原油高が引き続き進みますと、値上げ圧力もあり、人手不足に伴う人件費も本格的になり、値上げ発注の可能性は続きます。

これから負担増は検討されているものに、国民年金の支払い期間の延長、高齢者の介護自己負担率、値上げ等があります。

さらに、子ども少子化対策の財源のため、公的医療保険に上乘せして、2026年から段階的に支援金を徴収する、全世代が加入する医療保険からとの話が固まっています。

公務員と違って、日本国では、労働運動の破

壊が進み、パートや派遣など必要なときだけ人を集めて、社会保障の切り捨てなど、民間賃金水準は低下したと、国税庁の民間給与実態調査があります。

金で金をもうけていく構造からは、富める者は果てしなく富んでいく構造は、今も変わらず、貧富格差を拡大し続けています。

多くの人が不安を訴えても、自己責任とする、支配する者たちの力は強大になり、何でもかんでも決めるようになります。そうやって、権力は人間が本来持っている力をそいでいきます。

議案第14号に対する予算は、おおよそ2,600万円、住民の税金を使わせていただくことは、今の時期、住民の合意は得られないと私は考えます。

議案第14号、宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、反対の討論といたします。

○議長（川村三千代君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第14号」を、電子表決により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンをお押し願います。

（電子表決）

○議長（川村三千代君） 表決漏れはありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（川村三千代君） 表決漏れなしと認め、確定いたします。

採決の結果、賛成12名、反対1名です。

賛成多数であります。

よって、「議案第14号」は、原案のとおり可決されました。

日程第2「委員会調査について」、議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第3「意見書案第1号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

12番野々下昌文君。

○12番(野々下昌文君) 意見書案第1号、ブラッドパッチ療法(硬膜外自家血注入療法)に対する適正な診療上の評価等を求める意見書案を読み上げまして、提案理由の説明といたします。

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法が保険適用となりました。

その結果、それまで高額な自費診療での治療

を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は1か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていないのが現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 脳脊髄液漏出症の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

1. ブラッドパッチ療法の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改訂すること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

令和5年12月20日

以上でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(川村三千代君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま意見書案第1号が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(川村三千代君) 御異議なしと認めま

す。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶の申出がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る12月5日に開会をいたしました今期定例会は、本日までの16日間、議員の皆様におかれましては、連日、熱心に御審議をいただき、御提案申上げました21議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、誠にありがとうございました。

今議会を通じお寄せいただきました貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映をさせてまいりたいと考えております。

今年も残りわずかとなりました。議員の皆様におかれましては、どうか健康に御留意をされまして、すばらしい新年を迎えられますよう御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長(川村三千代君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、令和5年第4回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 川村 三千代

宿毛市議会副議長 三木 健正

議員 野々下 昌文

議員 松浦 英夫

令和5年12月19日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

予算決算常任委員長 松 浦 英 夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|-------------------------------|------|-----|
| 議案第 2号 | 令和5年度宿毛市一般会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 3号 | 令和5年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 4号 | 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 5号 | 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 6号 | 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 7号 | 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 8号 | 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第 9号 | 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第10号 | 令和5年度宿毛市後期高齢者医療特別会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |
| 議案第11号 | 令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について | 原案可決 | 適 当 |

令和5年12月14日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|--|------|----|
| 議案第13号 | 宿毛市個人番号カードの利用に関する条例の制定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第14号 | 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第15号 | 宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第16号 | 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第17号 | 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第18号 | 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |

令和5年12月15日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 堀 景

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 事件の番号 | 件名 | 審査結果 | 理由 |
|--------|--|------|----|
| 議案第12号 | 宿毛市の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第19号 | 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第20号 | 宿毛市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |
| 議案第21号 | 宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について | 原案可決 | 適当 |

令和5年12月14日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

総務文教常任委員長 寺 田 公 一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年12月15日

宿毛市議会議長 川 村 三千代 殿

産業厚生常任委員長 堀 景

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

令和5年12月19日

宿毛市議会議長 川村 三千代 殿

議会運営委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 議会の運営に関する事項
(2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
(3) 議長の諮問に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める
意見書

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年12月13日提出

| | | | |
|-----|---------|-----|----|
| 提出者 | 宿毛市議会議員 | 野々下 | 昌文 |
| 賛成者 | 宿毛市議会議員 | 松浦 | 英夫 |
| 〃 | 〃 | 寺田 | 公一 |
| 〃 | 〃 | 堀 | 景 |
| 〃 | 〃 | 井上 | 将 |
| 〃 | 〃 | 三木 | 健正 |

宿毛市議会議員 川村 三千代 殿

説明 口頭

ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）に対する適正な診療上の評価等を求める
意見書

交通事故、スポーツ、落下事故、暴力など全身への外傷等を原因として発症する脳脊髄液漏出症（減少症）によって、日常生活を大きく阻害する様々な症状に苦しんでいる患者の声が、全国各地から国へ数多く寄せられていた。その後、平成18年に山形大学を中心に関連8学会が参加し、厚生労働省研究班による病態の解明が進んだ結果、平成28年より同症の治療法であるブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が保険適用となった。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとにブラッドパッチ療法を受けることができるようになったが、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者の中には、保険適用J007-2の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係る者」という条件を伴わない患者がいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、その後の研究で、脳脊髄液の漏出部位は一か所とは限らず、頸椎や胸椎部でも頻繁に起こる事が報告された。ここで、この頸椎や胸椎部にブラッドパッチ療法を安全に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価がされていない現状がある。

よって政府においては、上記の新たな現状を踏まえ、脳脊髄液漏出症（減少症）の患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、以下の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1、脳脊髄液漏出症（減少症）の症状において、約10%は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、算定の要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

1、ブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）の診療報酬において、X線透視を要件として、漏出部位を確認しながら治療を行うことを可能にするよう、診療上の評価を改訂すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年12月20日

宿毛市議会議長 川村 三千代

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
国 土 交 通 大 臣 殿
文 部 科 学 大 臣 殿

一 般 質 問 通 告 表

令和5年第4回定例会

| 質問 順位 | 質問議員 | 質 問 の 要 旨 |
|----------|-------------|---|
| 1 | 6番 今城 隆君 | <p>1 宿毛湾港防衛利用候補の意味について（市長）</p> <p>(1) 「特定重要拠点」とはどのようなものか</p> <p>ア 特定重要拠点の概要について</p> <p>イ 政府側からの説明について</p> <p>ウ 自治体としての手続きについて</p> <p>(2) 安保3文書（国家安全保障戦略）との関わりについて</p> <p>ア 国家安全保障戦略の中での宿毛湾港の位置付けについて</p> <p>イ 平時・有事の活用について</p> <p>ウ 特別注視区域や注視区域との関わりについて</p> <p>(3) 宿毛市としての対応について</p> <p>2 すくも湾漁協の組合員審査等に係る問題について（市長）</p> <p>(1) 県常例検査における指摘事項について</p> <p>(2) 指摘事項改善に向けた市・県の対応について</p> <p>3 西地区学校建設及び宿毛小中学校維持管理業務について （市長、教育長）</p> <p>(1) 西地区小中学校の基本計画策定について</p> <p>(2) 宿毛小中学校維持管理等の現状について</p> <p>ア カビ対策等の現状及び対応について</p> <p>イ カビ対策に要した電気使用料について</p> <p>ウ 情報公開について</p> |
| 2 | 8番 三木健正君 | <p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 次期4年間の主要施策について</p> <p>(2) 事前復興まちづくり計画について</p> <p>2 選挙の投票率について（選挙管理委員会委員長）</p> <p>(1) 近年の選挙の状況について</p> <p>ア 期日前投票の状況について</p> <p>イ 投票期日（投票日）の状況について</p> <p>(2) 今後の投票率向上に向けた取り組みについて</p> |

| | | |
|----------|-------------------------|---|
| <p>3</p> | <p>3 番 小谷翔太君</p> | <p>1 地区管理道路について（市長） （1）各地区管理の道路の現状について （2）今後の集落での管理について</p> <p>2 地域医療体制について（市長） （1）市内医療機関の現状について （2）将来の医療体制について （3）市営診療所等の創設について</p> <p>3 空き家対策について（市長） （1）空き家対策支援の現状について （2）市民向け空き家改修支援制度について</p> <p>4 市内商工業について（市長） （1）中小企業および小規模企業の支援の現状について （2）中小企業・小規模企業振興条例の策定について</p> |
| <p>4</p> | <p>1 2 番 野々下昌文君</p> | <p>1 市長の政治姿勢について（市長） （1）今回の選挙結果の受け止めについて （2）8年間で振り返って、3期目にあたっての市長の率直な思いについて （3）事前復興まちづくり計画への取り組みについて （4）避難場所で避難者の命を守るための今後の取り組みについて （5）避難所の広域連携の明確化について （6）市長の目指す公園整備について</p> <p>2 総合経済対策について（市長） （1）重点支援交付金の低所得者世帯支援の年内給付について （2）重点支援交付金の本市の推奨メニューについて （3）推奨メニューの予算化について</p> <p>3 発達性読み書き障害（ディスレクシア）について（教育長） （1）学校現場での早期発見について （2）タブレット端末やデジタル教科書の活用について （3）専門医との連携について</p> |

| | | |
|---|--------------|---|
| 5 | 14番 寺田公一君 | <p>1 すくもサニーサイドパークの現在の利用状況及び維持管理について (市長)</p> <p>(1) 利用者数について</p> <p>(2) 利用者からの苦情などの意見について</p> <p>(3) RVパークエリアの利用について</p> <p>(4) 車中泊利用者への対応について</p> <p>(5) キャンプエリアの利用状況について</p> <p>(6) 温水洗浄便座トイレの状況について</p> <p>(7) ゴミ箱の設置状況について</p> <p>2 使用済みの蛍光灯管の処理について (市長)</p> <p>(1) 9月議会での質問以降の市としての対応について</p> <p>(2) 中央支所への設置について</p> <p>3 移住定住施策の現状について (市長)</p> <p>(1) 現在の移住者の定住状況について</p> <p>(2) 移住者住宅の状況について</p> <p>4 地域づくりと若者との関わりについて (市長)</p> <p>(1) 若者の意見の集約の方法について</p> <p>(2) 若者のまちづくりへの参加について</p> |
| 6 | 2番 浦尻学典君 | <p>1 6月定例会及び9月定例会における一般質問項目の進捗について (市長)</p> <p>(1) 災害発生後のLPガス供給について</p> <p>ア 現在の進捗状況と今後の予定について</p> <p>(2) 避難所運営訓練及び自主防災組織の取り組み支援について</p> <p>ア 現在の実績などについて</p> <p>イ 今後の支援について</p> <p>(3) 市内長期浸水時の指定避難所の確保について</p> <p>ア 現在の進捗状況と今後の予定について</p> <p>(4) 宿毛市事前復興まちづくり計画について</p> <p>ア 現在の進捗状況と今後の予定について</p> <p>2 市長選挙公約及び今後の市政について (市長)</p> <p>(1) 水産業の所得向上及び養殖魚の外商推進について</p> |

| | | |
|---|--------------|---|
| 7 | 13番 松浦英夫君 | <p>1 宿毛市長選挙について（市長、選挙管理委員会委員長）</p> <p>（1）宿毛市長選挙における投票率について</p> <p>（2）市長の公約実現について</p> <p>2 脱炭素化への取り組みについて（市長）</p> <p>（1）近隣市町村の計画について</p> <p>（2）これまでの取り組みと今後の計画について</p> <p>3 宿毛湾港（特定重要拠点）について（市長）</p> <p>（1）申し入れがあったのか</p> <p>（2）市民への影響について</p> |
| 8 | 1番 井上 将君 | <p>1 県道宿毛城辺線付近の災害対応について（市長）</p> <p>（1）道路浸水への対応について</p> <p>（2）土砂災害への対応について</p> <p>2 西地区学校基本計画について（市長、教育長）</p> <p>（1）入札不調となった原因、その後の対策について</p> <p>（2）基本計画策定事業について</p> <p>3 市長の選挙公約と今後の市政について（市長）</p> <p>（1）人口減少対策について</p> <p>（2）子育て支援について</p> <p>4 市職員の労働時間管理について（市長）</p> <p>（1）月残業60時間超えの状況について</p> <p>（2）対象者への対応について</p> <p>5 宿毛市マイクロバス（ふれあいさくら号）について（市長）</p> <p>（1）老人クラブ活動の移動支援について</p> <p>（2）マイクロバスの質向上について</p> |
| 9 | 7番 堀 景君 | <p>1 市長選挙の総括について（市長）</p> <p>（1）市長選挙の結果について</p> <p>（2）公約の具体的施策について</p> |

| | | |
|----|-------------|---|
| | | <p>2 防災対策について（市長）</p> <p>(1) 南海トラフ地震の危機管理体制について</p> <p>ア 宿毛市の想定している被害について</p> <p>イ 災害時の避難対策と整備について</p> <p>ウ 避難訓練について</p> <p>(2) 災害時の総合運動公園の危機管理体制について</p> <p>ア 総合運動公園の活用方法について</p> <p>イ 避難者の受け入れ体制について</p> <p>ウ 防災倉庫の備蓄品について</p> <p>3 観光対策について（市長）</p> <p>(1) グリーンスローモビリティについて</p> <p>ア 事業内容について</p> <p>イ 試乗期間を終えての活用方法について</p> <p>(2) 保健婦荒木初子氏の像と生家について</p> <p>4 宿毛斎場について（市長）</p> <p>(1) 斎場の長期的な計画について</p> <p>(2) 災害時の対応について</p> |
| 10 | 9番 川田栄子君 | <p>1 マイナンバーとマイナンバーカードについて（市長）</p> <p>(1) 制度の中のマイナンバーの役割について</p> <p>(2) マイナンバーカードの利用サービスについて</p> <p>(3) マイナンバーカードとマイナ保険証について</p> <p>ア マイナ保険証利用登録人数について</p> <p>イ 登録解除について</p> <p>ウ カード紛失、期限等について</p> <p>エ 情報サービスについて</p> <p>オ マイナ保険証の窓口負担について</p> <p>カ 施設利用者等マイナ保険証の保管について</p> <p>キ カード返納について</p> <p>ク 従来の健康保険証廃止アンケートについて</p> <p>(4) マイナンバーと給付口座の紐づけについて</p> <p>ア 郵送申請と給付金について</p> <p>イ オンライン申請と給付金について</p> <p>2 ガバメントクラウドについて（市長）</p> |

| | | |
|--|--|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> (1) ガバメントクラウドの仕組みについて (2) サーバーの事業者について 3 新型コロナ関係のワクチンについて（市長、教育長） <ul style="list-style-type: none"> (1) ワクチンの安全性について (2) 厚労省通知書について (3) 当市の接種状況について (4) 新型コロナウイルスの存在証明について (5) 新型コロナウイルス関係のワクチンの疑問について <ul style="list-style-type: none"> ア 国立感染研究所のマスクの説明について イ 文科省の衛生管理マニュアルについて (6) 人口動態統計による死亡者数増加について (7) ワクチン健康被害救済制度について 4 投票場所の環境について（選挙管理委員会委員長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 無効票について (2) 複数選挙時の説明について (3) 投票立会人について |
|--|--|--|

令和5年第4回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案（令和5年第3回定例会提出分）

| 議案番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|------|-----------------------------------|--------|----------|
| 第 4号 | 令和4年度宿毛市一般会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第 5号 | 令和4年度宿毛市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第 6号 | 令和4年度宿毛市へき地診療事業特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第 7号 | 令和4年度宿毛市定期船事業特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第 8号 | 令和4年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第 9号 | 令和4年度宿毛市学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第10号 | 令和4年度宿毛市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第11号 | 令和4年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第12号 | 令和4年度幡多西部介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第13号 | 令和4年度宿毛市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第14号 | 令和4年度宿毛市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第15号 | 令和4年度宿毛市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 12月 5日 | 認 定 |
| 第16号 | 令和4年度宿毛市水道事業会計の利益処分及び決算認定について | 12月 5日 | 原案可決及び認定 |

議 案（令和5年第4回定例会提出分）

| 議案番号 | 件 名 | 議決月日 | 結 果 |
|-------|--|-------------|------|
| 第 1 号 | 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて | 1 2 月 2 0 日 | 同 意 |
| 第 2 号 | 令和5年度宿毛市一般会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 承 認 |
| 第 3 号 | 令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第 4 号 | 令和5年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第 5 号 | 令和5年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第 6 号 | 令和5年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第 7 号 | 令和5年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第 8 号 | 令和5年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第 9 号 | 令和5年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第10号 | 令和5年度後期高齢者医療特別会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第11号 | 令和5年度宿毛市水道事業会計補正予算について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第12号 | 宿毛市の下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の制定について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第13号 | 宿毛市個人番号カードの利用に関する条例の制定について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第14号 | 宿毛市一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第15号 | 宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第16号 | 宿毛市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |
| 第17号 | 宿毛市特別職の職員の給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例について | 1 2 月 2 0 日 | 原案可決 |

| | | | |
|------|--|--------|------|
| 第18号 | 宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について | 12月20日 | 原案可決 |
| 第19号 | 宿毛市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について | 12月20日 | 原案可決 |
| 第20号 | 宿毛市空家等対策協議会条例の一部を改正する条例について | 12月20日 | 原案可決 |
| 第21号 | 宿毛市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について | 12月20日 | 原案可決 |